

北川村地域防災計画

令和3年3月

北川村防災会議

〔 目 次 〕

〈 一般対策編 〉	5
第1章 総則	5
第1節 計画の方針	6
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	8
第3節 北川村の概要	16
第4節 北川村防災会議	18
第5節 住民、企業等の責務	19
第2章 災害予防対策	20
第1節 防災知識の普及及び訓練に関する計画	21
第2節 公共施設等の災害予防計画	23
第3節 建築物等の災害予防計画	25
第4節 火災予防計画	26
第5節 水害予防計画	28
第6節 山地災害及び土砂災害予防計画	29
第7節 避難施設等の整備計画	30
第8節 地域防災力の育成対策	32
第9節 災害時要配慮者等の支援対策	36
第10節 自発的な支援への環境整備	38
第11節 道路災害予防計画	39
第12節 陸上における流出油災害予防計画	40
第13節 ライフライン等の対策	41
第14節 避難を可能にするサインの整備	42
第15節 自主的な避難	43
第16節 避難計画	45
第17節 備蓄体制の整備	46
第18節 災害に備える体制の確立	47
第3章 災害応急対策	53
第1節 活動体制の確立	55
第2節 情報の収集伝達	57
第3節 消防計画	64
第4節 避難誘導・収容計画	66
第5節 救助・救護計画	69
第6節 ライフライン対策	72
第7節 緊急輸送対策	74
第8節 防疫・保健衛生対策	76
第9節 自衛隊の災害派遣要請	79
第10節 自発的支援の受け入れ	81
第11節 応急住宅対策	82
第12節 水防計画	85

第13節 火災応急対策	91
第14節 道路災害応急対策	92
第15節 陸上における流出油災害応急対策	93
第16節 教育対策	94
第17節 応援要請	96
第18節 災害拡大防止活動	98
第19節 地域への救援活動	99
第20節 労務の提供	100
第21節 災害時要配慮者への配慮	101
第4章 災害復旧・復興計画	102
第1節 災害復旧計画	103
第2節 公共施設の災害復旧計画	104
第3節 被災村民のための緊急対策	105
第4節 復興計画	106
〈 震災対策編 〉	108
第1章 総則	108
第1節 計画の目的	109
第2節 震災対策編の構成と性格	109
第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	109
第4節 重点を置くべき事項	110
第5節 計画の修正	110
第6節 北川村防災会議	110
第7節 住民、企業等の責務	110
第8節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	111
第2章 予想される災害	113
第1節 南海トラフ地震の特徴	114
第2節 被害想定	114
第3節 南海トラフ地震臨時情報	116
第3章 災害予防対策	118
第1節 防災むらづくり	119
第2節 防災知識の普及及び訓練に関する計画	119
第3節 地域防災力の育成対策	120
第4節 自発的な支援への環境整備	120
第5節 火災予防対策	120
第6節 建築物等の災害予防対策	120
第7節 ライフライン等の対策	120
第8節 緊急輸送対策	121
第9節 避難対策	121
第10節 地域への救援対策	122
第11節 災害時要配慮者等の支援対策	123

第4章 災害応急対策	124
第1節 活動体制の確立	125
第2節 情報の収集伝達	125
第3節 応援要請	126
第4節 広報活動	126
第5節 消防計画	127
第6節 避難対策	127
第7節 災害拡大防止活動	129
第8節 緊急輸送対策	129
第9節 地域への救援活動	129
第10節 防疫・保健衛生対策	129
第11節 犬、猫、特定動物等の保護及び管理	130
第12節 応急住宅対策	130
第13節 ライフライン対策	130
第14節 教育対策	130
第15節 労務の提供	130
第16節 災害時要配慮者への配慮	130
第17節 二次災害の防止	130
第18節 自発的支援の受け入れ	131
第19節 自衛隊の災害派遣要請計画	131
第5章 災害復旧・復興計画	132
第1節 災害復旧計画	133
第2節 迅速な現状復旧の進め方	133
第3節 復興計画	134
第4節 被災村民のための緊急計画	134
第6章 重点的な取り組み	139
第1節 強い揺れから身を守る対策	140
第2節 震災に強い人・地域づくり対策	140
〈 参考資料編 〉	142
1. 防災関係連絡先	143
2. 警戒区域等	146
3. 指定緊急避難場所・避難所	158
4. 防災備蓄倉庫設置場所	160
5. 各種様式	161

〈 一般対策編 〉

第1章 総則

第1節 計画の方針

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第3節 北川村の概要

第4節 北川村防災会議

第5節 住民、企業等の責務

第1節 計画の方針

1. 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、本村に係る防災に関し、必要な諸施策の基本を、村指定公共機関、指定地方公共機関、事業者、住民それぞれの役割を明らかにしながら定め、地域住民の生命、身体及び財産を災害から守り、災害の拡大防止・被害の軽減に努めるなど、防災に対する万全を期し村民生活の安全を確保することを目的とする。

2. 計画の構成

- 本計画は、本村での各種災害に対処するため、「一般対策編」、「震災対策編」の2編で構成する。
- 「一般対策編」は、風水害対策を基礎に、各編に共通する事項も記述し、北川村地域防災計画における基本的な計画としている。
- 「震災対策編」は、地震及びそれに伴う津波災害に対する予防、応急、復旧・復興の各段階における諸施策を具体的に記述している。

3. 重点を置くべき事項

この計画は、本村での災害発生時において、地域住民の生命、身体及び財産を守るための対策を重視し、防災関係機関、事業者、住民が一体となって、人的被害の発生を未然に防ぐ予防対策を推進するものである。

4. 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、社会情勢の変化等を踏まえ、常に実情に沿ったものとするために検討を加え、必要があると認めるときは、北川村防災会議に諮り、これを修正する。

[注 記] 本計画における用語について

住民	村の地域に住所を有する者、他市町村から村の地域に通学・通勤する者及び災害時に村の地域に滞在する者等も含める。
災害時要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児、病人、妊婦等、その他特に災害時に配慮を要する方をいう。
災害時避難行動要支援者	災害時要配慮者のうち、災害は発生し又は災害の発生が想定される場合に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する方をいう。
防災関係機関	国、県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。
県	県の部局、県警察及び出先機関、教育委員会等をいう。

市町村・・・・・・・・	市町村の部課、行政委員会、一部事務組合、消防機関(消防本部・消防署・消防団を含む。)をいう
自衛隊・・・・・・・・	陸上、海上及び航空自衛隊をいう。
ライフライン・・・・・・・・	電力、ガス、上下水道、工業用水道及び通信の事業をいう。
避難場所・・・・・・・・ (指定緊急避難場所)	市町村が指定する住民等が災害から命を守るために緊急に避難する施設又は場所をいう。
避難所・・・・・・・・ (指定避難所)	市町村が指定する、避難した住民等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在、又は災害により自宅へ戻れなくなった住民等が一定期間一時的に滞在する施設をいう。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1. 防災関係機関の責務

(1) 村の責務

村は、防災活動の基本的役割をなす地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、その地域にかかる防災計画を作成し、関係機関等の協力を得て、防災活動を実施する。

(2) 県の責務

県は、法令及び高知県地域防災計画の定めるところにより防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、その所掌する事務又は業務について防災に関する計画を定めて防災活動を実施するとともに、県及び市町村の防災活動が円滑に行われるよう指導等を行う。

(4) 指定公共機関・指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に照らして、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

(5) 公共的団体・防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には応急措置を実施する。

2. 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 地方自治体

機関名	処理すべき事務又は業務
村	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域防災計画の作成 (2) 防災に関する組織の整備 (3) 防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施 (4) 自主防災組織の育成指導、その他の災害対策の促進 (5) ボランティアの受け入れ態勢の整備に関すること (6) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検 (7) 防災のための施設、設備の整備及び点検 (8) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 (9) 避難の勧告又は指示及び避難場所の開設 (10) 消防、水防その他応急措置 (11) 被災者に対する救助及び救護等の措置 (12) 緊急輸送の確保 (13) 食糧、医薬品、その他物資の確保 (14) 災害時の保健衛生及び応急教育 (15) その他の災害発生の防御又は拡大防止のための措置 (16) 災害復旧・復興の実施
県	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域防災計画の作成 (2) 防災に関する組織の整備 (3) 防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施 (4) 自主防災組織の育成指導、その他県民の災害対策の促進 (5) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検 (6) 防災のための施設、設備の整備及び点検 (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 (8) 避難の指示及び避難場所の開設の指示 (9) 水防その他応急措置 (10) 被災者に対する救助及び救護等の措置 (11) 緊急輸送の確保 (12) 食糧、医薬品、その他物資の確保 (13) 災害時の交通規制、社会秩序の維持、保健衛生及び応急教育の確保 (14) 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整 (15) その他の災害発生の防御又は拡大防止のための措置 (16) 災害復旧・復興の実施

(2) 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
中国四国管区 警 察 局 四国警察支局	(1) 管区内各県警察の災害警察活動に係る相互援助の指導及び調整(2) 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携(3) 管区内各県警察及び管区内防災関係機関等からの災害情報の収集及び連絡 (4) 警察通信の確保及び統制(5) 管区内各県警察への気象警報等の伝達
四 国 財 務 局 高知財務事務所	(1) 公共土木施設災害復旧事業費査定立会 (2) 農林水産業施設に関する災害復旧事業費査定立会 (3) 災害時における金融情勢等の調査及び必要と認められる範囲内で次の事項の実施を要請①災害関係の融資 ②預貯金の払戻及び中途解約③手形交換、休日営業等の配慮④保険金の支払の迅速化及び保険料の払込猶予⑤その他非常金融措置(4) 地方公共団体の災害復旧事業債の貸付け (5) 地方公共団体に対する短期資金の貸付け (6) 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付け
四国厚生支局	(1) 独立行政法人国立病院機構等関係機関との連絡調整
中 国 四 国 農 政 局	(1) 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設等の防護 (2) 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導 (3) 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導 (4) 農作物、農地、農業用施設等の被害状況の把握、営農資材の供給及び病虫害防除所及び家畜保健衛生所の災害状況の把握 (5) 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業等の支援 (6) 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく天災資金、農林漁業金融公庫資金等の融資 (7) 応急用食料・物資の供給に関する支援
四 国 森 林 管 理 局	(1) 森林治水事業の実施並びに林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の実施 (2) 国有保安林の整備保全 (3) 災害応急対策用木材(国有林)の供給 (4) 民有林における災害時の応急対策等
四 国 経 済 産 業 局	(1) 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保 (2) 災害時における防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保 (3) 災害時における電気、ガス、石油製品事業にかかる応急対策等

中国四国産業 保安監督部 四国支部	(1) 災害時における電気、ガス事業にかかる応急対策等 (2) 危険物等の保安の確保 (3) 鉱山における災害の防止 (4) 鉱山における災害時の応急対策
四国運輸局 高知運輸支局	(1) 災害時における自動車による輸送のあつせん (2) 災害時における旅客及び物資の輸送を確保するための船舶等の調達あつせん
大阪航空局高 知空港事務所	(1) 災害時における人員、応急物資の空輸に対する利便確保 (2) 航空保安施設等の防災対策としての管理体制の強化
高知海上 保安庁	(1) 海上災害に関する警報等の伝達及び警戒 (2) 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査 (3) 海上における人命救助 (4) 避難者、救援物資等の緊急輸送 (5) 係留岸壁付近、航路及びその周辺海域の水深調査 (6) 海上における流出油事故に関する防除措置 (7) 船舶交通の制限、禁止及び整理、指導 (8) 危険物積載船舶に対する移動の命令、航行の制限、禁止及び荷役の中止 (9) 海上治安の維持 (10) 海上における特異事象の調査
高知地方 気象台	(1) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の発表並びに関係機関への伝達 (2) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集並びに発表 (3) 災害発生が予想される場合あるいは災害発生時における気象状況推移及び予想の解説 (4) 防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
四国総合 通信局	(1) 各種非常通信訓練の実施及びその指導 (2) 高知県非常通信協議会の育成指導 (3) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに非常通信の運用管理 (4) 災害時における電気通信、放送施設等の被害及び措置状況の収集 (5) 災害時における通信機器の供給の確保
高知労働局	(1) 事業場施設及び労働者の被災状況の把握 (2) 二次災害発生のおそれのある事業場に対する災害防止の指導 (3) 災害応急、復旧工事等に従事する労働者の安全衛生の確保及び健康管理についての指導 (4) 被災事業場の作業再開時の安全衛生施設等に関する危険防止上必要な指導

高知労働局	<ul style="list-style-type: none"> (5) 労働条件の確保に向けた総合相談 (6) 事業場の閉鎖等による賃金未払労働者に対する未払賃金立替払 (7) 被災労働者に対する労災保険給付 (8) 労働保険料の納付に関する特例措置 (9) 雇用保険の失業認定に関すること (10) 被災事業所離職者に対する求職者給付に関すること
四国地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 直轄河川、海岸、砂防、ダム、道路等の施設の保全及びその災害復旧 (2) 水防警報指定河川について、水防警報の発表、伝達 (3) 洪水予報指定河川について、洪水予報の発表、伝達 (4) 直轄河川の水質事故対策、通報等 (5) 直轄ダムの放流等通知 (6) 港湾、海岸、空港の建設、改良による災害防止 (7) 港湾、海岸、空港の災害応急対策 (8) 港湾、海岸、空港の災害復旧事業及び流出油の防除 (9) 災害関連情報の伝達及び提供 (10) 災害ポテンシャル情報等に関する普及及び啓発活動 (11) 公共土木施設の応急対策及び復旧、地域の復興等に関する応援及び支援
中国四国防衛局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 (2) 災害時における米軍部隊との連絡調整
中国四国地方環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 環境保全上緊急に対応する必要がある有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 (2) 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集・伝達 (3) 家庭動物の保護等に係る支援に関すること
国土地理院 四国地方測量部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力に関すること (2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に国土地理院が提供及び公開する防災関連情報利活用の支援・協力に関すること (3) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システム活用の支援・協力に関すること (4) 災害復旧・復興にあたって、位置に関わる情報基盤形成のため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等の実施及び公共基準点等の復旧測量、地図の修正測量等公共測量の実施における測量法に基づく、実施計画書の技術的助言の実施に関すること

(3) 自衛隊

<p>(1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集</p> <p>(2) 県、市町村が実施する防災訓練への協力</p> <p>(3) 災害派遣の実施 (被害状況の把握、避難の援助、避難者等の捜索・救助、水防活動、消防活動、道路の啓開、応急医療、救護及び防疫、通信支援、人員・物資の緊急輸送、炊飯、給水及び入浴支援、宿泊支援、危険物の保安及び除去)</p> <p>(4) 防衛省の管理に属する物品の災害救助のための無償貸与及び譲与</p>

(4) 指定公共機関

西日本電信 電話(株)	<p>(1) 電気通信設備の保全及びその災害復旧</p> <p>(2) 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達</p>
<p>(株)NTTドコモ 四国 KDDI(株) ソフトバンク(株)</p>	<p>(1) 電気通信設備の保全及びその災害復旧</p> <p>(2) 災害非常通話の確保</p>
郵便事業(株)	<p>(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付</p> <p>(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除</p> <p>(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除</p> <p>(4) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄付金の配分</p> <p>(5) 被災者の救援を目的とする寄付金送金のための郵便振替の料金免除</p> <p>(6) 逓信病院の医療救護活動</p> <p>(7) 逓信病院の医療救護活動</p> <p>(8) 簡易保険福祉事業団に対する災害救護活動の要請</p> <p>(9) 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資</p>
日本銀行	<p>(1) 現金の確保及び決済機能の維持</p> <p>(2) 金融機関の業務運営の確保</p> <p>(3) 非常金融措置の実施</p>
日本赤十字社	<p>(1) 災害時における医療救護</p> <p>(2) 死体の処理及び助産</p> <p>(3) 血液製剤の確保及び供給の為の措置</p> <p>(4) 被災地応援救護班の編成、派遣の措置</p> <p>(5) 被災者に対する救援物資の配布</p> <p>(6) 義援金の募集受付</p> <p>(7) 防災ボランティアの登録及び育成</p> <p>(8) 防災ボランティアの活動調整</p> <p>(9) 各種ボランティアの調整、派遣</p>

日本放送協会	(1) 住民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底 (2) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報 (3) 生活情報、安否情報の提供 (4) 社会福祉事業団等による義援金品の募集協力
西日本高速道路(株)	管理する道路等の保全及び災害復旧
四国旅客鉄道(株)	(1) 鉄道施設等の保全 (2) 救助物資及び避難者の輸送の協力
四国電力(株)	(1) 電力施設の保全、保安 (2) 電力の供給

(5) 指定地方公共機関

四国ガス(株) (社)高知県エルピーガス協会	(1) ガス施設の保全、保安 (2) ガスの供給
(株)高知放送 (株)テレビ高知 高知さんさんテレビ(株) (株)エフエム高知	(1) 気象予警報の放送 (2) 災害時における広報活動 (3) 住民に対する防災知識の普及 (4) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底 (5) 生活情報、安否情報の提供
土佐くろしお鉄道(株)	(1) 鉄道施設等の保全 (2) 救助物資及び避難者の輸送の協力
とさでん交通(株) (一社)高知県バス協会	(1) 災害時における軌道又は旅客自動車による救助物資並びに避難者等の輸送の協力
(社)高知県トラック協会	(1) 災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力
(社)高知県医師会	(1) 災害時における救急医療活動 (2) 大規模災害時には、「高知県災害医療救護計画」及び「北川村災害医療救護計画」に基づき各郡市医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会及び県救急医療情報センターと協力のうえ救急医療活動を行う。
(一社)高知県建設業協会	(1) 災害時における公共土木施設及び公共施設等に関する応急対策業務への協力
(公財)高知県消防協会	(1) 防災・防火思想の普及 (2) 消防団員等の教養・訓練及び育成 (3) 要配慮者等の避難支援への協力

(公社)高知県 看護協会	(1)災害時における看護活動及び要配慮者等の健康対策 (2) 大規模災害時における「高知県災害時医療救護計画」に基づく 県医師会、各郡市医師会、県歯科医師会、県薬剤師会及び県救 急医療情報センターと協力した医療救護活動
(社福)高知県 社会福祉 協議会	(1) 要配慮者等に関する地域の防災対策への協力 (2) 災害時における福祉施設の人材確保の協力 (3) 災害時におけるボランティア活動 (4) 生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付
(株)高知新聞 社	(1) 県民に対する防災知識の普及 (2) 災害時における広報活動 (3) 災害時における生活情報、安否情報の提供
(一社)高知県 歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療救護活動 (2) 大規模災害時における「高知県災害時医療救護計画」に基づく 県医師会、各郡市医師会、県薬剤師会、県看護協会及び県救急医療 情報センターと協力した医療救護活動
(公社)高知県 薬剤師会	(1) 災害時における薬剤師の派遣 (2) 大規模災害時における「高知県災害時医療救護計画」に基づく 県医師会、各郡市医師会、県歯科医師会、県看護協会及び県救急医療情 報センターと協力した医療救護活動

第3節 北川村の概要

1. 自然的条件の特徴

(1) 位置及び面積

北川村は、高知市の東方65kmに位置し、東西約17km、南北約23km、総面積は196.91km²である。村の中央部を奈半利川が南北に流れ、北は剣山山系の支脈にて、馬路村に、西は安田町に、東は東洋町及び徳島県海陽町にいずれも山脈をもって境し、南は山脈をもって室戸市、奈半利町、田野町に小峰をもって界す山村である。奈半利川とその支流の両岸に25部落が点在している。

(2) 地形・地質

総面積に占める森林の割合は95%で全般に急峻な地形で山間の河川流域沿いのわずかな平地が農用地、住居地等として利用されている。

地質構造は、四万十帯に属し第3紀室戸層、奈半利川層からなっており、砂岩、泥岩、礫岩等からなっている。

(3) 気候

本村の気候は、全般的に温暖多雨の海洋性気候で年平均気温16℃、年間降水量3,000mm～4,000mmと多くなっている。

また、8月から9月下旬にかけて、台風がたびたび通過する。

1月上旬から2月下旬にかけては、たまに降雪を見ることがあるが、積雪はほとんどない。

2. 災害の特徴

(1) 風水害

当村は森林の割合が95%を占め年間降雨量も多く、台風や豪雨による土砂災害等の被害の発生が考えられる。

(2) 地震災害

南海トラフを震源とする地震は、100年から150年の周期で繰り返し発生しており次に発生する時期や規模について、地震調査研究推進本部から発表されており、今後30年以内の発生率:70～80%程度とされている。

この南海地震にともない、当村では震度6弱の地震が予測されている。

3. 災害に対する危険性

(1) 水害に対する問題点と対応

奈半利川は堤防の整備が進んではいるが近年の傾向として異常気象による豪雨等で川の水量が急激に増し、はん濫注意水位を度々超えている状態であり堤防を越流する危険性が高くなっている。

(2) 土砂災害に対する問題点と対応

山地で土石流の発生しやすい溪流では、砂防ダム、流路工等の整備を検討する必要がある。

(3) 段丘崖に対する問題点と対応

特に豪雨、地震時に急斜面部が崩壊する可能性がある。日常から崩壊につながるような亀裂の有無などの監視が必要である。

(4) 地震災害に対する問題点と対応

住宅裏山の崩壊及び土石流が予想されるため、安全な場所への避難を行わなければならない。

4. 社会的条件の特徴

(1) 人口

本村は昭和35年電源開発工事に伴う人口増(6,000人)を頂点として、その後の工事完了と高度経済成長の影響を受けて昭和55年には1,907人にまで大幅な人口減少を続けてきた。その後もその度合いはゆるやかなものとなっているが減少が続いている。(別表1参照)

別表1 人口・世帯数

年次	人口 (人)	世帯数
昭和55年	1907	663
昭和60年	1815	622
平成2年	1706	607
平成7年	1650	609
平成12年	1591	635
平成17年	1478	606
平成22年	1376	598
平成27年	1294	582

(2) 建物

令和2年1月1日現在における本村の家屋は、総数で、2,452棟である。

(3) 道路

道路は日常生活に最も密着した基盤施設であり、交通機能はもとより、防災や環境保全の空間地として、多様な機能を持っている。

本村における道路は、国道493号線(南北34.595km)、地域高規格道路(野友柏木間3.7km)県道3路線(安田東洋線16.418km、西谷田野線4.105km、魚梁瀬公園3.88km)のほか村道は64.87kmの延長があり、その舗装率は70.2%となっている。農道は31.106km、林道は49.223kmの延長となっている。

本村での最も交通量の多い道路は国道493号線であり、1日あたりの通行量は約4,000台となっている。

第4節 北川村防災会議

1. 北川村防災会議の所掌事務などについて

(1) 設置及び所掌事務

- 災害対策基本法第16条の規定に基づき、北川村防災会議を設置し、その所掌事務を定める。
- 所掌事務は次のとおりとする。
 - ①北川村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること
 - ②村長の諮問に応じて、村の地域に係る防災に関する重要事項を審議する事
 - ③前項に規定する重要事項に関し、村長に意見を述べる事
 - ④村域に係る災害が発生した場合において、災害復旧に関し、村及び防災関係機関の連絡調整を図ること
 - ⑤前各号に定めるほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

2. 組織及び運営

北川村防災会議の組織及び運営に関しては、災害対策基本法第16条第6項及び北川村防災会議条例の定めるところによる。

第5節 住民、企業等の責務

1. 住民の責務

災害対策基本法第7条第3項において、「地方公共団体の住民は、基本理念にのっとり、食品、飲料水、その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。」と定められている。

このため、住民は「自らの身の安全は自らが守る。」という防災の原点に立ち、日頃から防災に関する知識の習得、防災訓練への参加等防災対策に必要な活動に努める。

また、災害時には避難、応急措置、避難所運営への協力等に寄与する。

2. 企業等の責務

企業等は、従業員や顧客の安全の確保、経済活動の維持、地域への貢献といった役割を認識し、業務継続計画（BCP）の策定や防災体制の整備や防災訓練の実施に努める。また、災害時にはこれらの役割を果たすとともに、行政機関、地域自主防災組織等が行う防災活動と連携・協力するものとする。

第2章 災害予防対策

- 第1節 防災知識の普及及び訓練に関する計画
- 第2節 公共施設等の災害予防計画
- 第3節 建築物等の災害予防計画
- 第4節 火災予防計画
- 第5節 水害予防計画
- 第6節 山地災害及び土砂災害予防計画
- 第7節 避難施設等の整備計画
- 第8節 地域防災力の育成対策
- 第9節 災害時要配慮者等の支援対策
- 第10節 自発的な支援への環境整備
- 第11節 道路災害予防計画
- 第12節 陸上における流出油災害予防計画
- 第13節 ライフライン等の対策
- 第14節 避難を可能にするサインの整備
- 第15節 自主的な避難
- 第16節 避難計画
- 第17節 備蓄体制の整備
- 第18節 災害に備える体制の確立

第1節 防災知識の普及及び訓練に関する計画

災害を最小限に食い止めるためには、行政の的確な対応が必要であると共に、住民一人ひとりが正しい防災知識に基づいて行動することが必要である。そのために、平常時における防災思想の普及、防災訓練の実施、自主防災活動の充実などについて定めた。

1. 防災知識の普及計画

(1) 村職員に対する教育

職員は、日常の行政事務を通じ、積極的に防災対策を推進し、同時に、災害時における適正な判断力の養成、防災に必要な知識や技能の取得を研修や手引き書などによって行う。

例 ○地震に対する知識

- 地域防災計画及び災害関係法令の熟知
- 動員、配備体制と任務分担
- 住民の自主組織育成への支援
- 台風時における対応

(2) 住民に対する防災思想の普及

地域住民に対しては、住宅の耐震化や、水害の浸水想定区域・土砂災害の危険箇所の把握、家庭での食料・物資の備蓄の推進、自主防災組織の育成等災害発生時において、住民が的確な判断に基づいて行動できるよう、災害の正しい知識や安全対策及び防災思想の普及を講演会や広報資料の配布などによって行う。

2. 防災訓練の実施計画

地震発生時における災害及び風水害等他の災害を最小限に食い止め、災害応急対策を円滑にするために防災訓練を実施する。

(1) 総合防災訓練

村・消防団・中芸消防署、事業所、地域住民などが一体となって防災訓練を実施し、防災体制の強化と防災意識の高揚を図る。

- 動員
- 情報の収集及び伝達
- 避難勧告、指示、避難誘導
- 消防、水防及び救助の活動
- 食料・飲料水の備蓄、医療、その他の救護活動
- その他

(2) 地震対策訓練

○地震発生時においては、情報の収集伝達が基本となるため、中芸消防署や自主防災組織と協力した訓練を行う。

○地震による震動を疑似体験できる起震車を活用し、一人でも多くの住民に参加していただき、防災意識の高揚を図る。

(3) 避難所開設・運営訓練

大規模災害時を想定した、避難所開設・運営の訓練を行う。

(4) 職員の動員訓練

大規模災害発生直後において、初動の応急活動を実施するためには、職員の初動体制がきわめて重要であるので、初動体制訓練、災害対策本部の設置訓練を行う。それとともに、災害時における職員の初動対応マニュアルを作成する。

(5) 児童・生徒に対する教育の推進

学校、幼稚園、保育所では、南海トラフ地震や風水害での避難方法をはじめ、過去の災害の教訓もふまえたわかりやすい防災知識の普及を行う。

第2節 公共施設等の災害予防計画

1. 公共施設の整備及び点検計画

(1) 建築物

防災上重要な建築物である村の施設が直接被害を受けると、避難・救護活動、復旧作業などに重大な影響を生じるので、それらの建築物の地形・地盤の立地条件及び建物構造・階高・建築経過年数などを考慮して、耐震性の強化、確保に努める。

(2) 道路・橋梁

災害時における避難や応急対策の活動には道路や橋梁の確保が不可欠である。そのため、継続的に調査を行い劣化、欠損、破損等に留意して、破損状況、利用状況を考察の上、緊急度の高いものから修理又は改修工事を実施する。

(3) 緊急輸送道路の整備

緊急輸送道路は、防災拠点相互間を結ぶ幹線道路であり、災害発生時には緊急車両の通行や救援物資の輸送等を行ううえで重要な施設である。耐震性の向上や幅員の確保、法面の崩落防止等の整備を行い緊急輸送道路の確実性向上と代替路の確保に努める。

2. 農林業施設の災害予防計画

(1) 農業施設

農業用ため池の災害は、豪雨の場合に想定される。大雨が予想される場合には、あらかじめ放水して水位を下げておくと共に、余水吐の機能が緊急時に十分発揮できるように平常時に点検整備する。

用水路は、増水時に災害を誘発しないよう、流水を阻害する雑物の除去を行うなど、定期的な点検を行う。

(2) 林業施設

林道の崩壊危険箇所、落石危険箇所などの位置と危険度を把握し、標識などで注意を喚起する。落下の恐れのある浮石の除去や崩壊危険箇所の発見に努め、必要な対策を行う。

3. 防災倉庫の整備及び物資の備蓄計画

(1) 防災倉庫の設置

災害時に備えて物資を収納する場所として、庁舎及び公共施設などに防災倉庫の設置が必要である。

災害時の避難場所・応急活動拠点に、災害に対処する為の備蓄倉庫を併設し、災害時の応急活動に活用する。

* 防災備蓄倉庫設置場所 参考資料 4) 参照

(2) 物資の備蓄

大規模災害に備え、発災初期に可能な限り人命を救助し、助かった命をつないでいくために、応急活動資機材、飲食料等を分散備蓄する。備蓄に当たっては、村、自主防災組織、住民が各々の役割を考えて、必要量を確保する。

(3) 物資配送計画

大規模災害発生時、国や県からの支援物資を円滑に受入れ避難所等に速やかに配送するため、その体制や手順を示す物資配送計画を作成する。

第3節 建築物等の災害予防計画

地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を未然に防止するため、「北川村耐震改修促進計画」に沿って、建築物の耐震化を図る。

1. 公共建築物の予防計画

庁舎、学校、社会福祉施設等のうち、特に災害時に情報伝達、避難誘導及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物の耐震性の向上を図るとともに、自家発電施設等の整備により、停電時でも利用可能な施設とするよう努めるものとする。

2. 公営住宅の予防計画

本村の公営住宅は、特定公共住宅・若者定住住宅等を含め、64戸建てられているが、建設年度が昭和52年度から始まり、一部老朽化したものもある。

入居者やその財産を守るため、耐震診断の実施と耐震補強について検討する。

3. 民間住宅の予防啓発

本村は、耐震化が必要と思われる昭和56年以前の耐震基準(旧耐震基準)で建築された住宅の割合が高く、決して安全とは言えない状況である。村は耐震補強工事等補助を行っているが、村民に自らの生命や財産を守っていただくため、助成事業の更なる実施や、地震の正しい知識及び安全対策に関する知識の普及啓発に努めていく。

第4節 火災予防計画

1. 火災予防の徹底

火災の多発するおそれのある時期の前に、火災予防運動を行い、村広報や講習会等の行事により防火思想の啓発を行うと共に、消火器の取扱方法などの指導を行う。

寝たきり老人・独居老人の家庭については、中芸消防署と連絡をとり合い出火防止や避難についての指導を行う。

(1) 各家庭への火災防止に関する注意事項

- 消火器の設置や水の汲み置きへの奨励
- 火を使う場所の不燃化への奨励
- 灯油・ガス等の安全管理
- 耐震自動消火装置付き火気器具、及びガス漏れ警報機などの点検
- 家具の転倒、及び日用品の落下などの、防止装置への奨励

(2) 企業・団体への火災防止に関する注意事項

- 消防用設備の維持点検及び取扱方法の徹底
- 終業時における火気点検の徹底
- 避難・誘導体制の確立

(3) 火災予防対策の推進

- 地域や学校・職場における火災の防止・初期消火・避難・誘導についての講習会や訓練を推進する。
- 民間自主防災組織等の育成を推進する。

2. 消防体制の強化

火災発生時において、消防力をより迅速に活用し、被害を最小限にするために次の項目について、消防団、中芸消防署などと協議して消防計画を定める。

- 消防団員の非常招集、出勤基準、警戒体制
- 消防団員の震災時における活動体制、活動基準

3. 消防施設の充実強化

消火栓や防火水槽などの消防水利の警備及び改善を図る。特に震災時において、水道管の破壊などにより断水のおそれがあることから河川や用水路、学校のプールなどの、水利の確保を図る。

4. 山林火災の予防

地域住民や入山者に対して防火意識の高揚を図るため、山林火災予防ポスターや看板の設置を行う。

5. 危険物等の予防計画

石油タンクやガソリン販売施設などの危険物施設立会検査を次の点に注意して中芸消防署の協力により適宜実施し、災害の発生と拡大防止を図る。

[危険物施設の注意事項]

- 平常時における危険物の貯蔵、取扱、運搬、積載などの安全管理
- 震災時などの非常時における危険物施設の安全装置
- 危険物の流出事故が発生した場合の二次災害防止対策

第5節 水害予防計画

1. 治水

本村は、四国東南部に位置し、台風の常襲地帯としても知られるように、過去幾度となく台風災害に見舞われ、甚大な被害を被ってきた。

このため、村域内の河川等の現況危険箇所等を把握し、治山事業とも相まって水害を未然に防ぐ対策を講ずる。

2. 河川等の整備

浸水常襲地域については、河川の改修整備、排水溝の整備等を実施し、防止対策に努める。また、村区域内の河川等の現況危険箇所等を把握し、県に整備促進を要請する。

3. 危険区域の警戒巡視

日常から気象情報の的確な把握をし、異常降雨等による水害の早期発見に努める。また、災害を未然に防止し、被害を最小限に食い止め、迅速な応急対策が講じられるように、村区域内の危険区域の警戒巡視を行う。

参考資料 2. 警戒区域等
2-1 重要水防区域 参照

第6節 山地災害及び土砂災害予防計画

1. 山地災害防止対策

本村では、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区(別表5・6参照)が多数あり、これらの山地に起因する災害の未然防止を図るため、治山対策を推進する。

参考資料 2)警戒区域等

2-5	山腹崩壊危険地区	参照
2-6	崩壊土流出危険地区	〃

2. 土砂災害防止対策

土砂災害危険箇所は、土石流、地滑り、急傾斜地の三つがあり、当村には土石流危険渓流が45箇所、急傾斜地崩壊危険箇所が91箇所ある。

まず土石流危険渓流は、土石流発生の危険性があり、1戸以上の人家(人家がなくても、官公署・学校・病院等の公共施設がある場合を含む)に被害を生じるおそれがある渓流のことをいう(別表8参照)。土石流危険渓流は保全人家の戸数によって区分されており、保全人家が5戸以上又は5戸以下でも公共施設のある渓流については「土石流危険渓流(Ⅰ)」、保全人家が1～4戸の渓流を「土石流危険渓流(Ⅱ)」としている。

また、急傾斜地崩壊危険箇所は、傾斜度30度以上でその高さが5メートル以上の急傾斜地で、被害想定区域に1戸以上の人家(人家がなくても、官公署・学校・病院等の公共施設がある場合を含む)で被害を生じるおそれがある箇所をいう(別表9・10参照)。急傾斜地崩壊危険箇所は、被害想定区域に存在する人家の戸数によって区分されており、人家の数が5戸以上又は公共施設のある箇所については「急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)」、人家の数が1～4戸の箇所を「急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅱ)」としている。

これまで、県の協力を得て砂防ダムや擁壁工等を施工してきたところであるが、今後も、土砂災害から尊い生命や財産を守り、村民が安全で安心して生活できる基盤整備を図るため、砂防関係事業を実施していく。

また、土砂災害危険区域及び土砂災害警戒区域に指定された区域については指定区域内住民の早期避難体制づくりや、災害時の避難場所等を明示した土砂災害ハザードマップを順次整備していく。

参考資料 2. 警戒区域等

2-2 土砂災害警戒区域

3. 山地災害及び土砂災害の予防措置

山地災害及び土砂災害危険箇所等の巡視を行い、がけ崩れ等による危険の早期発見に努めるものとする。

参考資料 2. 警戒区域等

2-3	土石流危険渓流箇所	参照
2-4	急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)(Ⅱ)	〃
2-5	山腹崩壊危険地区	〃
2-6	崩壊土砂流出危険地区	〃

第7節 避難施設等の整備計画

1. 避難施設の整備

避難施設は、火災の延焼拡大を予想した場合を中心に考え、火災による輻射熱や、煙に侵されない場所を確保しなければならない。基本的には、公園緑地、遊休地のほか、学校施設の運動場などの指定も考え、安全性をより強化していく。

また、土砂災害に対して安全な避難施設を確保する必要がある。

(1) 避難施設の標識整備

避難施設を明示した標識・案内板などを整備し、関係住民に周知を図り、速やかに避難できるようにする。

2. 長期避難施設の整備

長期的な避難施設として、一定期間の避難生活ができる施設を避難施設に選定し指定する必要性が生じてくることが考えられるので、検討し推進するものとする。

そして、避難施設の選定がなされた場合には、長期的な避難施設の選定基準に鑑み、避難施設の運営方法等についても詳細を定めるものとする。

3. 防災上重要な施設の避難計画

防災上重要な施設の管理者は次に示す避難計画を作成し、関係職員に周知すると同時に訓練を実施して万全を期する。

(1) 学校

○地域の特性等を考慮する。

避難施設、避難経路、避難誘導、指示伝達の方法

○義務教育の生徒を集団的に避難させる場合を想定する。

避難路の選定、避難施設の確保並びに保健、衛生及び給食等の方法

(2) 教育行政機関

○義務教育の生徒を集団的に避難させる場合を想定する。

避難路の選定、避難施設の確保並びに保健、衛生及び給食等の方法

(3) 災害時要配慮者施設

○災害時要配慮者の避難支援ガイドラインに沿った避難支援計画

(4) その他不特定多数のものを利用する施設

○多数の避難者の集中や混乱に配慮した避難誘導計画

4. 応急仮設住宅供給体制の整備

建設可能な用地の把握に努め、建設に要する資機材については村内では、調達できない場合には近隣町村に支援を仰ぎ、早急に被災者の生活ができるように努力をするものとする。

5. 避難施設

避難施設は、参考資料 3、指定緊急避難場所・避難所のおりとする。

(1) 避難所の整備

南海トラフ巨大地震の場合、多くの住民が被災し、避難所において避難生活を送ることが想定される。これらの施設では、施設での避難者のほか、在宅避難の住民を支援する拠点としての機能が想定される。施設の耐震化や必要な資機材、非常電源等の整備を進めることとする。

また、避難所ごとに「避難所運営マニュアル」を作成し、速やかな開設・運営ができるようにする。

(2) 避難施設の開設と運営

南海トラフ巨大地震を想定した場合、村が主体的に避難所の開設・運営を行うことは困難であり、地域住民・自主防災組織が主体となり、「避難所運営マニュアル」に基づき開設・運営を行うこととする。地域住民・自主防災組織は日ごろから避難所の開設・運営訓練を実施し、村は訓練の支援や資機材の配備等を行うこととする。

6. 避難路の選定について

あらゆる災害に備え、下の基準を満たす避難路の選定を行う。(別表11参照)

○危険のないところ

- ・土砂災害、浸水等が予測される地域でないこと
- ・延焼の危険性のある建物や危険物施設の近くでないこと
- ・地下に危険な埋設物がないこと
- ・耐震性の確保されていない建物が沿線にないこと

○自動車の交通量がなるべく少ないこと

○避難場所まで複数の道路を確保すること

○避難路は相互に交差しないこと

第8節 地域防災力の育成対策

「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本のもと、防災教育などを通じた防災知識の普及と、実践的な防災訓練の実施を進め、防災に関して活動する人材を育成する。

自主防災組織を育成し、消防団と連携した地域防災力の向上を図ります。特に要配慮者に配慮した地域づくりを検討し、ボランティアなどの自発的な支援への環境整備を図るものとする。

1. 防災知識の日常化

(1) 防災教育の実施

○これから社会の中心となる若い世代を中心とし、防災に対する正しい知識と行動を身につけるための防災教育を推進する。保育所や学校現場での取り組みを家庭や地域に広げることや、地域への防災教育を進めることにより、村全体の防災力の向上を図る。

○保育所・学校・家庭・地域が一体となった防災への取り組みを推進する。

(2) 防災に関する広報の実施

○取組や住民の意識を高めるための広報を様々な媒体を活用し、実施する。

- | | |
|----------|---|
| (知 識) | ・村の実施する防災対策
・災害の基礎知識
・地域の災害特性・危険場所 |
| (災害への備え) | ・避難場所や避難経路の確認
・家具等の固定、家屋・塀・擁壁の安全対策
・防災訓練、地域の自主防災組織活動への参加
・2～3日分の食料、飲料水、物資の備蓄
・非常持ち出し品(懐中電灯、ラジオ等)の準備 |
| (災害時の行動) | ・身の安全の確保方法、救助、応急手当の方法
・要配慮者への支援
・情報の収集方法 |

2. 自主防災組織の整備と育成

住民の生命と財産を守るためには、村や消防団など防災関係機関が総力をあげて的確な対応をとることが必要であると同時に、住民は、自分たちの安全は自らの手で守る意識をもち、平常時から可能な限りの自主防災対策を行う必要がある。

発生直後の初動期では、情報等も混乱し、防災機関による適切な対応が困難となることから、地域住民が相互に助け合い、人命救助や初期消火に努めることが被害の軽減に大きな役割を果たすこととなる。

このため、地域住民の自主的で効果的な防災活動を促進することを目的として、自主防災組織の整備を図る。

(1) 消防団、自主防災組織などの連携による地域の防災体制の確立

防災訓練と経験を積んだ消防団にリーダーシップの発揮を願い、地区、婦人会、民

生・児童委員、PTA、青年団、学校、事業所等、さまざまな組織やグループ等と連携しつつ、地域の自主防災組織の育成強化を図り、地域ぐるみで防災力の強化に努めるものとする。

○地区を単位とした自主防災組織の結成を積極的に推進する。

○自主防災組織が災害時に有効に活動できるよう、育成・助言を行い、組織の充実強化を図っていく。

○村内の事業所と連絡を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努める。

(2) 自主防災組織の育成手法

○自主防災活動のリーダーの育成

○防災士の育成

○地域の危険性に関する情報の提供

○防災訓練、研修会等の実施への支援

○啓発資料の作成

○地域防災施設の整備支援

(3) 自主防災組織の役割と活動内容

① 自主防災組織の役割

○地域で起きる災害について正しい知識を広める取り組み

○災害発生時に安全に避難する取り組み

○高齢者など災害時要配慮者への支援

② 自主防災組織の活動

○平常時の活動

・災害に関する知識の普及

・地域における危険箇所の把握と周知

・地域における防災施設(消防水利、避難所等)の把握と周知

・防災訓練の実施

・高齢者、障害者等の災害時要配慮者の把握

・家庭における防災点検の実施

・情報収集、伝達体制の確認

・物資(防災資機材、非常食、医薬品等)の備蓄、点検

○災害時の活動

・集団避難、災害時要配慮者の避難誘導

・地域住民の安否確認

・救出、救護の実施

・初期消火活動

・情報の収集、伝達

・給食、給水の実施及び協力

・避難所の運営に対する協力

3. 地区防災計画の策定

災害対策基本法改正により、住民主導の「地区防災計画」の策定を市町村が支援していくこととされており、本村でも、地域住民による発災前の予防的な取組や避難行動、発災後の応急対策等の取組について定めた「地区防災計画」の策定を支援する。

4. 事業所による自主防災体制の整備

事業所は、災害時に顧客の安全を確保する等の社会的責任を果たすため、防災施設の整備、自衛防災組織の育成強化等に努める。

- (1) 災害時に事業所が果たす役割
 - 従業員や利用者等の安全確保
 - 地域の防災活動、防災関係機関の応急対策活動への協力
 - 事業の継続
 - 二次災害の防止
- (2) 事業所の自衛防災組織の防災活動
 - ① 平常時の自衛防災組織の活動
 - 防災訓練の実施
 - 施設及び設備等の整備
 - 従業員等の防災に関する教育の実施
 - 防災マニュアル(災害時行動マニュアル)の作成
 - 地域の防災訓練への参加、地域の自主防災組織との協力
 - ② 災害時の自衛防災組織の活動
 - 情報の収集伝達
 - 避難誘導
 - 救出救護
 - 地域の防災活動及び防災関係機関の行う応急活動への協力

5. 消防団を中心とした地域の防災体制

消防団の活動能力の向上を図るため、団員確保等の体制整備、教育訓練及び活動環境の整備を行う。また、消防団を中心とした地域の防災体制づくりを進める。

- (1) 体制整備
 - 青年層・女性層の消防団への参加を促進する等により消防団員の確保を図る。
- (2) 教育訓練
 - 消防団の消防活動技術の向上を図るとともに、平常時の住民に対する防災啓発や訓練指導の活動が増加していることから、指導者としての力量を高める教育を行う。
- (3) 環境整備
 - 消防団の施設・装備を充実し活動環境の整備に努める。

○被雇用者(サラリーマン)消防団員の消防団活動を整備するため、勤務時間中の災害出動等について、事業所の理解・協力が得られるように努める。

(4)住民に対する消防団活動の周知

○村広報紙等を活用し消防団活動の周知を図る。

(5)自主防災組織等との連携

○消防団は地域の防災リーダー及び防災コーディネーターとして、地域の自主防災組織の育成、避難訓練の実施等について指導的役割を果たす。

第9節 災害時要配慮者等の支援対策

災害時要配慮者に対しては、その特性に応じた十分な配慮が必要であることから、警報などの災害情報の伝達体制を整え、災害時要配慮者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を整え、日頃から高齢者、障害者等の状況の把握に努め、災害発生時には、迅速かつ速やかに、ニーズに沿った対策を実施する。

なお、対策を進めるにあたっては、本人の意思及びプライバシーの保護に留意する。

1. 地域住民による支援

自主防災組織や社会福祉施設等と連携を図り、災害時要配慮者への情報提供や避難誘導等の防災対策について検討し、要配慮者の安全確保のための体制づくりを行う。

2. 村における支援体制の確立

○災害時要配慮者

・本村における要配慮者の範囲は、以下のいずれかの要件に該当するものである。

- ① 75歳以上の高齢者(独居又は高齢者世帯の者)
- ② 介護認定者(要支援1～要介護5)
- ③ 身体障害者手帳(1～3級)、療育手帳、精神障害者に該当する者
- ④ 特定疾患患者、難病患者
- ⑤ 妊産婦
- ⑥ 乳幼児(3歳以下)
- ⑦ 日本語に不慣れな外国人
- ⑧ その他各機関が必要と認める者

○避難行動要支援者名簿に記載する者

・名簿に記載する範囲は次の要件に該当するものとする。

- ① 要介護認定3から5を受けている者のうち避難支援が必要と思われる者
- ② 身体障害者手帳1・2級の者(心臓、腎臓機能障害のみで該当する者は除く)、及び下肢3級以上の者のうち避難支援が必要と思われる者
- ③ 療育手帳A1あるいはA2を所持する知的障害者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級を保持している者
- ⑤ 村の生活支援を受けている難病患者
- ⑥ 上記以外で村長が認めたもの

○避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

村においては、名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、村の関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約するとともに、難病患者に係る情報等、村で把握していない情報が必要な場合は、県知事その他の者に対して情報提供を要請する。

○避難行動要支援者名簿の記載事項

氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他連絡先・避難支援を必要とする理由・その他村長等が必要と認める事項

○避難行動要支援者名簿の更新

要支援者の状況は常に変化しうることから、村は要支援者の把握に努め、原則年1回更新を行い、名簿情報を最新のものに保つ。

○避難行動要支援者名簿の適正管理

名簿情報を適正に保管するため、避難行動要支援者名簿の保管においては、気密性に応じた情報の取得方法等を定めて各種の法令等を厳守し、適正な情報管理を行うものとする。避難行動要支援者名簿情報を事前に提供された避難行動支援等関係者は、災害対策基本法により、避難支援等関係者本人に守秘義務が課せられていることを十分に理解し、避難行動要支援者に関する情報が無用に共用、利用されないようにしなければならないものとする。

○長期の避難

・避難所の設備の整備や応急仮設住宅への入居などについて、災害時要配慮者に配慮した計画を策定する。

○避難支援プランの全体計画の策定

第10節 自発的な支援への環境整備

大規模災害時には、本来なら自ら実施すべきことが、被災したために実施できなくなる場合がある。

そうした場合には、被災していない方やボランティアなどの自発的な支援が被災した方々の大きな助けとなる。

こうした自発的な支援の環境整備を進める。

1. 関係者相互の連携の強化

○NPO、ボランティア団体、社会福祉協議会、日本赤十字社、行政など災害発生時に連携する必要のある関係者で、定期的に、災害発生時の役割分担など応急対策事項に関して協議を行う。

2. 自発的な支援を担う人材の育成

○村や村社会福祉協議会等が連携し、ボランティアリーダーやボランティアコーディネーターなど自発的な支援を担う人材の育成を行う。

3. ボランティアの受け入れと活動支援

○大規模災害発生時は、村社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを開設し、村社会福祉協議会がボランティアコーディネーターとして、県社会福祉協議会等へのボランティア派遣要請や、派遣されたボランティア、自主参集したボランティアの受付、業務の割り振り等を行う。

4. ボランティアの活動拠点

災害時に備え次の計画をつくる。

○ボランティア活動のための拠点の斡旋又は提供

○必要なし機材の貸し出し

第11節 道路災害予防計画

1. 道路交通の安全確保

- 道路交通の安全確保のため情報収集及び連絡体制の整備を図り、道路利用者にも道路施設の異常に関する情報を的確、迅速に提供するように努めるものとする。
- 道路における災害を予防するため、道路施設の点検を通じ道路施設の現況の把握に努めるものとする。
- 道路利用者に対し、県、県警察、国土交通省等と、道路施設の異常に関する情報を迅速に提供するための体制整備を図るものとする。

第12節 陸上における流出油災害予防計画

陸上における貯油施設等からの油の流出による火災や、著しい汚染等に対する予防対策が必要とされる。

1. 情報の収集・伝達

陸上において流出油災害の発生の情報を受けたら、被害を最小限にするため、消防団・中芸消防署などと協議、情報の収集、伝達を的確・迅速にはかるものとする。

2. 関係機関等との連携について

危険物等保管施設の状況把握及び防除活動に必要な資機材等の把握に努め、各関連機関等との応急対策計画を推進し、各関連機関等に流出油防除資機材(オイルフェンス・油処理剤・油吸着マット等)の整備を推進する。

第13節 ライフライン等の対策

各施設管理者は、洪水、地震に対する機能維持を図る。さらに、応急復旧体制の整備を図る。

1. 電力

- 水力発電設備、送電設備、変電設備、配電設備等については、平時から災害を考慮した対策を講ずる。
- 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。
- 災害復旧用資機材(移動用変圧器、発電機車等)を確保するとともに、緊急時の輸送体制を整備する。
- 避難施設、公共機関、病院等への優先復旧について計画を策定する。
- 施設、設備等の管理図書の分散、整備を図る。

2. ガス

(1) LPガス

- LPガス容器について、流出及び転倒防止措置を実施する。
- 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。

3. 上水道

(1) 簡易水道

- 管路の多重化等によりバックアップ体制を構築する。
- 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。
- 災害時に必要な応急給水に使用する給水車、給水タンク、その他資機材等の整備を図る。
- 施設、設備等の管理図書の分散、整備を図る。

(2) 飲料水供給施設

- 管路の多重化等によりバックアップ体制を構築する。
- 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。
- 災害時に必要な応急給水に使用する給水車、給水タンク、その他資機材等の整備を図る。
- 施設、設備等の管理図書の分散、整備を図る。

4. 通信

- 通信施設の建設に際しては、災害を考慮した対策を講ずるものとし、主要な伝送路は多ルート化を図る。
- 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。
- 災害時に必要な応急復旧資機材を備蓄、整備し、輸送体制を確保する。
- 施設、設備等の管理図書の分散、整備を図る。

第14節 避難を可能にするサインの整備

日常時と緊急時に避難開始時期などを知らせるサインの整備を進める。
日常から危険性を知らせるサイン、避難場所を知らせるサイン、避難の開始を知らせるサインに分け、下の方針に沿って具体的な整備内容を検討する。

1. 日常から危険性を知らせるサイン

危険性があることの警告、災害に関する知識、避難開始の時期、被害の規模及び範囲等を表示した標識、避難開始時期を記した水位表示板等の標識、浸水位表示柱等により、日常から住民に周知する。

2. 避難場所を知らせるサイン

避難場所の所在地、名称、避難経路等を表示した標識、避難誘導標識、夜間に発光する誘導灯や表示板を用いて日常から住民への周知徹底を図る。

3. 避難の開始を知らせるサイン

村及び施設管理者は、次の施設の整備に努める。

○FM 告知放送や可変道路表示板など施設管理者が状況を判断してから通知するための施設

○水位と連動したサイレンなど避難開始を自動的に知らせる設備

○住民が避難開始時期を読み取れる水位表示板などの標識

第15節 自主的な避難

住民は、災害が発生または発生しそうな時、安全に避難できるよう、避難開始のサインづくりや避難方法の検討に取り組む。

1. 避難方法についての話し合い

(1) 住民は、自主防災組織の取組などを通じ、次のような取組を進める。

- 地域の災害についての正しい知識の取得
- 地域の危険箇所の調査
- 緊急避難場所の検討
- 避難経路の検討
- 要配慮者と一緒に避難する計画づくり

(2) 住民は、村の避難誘導計画づくりに参画する。

2. 避難開始のサインづくり

(1) 避難開始のサインの必要性

- 現在の科学技術では、土砂災害の発生などを予測することは困難となっている。行政が科学的に避難開始時期を示せるケースは少ないので、住民はいつ避難を始めたか間に合うのかわからない。
- 行政は、観測機器の整備を進めているが、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある地域の住民が遙かに早く、性格に危険を察知することができる。
- 住民が自らの経験などから決める避難開始の基準を「避難開始の目安」とし、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある地域の住民が、自らの判断で避難する取組を進めようとするもの。

(2) 住民は自主防災組織の取組などを通じ、避難開始のサインづくりを進める。

- ①以下の例のように過去に実際に起きた災害の体験などから住民同士で話し合っ
て避難開始のサインをつくる。
 - 過去の洪水の浸水位、雨量
 - 土砂災害が起きたときの雨量
 - 災害の前兆現象(沢の濁りや落石など)
 - 防災関係機関の助言
 - ・河川など施設管理者の助言
 - ・防災関係機関の調査
 - ・気象警報
 - ・土砂災害警戒情報
 - ・ハザードマップ等の広報資料
- ②避難開始のサインは、地域に周知する。
災害時に確認するための「サイン」を水路などに取り付ける。

- (3) 村及び防災施設の管理者は、住民のサインづくりを支援する。
- 避難開始のサインの設定に対する助言
 - 「サイン」取り付けへの協力(村、防災施設管理者)

第16節 避難計画

1. 住民との話し合い

- (1) 地域の危険性の周知
 - 防災マップ等を活用し、地域住民に災害の特性の説明を行う。
洪水、土砂災害危険箇所等
 - (2) 緊急避難場所の選定など
 - 住民の意見を反映して緊急避難場所の選定などを行う。
 - ・緊急避難場所の選定
 - ・避難経路
 - ・住民等への連絡方法
 - ・その他必要な事項
- 参考資料 3. 避難施設・避難路一覧表 参照

2. 避難計画の作成

- (1) 災害発生時の地域の状況についての情報収集体制
 - 防災情報協力員を設けるなどにより、被災地の状況を早期に把握する体制づくりに努める。
- (2) 警戒を呼びかける広報活動
 - 災害の種類ごとに警戒を呼びかける基準又は条件の設定に努める。
- (3) 避難勧告等の判断基準
 - 洪水、土砂災害等の災害事象の特性、土砂災害警戒情報など、収集できる情報をふまえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成に努める。
 - 防災施設の管理者は、村の避難勧告等の判断基準の設定に対し助言を行う。
- (4) 消防団による避難誘導の計画
 - 中芸消防本部と連携し、消防団による住民の避難誘導計画を作成するよう努める。
- (5) (2)～(4)を避難計画としてまとめ、住民及び関係機関に周知する。

3. 消防本部・警察署との連携

- (1) 消防本部
 - 市町村の避難計画作成を支援する。
 - 市町村の避難計画と整合のとれた消防職員の活動を計画する。
- (2) 警察署
 - 市町村の避難計画を把握し、整合のとれた支援策を検討する。

4. 避難訓練の実施

中芸消防本部と連携し住民と消防団による避難訓練を実施する。

5. 避難についての広報

広報誌などにより避難計画を周知する。

第17節 備蓄体制の整備

災害が発生した直後には流通機構が混乱状態となり、一時的に村民の食料、その他生活必需品等が不足することが想定される。そのため、被災時における活動を円滑に行えるよう、平時より災害時に備え必要となる食料、生活必需品等の確保を目的とし、緊急物資の備蓄体制の整備を図る。

1. 非常用食料及び生活必需品の確保

災害に備えて、行政・村民・流通業者が一体となり総合的な備蓄体制を確立し、災害発生後3日分相当の食料等の確保に努める。

参考資料

○1日あたり物資必要数

- ・飲料水 3 リットル
- ・食糧 3 食
- ・粉ミルク 140 g (0~1 歳児のみ)
[H27 国勢調査より人口の 1.4%]
- ・毛布 2 枚
- ・生理用品 1 セット (女性のみ。人口の 50%)
- ・大人用おむつ 8 枚 (紙おむつ使用高齢者)
- ・幼児用おむつ 8 枚 (0~2 歳児のみ)
[推定で人口の 0.5%] [H27 国勢調査より人口の 1.9%]
- ・仮設トイレ 20 人あたり 1 基 (発災直後は 50 人あたり 1 基)

○避難者見込み数

533 人 (第 2 次高知県地震対策基礎調査より)

○断水による避難者見込み数

224 人 (第 2 次高知県地震対策基礎調査を基に推定)

(1) 行政備蓄

飲料水については、避難者1人につき1日分の備蓄を行う。

食糧、粉ミルク、毛布、生理用品、おむつ(大人用・幼児用)、簡易トイレの6品目については、断水を除く避難者1人につき1日分の備蓄を行う。

参考資料 4) 防災備蓄倉庫設置場所 参照

(2) 各家庭による備蓄

災害発生後には食料品等の確保、供給が困難と予想されるため、日頃から災害に備えて各家庭で3日分、孤立のおそれのある地域では1週間分程度の食糧等を備蓄するよう村民への啓発を行う。特に、疾病等で薬を服用している場合など、生命を維持するために必要な品目の備蓄については、個人の責任において確保するよう啓発を行う。

(3) 流通業者からの確保

① 流通備蓄の把握

○流通在庫を調査する。

② 調達体制の整備

○災害発生時の供給について事業者と協定を結ぶなど調達の体制を整備する。

第18節 災害に備える体制の確立

村などの防災関係機関は、災害の発生が予測される時、又は災害が発生した時において、迅速な初動活動体制の確立や、効率的な災害応急対策、復旧活動の推進が図られるよう、平時から防災活動体制の整備、充実に努める。

1. 災害対策本部配備基準

本村に所属する職員は、別表13の配備基準に基づく指令に従い、勤務時間内外にかかわらず必要な任務を遂行しなければならない。

(1) 村職員の対応

- 勤務時間内における配備については、直ちに平常業務を中止し、配備指令に基づいて非常体制をとる。上司の指示に注意し、その場の状況にあった適切な行動に努める。
- 勤務時間外においては、ラジオ・テレビの情報に十分注意すると共に、自ら進んで積極的な行動、自発的な参集に努める。
- 震度6弱以上と思われる大地震を感じたときは、動員命令を待つことなく、直ちに参集しなければならない。

2. 活動体制

災害時の応急対策とその任務(別紙、各班の所掌事務)は多種多様となる。何よりも被害を最小限に食い止めるため、各班における細部の計画に基づいて、速やかな任務を実施することが重要となる。

3. 北川村災害対策本部の設置

災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合に、村長は予想される又は既に発生している災害の程度を勘案して、北川村災害対策本部を村役場に設置する。

本部設置に至らない災害にあつては、本部に準じた体制を整えて処理に当たる。

災害の発生するおそれがなくなったと認められたとき、または災害応急対策が完了したときは、災害対策本部を解散する。

なお、村長不在の場合は副村長が、副村長が不在の場合は、教育長が村長に代わって本部の設置を行う。

4. 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、北川村災害対策本部条例(昭和39年条例第14号)の定めによるが、所掌事務は行政組織を主体にし、別表2～5のとおりとする。

別表2

[組織]

- 本部長 : 村長があたる。
: 災害対策本部の事務を総括し、所属の部長を指揮監督する。
- 副本部長 : 副村長、教育長があたる。
: 本部長を助け、本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- 部長 : 総務課長、住民課長、産業政策課長、経済建設課長、教育次長及び消防団長があたる。
: 本部長の命を受け、所属の職員を指揮監督する。
- 本部会議 : 本部長、副本部長、各部長及び管理職員をもって構成する。
- 事務局 : 本部に事務局を置き、総務課長が事務局長にあたる。
- (組織図は別表4)

5. 災害対策本部の動員

本村に所属する職員は、あらかじめ定められた部署において部長の指揮命令を受け、必要な任務を遂行しなければならない。

特に、時間外については、「動員時の配備基準」に基づいて参集しなければならない。
(別表3参照)

別表3 配備基準

区分	発令の時期		動員体制
	風水害時	震災時	
第1配備 (警戒体制) (厳重警戒体制)	・大雨洪水等の警報が発令された場合 以下の場合は厳重警戒体制とする ・台風の暴風域に入ることが想定される場合 ・土砂災害警戒警報が発令されるか土砂災害の危険性が高まった場合 ・時間雨量70mmを超え、今後も続く見込みの場合 ・避難準備情報が出された場合	・村内に震度4以上の地震が発生したとき ・南海トラフ地震臨時情報発令時	総務課長 防災担当職員 (厳重警戒体制) 上記に加え 災害関係部署職員
第2配備 (災害対策本部体制)	・大雨洪水等の警報が発令され、災害が起こる恐れがある場合	・村内に震度5弱以上の地震が発生したとき	災害対策本部構成員 各課長補佐 消防団副団長
第3配備 (災害対策本部・非常体制)	・全域にわたって、風水害の発生する恐れがある又は、被害が甚大と予想されるとき、あるいはこれらの災害が発生した場合	・村内に震度6弱以上の地震が発生したとき。	役場全職員 消防団員全員

[動員要領]

災害対策本部開設前には、村長、開設後には本部長の命令により動員を行う。

(1) 平常執行時の動員

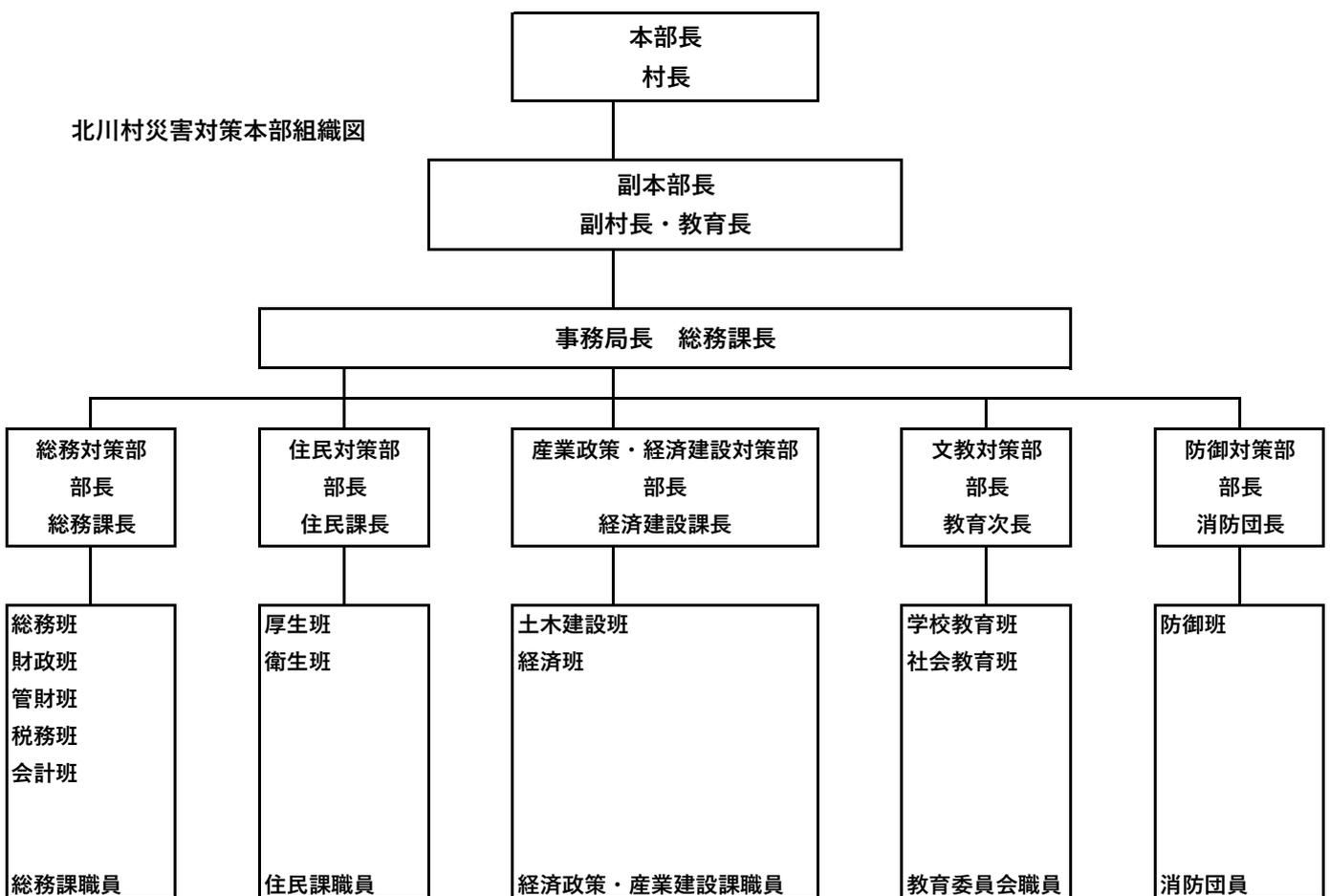
動員の命令があった場合には、総務課長が関係部長と協議を行い、配備基準に従って体制をとると共に、待機職員の範囲、人員などの調整を行う。

(2) 退庁後または休日の動員

警備員は、災害の発生に関する情報を、関係機関もしくは住民などから、通報を受けた時は、直ちに総務課長及び防災担当職員に連絡をとる。防災担当職員が不在の場合は総務課の職員に連絡をとる。

当村の職員は配備基準に基づき、それぞれの所属等あらかじめ定められた部署において指揮命令を受け、必要な任務を遂行しなければならない。特に時間外については、動員命令を待つことなくあらかじめ指定された場所へあらゆる手段をもって、参集しなければならない。

別表4



別表5

各対策部の所掌事務

部 名	班 名	所 掌 事 項
総務対策部	総務班	1.本部の庶務に関すること 2.本部会議に関すること 3.防災会議、その他関係機関団体との連絡事項などに関すること 4.警報等の伝達及び災害広報に関すること 5.災害情報の収集及び伝達報告に関すること 6.被害状況の収集集計、報告に関すること 7.災害応急対策のとりまとめ伝達報告に関すること 8.災害要望書の作成配布に関すること 9.災害関係職員の動員及び職員の派遣に関すること 10.消防団に関すること 11.関係機関、団体に対する協力並びに応援要請に関すること 12.自衛隊の災害派遣要請に関すること 13.災害時の輸送に関すること 14.災害関係文書の受理配布に関すること 15.本部各部及び総務対策部内の連絡調整に関すること 16.その他、他部に属さない事項
	財政班	1.災害対策の予算及び資金に関すること
	管財班	1.庁舎の整備及び庁内停電時の対策に関すること 2.村有施設の災害対策に関すること 3.その他本部の事務に必要な施設の整備に関すること
	税務班	1.被災納税者の調査に関すること 2.被災納税者の減免等に関すること
	会計班	1.義損金品の受付保管に関すること
住民対策部	厚生班	1.災害救助に関すること 2.社会福祉施設の災害対策に関すること 3.社会福祉施設の被害調査に関すること 4.住民対策部内の連絡調整に関すること
	衛生班	1.災害時の医療、助産に関すること 2.災害時の防疫、清掃に関すること 3.医療施設の災害対策に関すること 4.医療施設の被害調査に関すること

産業政策・ 経済建設 対策部	経済班	<ol style="list-style-type: none"> 1.被災農家の災害融資に関する事 2.被害農家の営農指導に関する事 3.農作物及び農業用施設の災害対策に関する事 4.農作物及び農業用施設の被害調査に関する事 5.家畜及び畜産施設の災害対策に関する事 6.及び畜産施設の被害調査に関する事 7.物及び林産施設の災害対策に関する事 8.木、流木の災害対策に関する事 9.林産物及び林業施設の被害調査に関する事 10.林業の災害融資に関する事 11.村有林の災害対策に関する事 12.村有林の被害対策に関する事 13.災害用木材の払下げに関する事 14.商業及び工業の災害対策に関する事 15.商業及び工業の被害調査に関する事 16.被害商工業者に対する融資に関する事 17.災害用食料の確保に関する事
	土木建設班	<ol style="list-style-type: none"> 1.農地及び農業用施設の災害対策に関する事 2.農地及び農業用施設の被害調査に関する事 3.公共土木施設の災害対策に関する事 4.公共土木施設の被害調査に関する事 5.建築物の災害対策に関する事 6.建築物の被害調査に関する事 7.土木農林対策部内の連絡調整に関する事
文教対策部	学校教育班	<ol style="list-style-type: none"> 1.教育施設の災害対策に関する事 2.教育施設の被害調査に関する事 3.児童生徒の避難に関する事 4.災害時の応急教育に関する事 5.災害時の学校給食に関する事 6.教育関係義損金品の受付に関する事 7.文教対策部内の連絡調整に関する事
	社会教育班	<ol style="list-style-type: none"> 1.社会教育施設の災害対策に関する事 2.社会教育施設の被害調査に関する事 3.災害活動に協力する婦人、青年団等の連絡調整に関する事
防 御 対 策 部	防 御 班	<ol style="list-style-type: none"> 1.水防に関する事 2.消防活動に関する事

備考

- 1.各部、班の任務は、この表のとおりとするも、事務の繁忙に応じ随時各部、班の業務を応援するものとする
- 2.この表の分担任務のない村の職員は、特命による業務を担当するとともに必要に応じ各部、班の事務を応援するものとする

第3章 災害応急対策

- 第1節 活動体制の確立
- 第2節 情報の収集伝達
- 第3節 消防計画
- 第4節 避難誘導・収容計画
- 第5節 救助・救護計画
- 第6節 ライフライン対策
- 第7節 緊急輸送対策
- 第8節 防疫・保健衛生対策
- 第9節 自衛隊の災害派遣要請計画
- 第10節 自発的支援の受け入れ計画
- 第11節 応急住宅対策
- 第12節 水防活動
- 第13節 火災応急対策
- 第14節 道路災害応急対策
- 第15節 陸上における流出油災害応急対策
- 第16節 教育対策
- 第17節 応援要請
- 第18節 災害拡大防止活動
- 第19節 地域への救援活動

第20節 労務の提供

第21節 災害時要配慮者への配慮

第1節 活動体制の確立

各種災害が発生した場合には、自衛隊・県・近隣市町村などの救援を仰ぎ、住民と一致協力して災害の拡大防止と、被災者の救援救護に努め、被害発生を最小限に抑えなければならないことから、災害応急対策に関し、所要の人員を確保するために次により動員を行うものとする。

1. 初動体制の確立

(1) 村等の防災関係機関は、災害の発生するおそれがある場合及び災害が発生した場合、各機関の予め定める動員計画により職員を非常招集し、初動の活動体制を整える。

(2) 村の初動体制

○村は、本計画第2章第16節に定める「配備基準」により配備体制をとる。

2. 活動体制の拡大

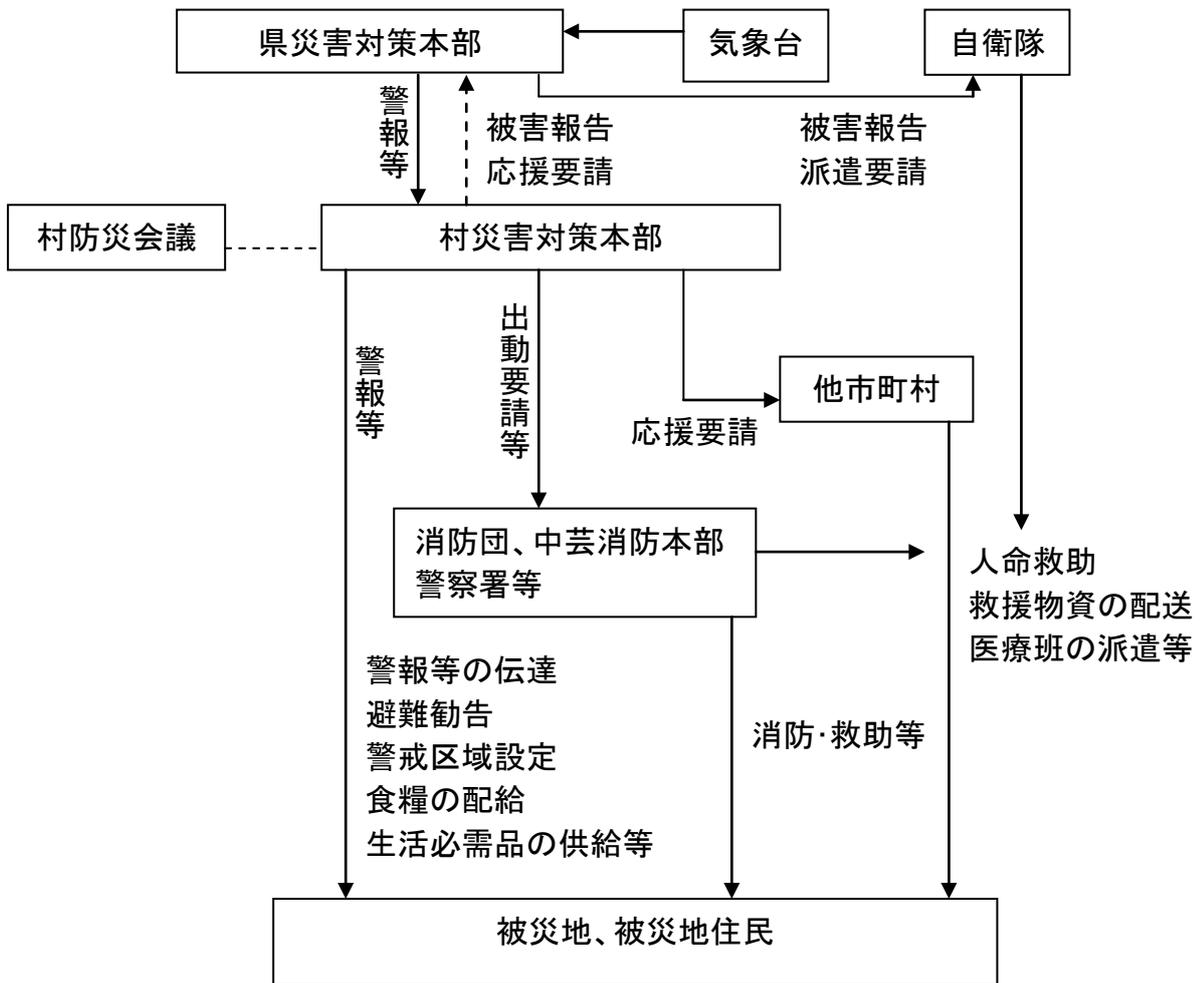
(1) 村等の防災関係機関は、被害の規模が拡大するなど、情勢の変化に応じ、更に高度な配備へ移行し、活動体制の拡大を行う。

(2) 北川村災害対策本部の設置

村は、大規模な災害が発生した時は、災害対策本部を設置して応急対策を実施する。

別表6

活動体制



第2節 情報の収集伝達

災害が発生した場合には、村内の被害状況の掌握、情報の収集伝達は応急対策を実施する上で、極めて重要であることから、防災関係機関は、相互に緊密な連絡を行い、情報の迅速かつ的確な体制を明らかにする。

1. 情報連絡体制

(1) 情報の収集・伝達系統図による

(2) 情報等の受領責任者

- 各種の情報、対策の通報等の受領は、災害対策本部の設置前は総務課で行い、同課長を受領責任者とする。
- 災害対策本部の設置後は各部で行い、各部長を受領責任者とし、各部長は確定した被害状況、応急措置状況、損害見積額について、文書で事務局長に報告する。

(3) 通信連絡方法

県及び防災関係機関との通信連絡は、防災無線電話及び専用有線電話を使用する。また、有線通信系が不通の場合は、衛星携帯電話を使用する。

(4) アマチュア無線局の協力

災害時において有線通信系が不通になった場合、必要に応じて村内アマチュア無線の協力を得て通信手段の確保に努める。

2. 気象予警報等の伝達

災害の発生が予想されるとき、又は災害が発生したときの気象に関する予報、警報その他の情報等の、災害関係の通信連絡については、関係機関からの情報を迅速的確に伝達し、その周知徹底を図るものとする。(別表7参照)

前兆現象や災害発生時の通報先を住民・警察・消防団に日頃から周知しておくこととする。

(1) 気象予報警報等

① 気象予警報等の発表

高知地方気象台は、気象現象等により災害が発生するおそれがある場合には、気象予警報等を発表して注意を喚起し、警戒を促す。

② 予警報等の種類と発表基準

(ア) 注意報

県内のいずれかの地域において災害が発生するおそれがある場合に発表される。

(イ) 警報

県内のいずれかの地域において重大な災害が発生するおそれがある場合に発表される。

(ウ)特別警報

警報の発表基準をはるかに越える現象に対して発表し、その発表基準は地域の災害対策を担う都道府県知事及び市町村長の意見を聞いて決められる。

(エ)気象情報

顕著な現象が予想される場合に発表する予告的情報と、注意報・警報が発表されている場合などに注意報・警報の内容を補完するために発表する補完的情報があり、台風や大雨、高波に関する気象情報や、記録的短時間大雨情報等がある。

(オ)予警報等の地域区分

高知地方気象台は、災害が発生すると予想される地域を技術的に特定し、それが防災上必要と考えられた場合には、地域等を指定して注意報・警報を発表する。

(カ)土砂災害警戒情報

県は大雨による土砂災害の危険度が高まった時に高知地方気象台と連携して共同で、土砂災害警戒情報を発表する。

別表7 発表官署 高知地方気象台

令和2年8月6日現在

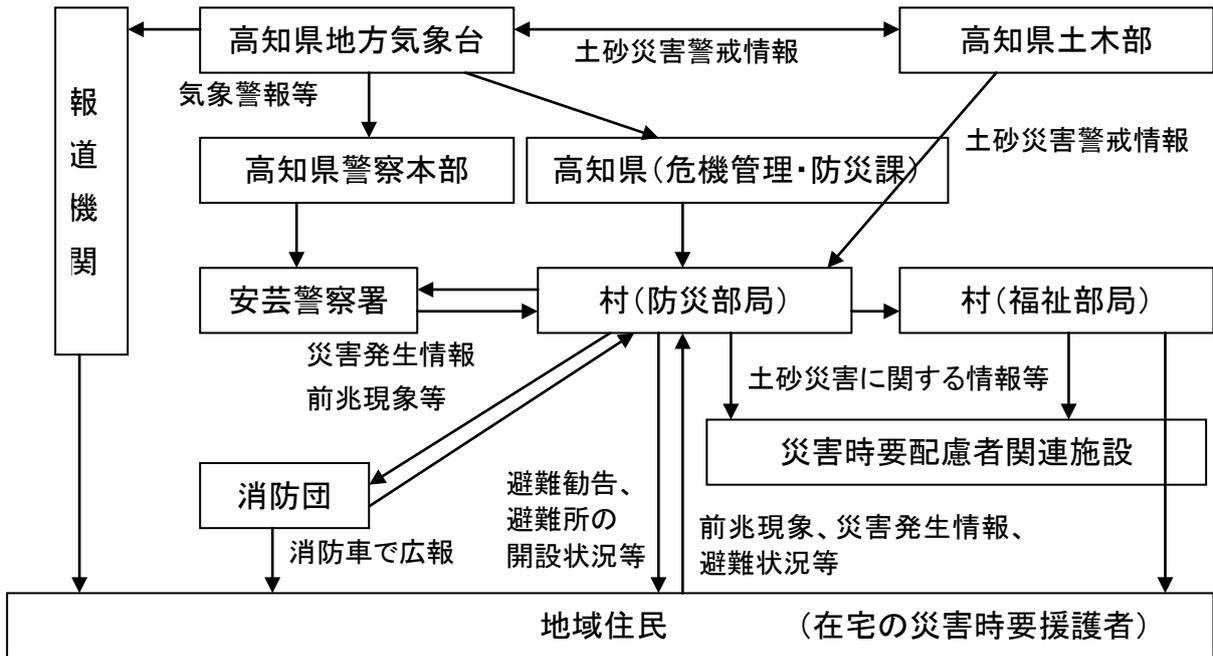
北川村	府県予報区	高知県			
	一次細分区域	東部			
	市町村等をまとめた地域	安芸			
警報	大雨 (浸水害)	表面雨量指数基準	27		
		(土砂災害) 土壌雨量指数基準	264		
	洪水	流域雨量指数基準	奈半利川流域=58.5, 野川川流域=16, 小川川流域=31.8, 西谷川流域=9.3		
		複合基準 * 1	—		
		指定河川洪水予報による基準	—		
	暴風	平均風速	20m/s		
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm		
	波浪	有義波高			
	高潮	潮位			
	注意報	大雨	表面雨量指数基準	18	
			土壌雨量指数基準	198	
		洪水	流域雨量指数基準	奈半利川流域=46.8, 野川川流域=12.8, 小川川流域=25.4, 西谷川流域=7.4	
			複合基準 * 1	西谷川流域=(20, 7.4)	
指定河川洪水予報による基準			—		
強風		平均風速	12m/s		
風雪		平均風速	12m/s 雪を伴う		
大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm		
波浪		有義波高			
高潮		潮位			
雷		落雷等により被害が予想される場合			
融雪					
濃霧		視程	100m		
乾燥		最小湿度40%で実効湿度60%			
なだれ		積雪の深さが50cm以上あり次のいずれか 1 降雪の深さ20cm以上 2 最高気温が2℃以上 3 かなりの降雨			
低温		最低気温-4℃以下 * 2			
霜		3月20日以降の晩霜			
着水					
着雪	24時間降雪の深さ:20cm以上 気温: -2℃~2℃				
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	120mm			

* 1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

* 2 気温は高知地方気象台の値。

別表8

気象予警報等の伝達経路



(2) 火災気象通報

① 火災気象通報の通報と伝達

○高知地方気象台は、次の通報基準により、火災気象通報を県に通報する

- 高知において、
- 実効温度が60%以下かつ最小湿度が40%以下、最大風速7m/s以上の風が吹くと予想される場合
 - 平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹くと予想される場合
- ※ただし、降雨・降雪中は通報しないこともある

② 火災警報の発令

○消防機関は、次の場合、火の使用の制限等により火災の発生を防止するため、火災警報を発令する。

3. 災害情報、被害状況等の収集・報告

各部は、災害が発生した場合、ただちに情報等の収集活動を開始し、必要に応じて関係機関と緊密な連絡をとり、災害対策活動に必要なあらゆる情報等を収集し、災害対策本部の部長及び事務局に報告する。

情報等の収集は、発生直後と数時間経過後とに分類して、次の事項に重点を置く。

(1) 被害調査

被害調査は、村災害対策本部より調査担当員を各地に派遣して行う。調査項目は県防災計画に示されている様式に従い、被害の集計は班ごとに行う。

①人、住家の被害状況

住民対策部が担当し、遺体の検案については警察の立ち会いで実施する。

②農林水産被害調査

産業建設対策部が担当し、農協、漁協などの協力を得て実施する。

③商工業被害調査

産業建設対策部が担当し、商工会などの協力を得て実施する。

④土木被害調査

産業建設対策部が担当し、実施する。

⑤教育被害調査

文教対策部が担当し、学校長などの協力を得て実施する。

(2)情報収集・伝達活動

次の活動により被災地や被害規模等の把握に努め、得た情報は県及び関係機関に情報を伝達する。

○消防機関からの報告

○警察署からの情報入手

○自治会(自主防災組織を含む)からの情報入手

○防災関係機関からの情報入手

○災害現地への職員派遣

○勤務時間外にあつては、職員の登庁途上での目視

(3)被害状況の報告

①県への報告

○災害の概況

○被害の状況

○応急対策の状況

○その他必要な事項

○通信途絶等により、県に報告ができない場合には、消防庁に直接報告を行う。県と連絡がとれるようになった後は、県に報告する。

○県への報告を行う際は、高知県防災情報マルチネットワークシステムを優先利用する。

②報告の区分

○災害の概況

報告すべき災害等を覚知したとき災害発生後30分以内に第一報を報告し、以後判明した者のうちから逐次報告する。

○確定報告

応急対策を終了した後は、すみやかに県へ報告する。

③報告すべき災害の範囲

○災害救助法の適用基準に合致するもの

○村が災害対策本部を設置したもの

○災害による被害が当初は軽微であっても、今後「災害報告取扱要領」の要件に該当する災害に発展するおそれのあるもの

- 地震が発生し、本村の区域内で震度4以上を記録したもの
- その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響から見て報告する必要があると認められるもの

別表9 高知県の連絡先

区分 回線別		平時		災害時等 (県配備体制時)
		勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内・外
		危機管理・防災課		防災作戦室
NTT回線	電話	088-823-9320	088-823-1111(守衛室)	088-823-9320
	FAX	088-823-9253(危機管理・防災課内)		
地上系県防災 行政無線	電話	8001-9320		800-620・8001-2180
	FAX	8001-9253		800-700
地域衛星通信 ネットワーク	電話	039-8001-9320		039-8001-2180
	FAX	039-8001-9253		039-800-700

(4) 異常現象発見時の通報

○災害が発生するおそれがあるような次の異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、村長、警察官に通報します。通報を受けた警察官は、その旨を速やかに村長及び関係機関に通報するとともに、連携して住民への周知徹底を図ります。

①水害(河川、ため池等)

堤防の亀裂又は欠け、崩れ、堤防からの溢水など

②土砂災害、山地災害

山鳴り、降雨時の川の水位の低下及び流れの濁りや流木の混在、地面のひび割れ、沢や井戸水の濁り、斜面からの水の吹き出し、わき水の濁り又は量の変化、がけの亀裂、小石の落下など

③異常気象現象

異常潮位、異常波浪、竜巻など異常な気象現象など

4. 広報活動

災害の情報や被害の状況を迅速かつ的確に伝えることは、住民の無用な混乱を防ぎ、適切な判断を与える意味で重要である。災害広報及び報道機関の協力も得ながら、様々な手段で広報を行う。

特に、被災者については、こうした情報をきめ細かく伝達する。

(1) 災害広報する内容

①被害状況

- ・人的、物的被害
- ・公共施設被害など

②余震関連情報

- ・気象庁の発表する余震に関する情報

- ・余震による二次災害の危険性の注意喚起
- ③安否情報
 - ・死亡者の情報
- ④応急対策情報
 - ・応急対策の実施状況
- ⑤生活情報
 - ・電気・電話・ガス・水道などの復旧状況
 - ・避難所情報
- ⑥住宅情報
 - ・仮設住宅
 - ・住宅復興制度
- ⑦医療情報
 - ・診療可能施設
 - ・心のケア相談
- ⑧福祉情報
 - ・救援物資
 - ・義援金
 - ・貸付制度
- ⑨交通関連情報
 - ・道路規制
 - ・バス、鉄道、船舶、航空機の状況
- ⑩環境情報
 - ・災害ごみ
- ⑪ボランティア情報
 - ・ボランティア活動情報
- ⑫その他
 - ・融資制度
 - ・各種支援制度
 - ・各種相談窓口

(2) 広報の方法

- 中芸光ネットワーク(FM 告知放送)による放送広報
- ハンドスピーカーによる巡回広報
- 公用車による広報は、道路の交通状況に応じて実施する。
- 聴覚障害者などの災害時要援護者にも把握できるよう文字等での広報も行う。

(3) 報道機関への発表

災害対策本部からの発表は、本部長・副本部長、または事務局長が行う。

第3節 消防計画

1. 警防活動の基本方針

地震発生時における警防活動は、人命の安全確保を最優先とし、その基本方針は、次のとおりとする。

(1) 消火活動の優先

地震災害は、人命に対する危険現象が発生しやすいが、被害を最も増大させるのは、2次的に発生する火災である。

このため、人命の安全確保を優先しつつ、出火防止、火災の早期鎮圧及び拡大防止を図る。

(2) 安全避難の確保

住民は、火災発見時には近くの空地、広場などに殺到し、混乱が予測されるので、これらの混乱防止と避難救護にあたる。

(3) 人命救助、救急活動

地震時には、家屋の倒壊、障害物の落下、自動車などの衝突、劇薬物・毒物の漏洩、がけ崩れ等の事態が複合して発生しうるので、必要に応じて人員機材を活用し、人命救助、救急活動を実施する。

救助救急活動は、次の原則に基づいて実施する。

- 重傷者優先
- 幼児・高齢者、心身障害者優先
- 火災現場付近優先
- 救助、救急効率重視
- 大量人命危険対象物優先

(4) 避難の勧告・指示

火災が広い地域にわたり、延焼拡大したとき及び爆発性物質、危険物貯蔵施設で火災が発生したとき、並びに毒ガス等が流出したときなどは、住民の避難勧告・指示をする。

なお、人命に危険が切迫しているときは、現場活動の消防隊などにより、直接に避難の勧告・指示を行う。

2. 消防団活動計画

地震災害の発生時において、消防団の全機能を発揮できる体制を確立し、中芸消防署の消防計画に基づく効率的活動を実施して、地域住民の生命、身体の安全を確保する。

また、消防団の活動能力の向上を図るため、団員確保等の体制整備、教育訓練及び活動環境の整備を推進し、消防団を中心とした地域の防災体制づくりをすすめるものとする。

(1) 緊急配備体制の確立

消防団員は、震度5弱以上の地震が発表され、消防団長が「地震特別配備体制」を発表したときは、早期に緊急配備体制を確立し、活動に移行する。

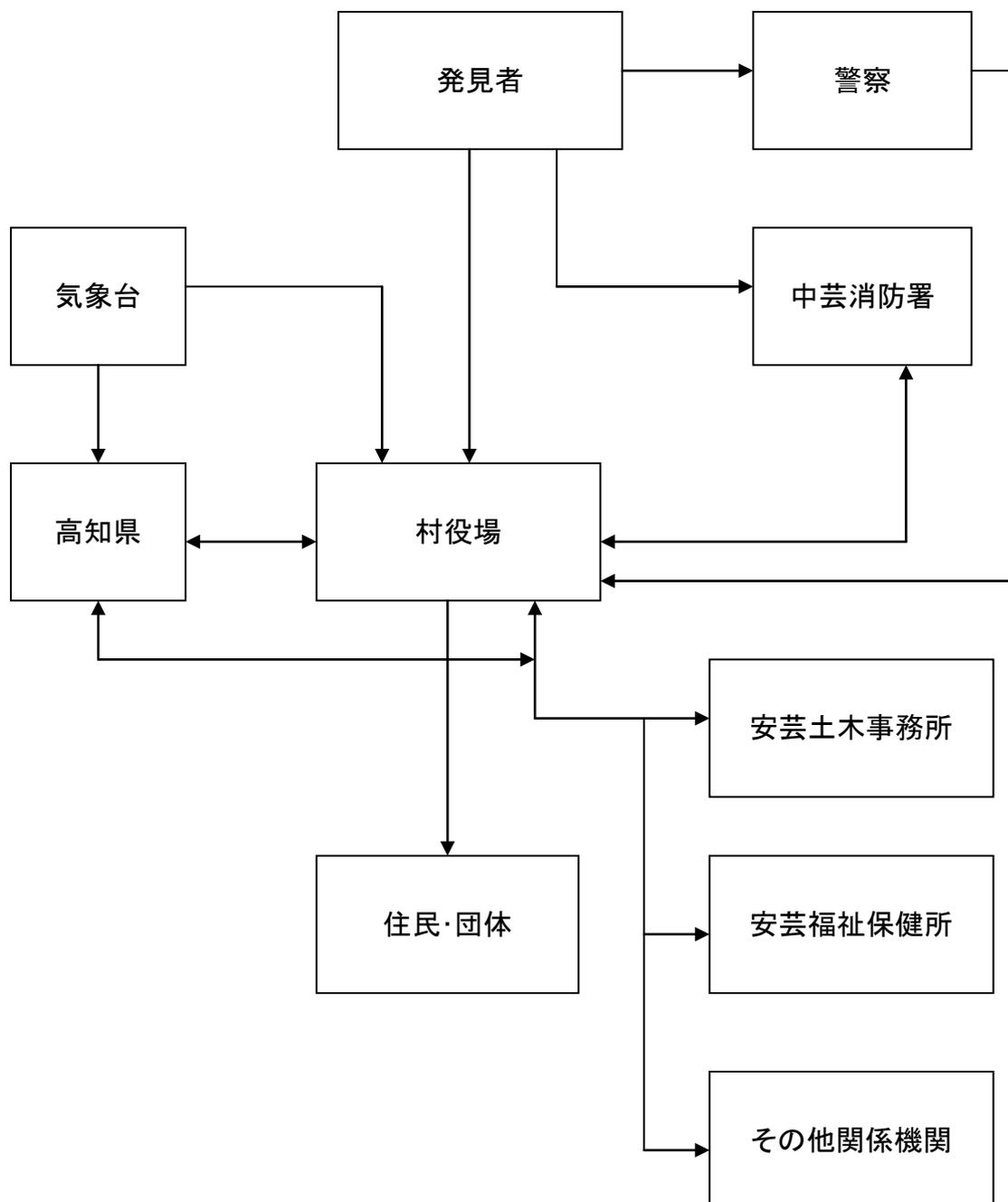
(2) 消防団員の任務

- 出火の防止及び火災防御活動
- 人命の救出救護活動
- 村長の指示により住民の避難の勧告・指示及び誘導
- 災害情報の収集・伝達
- 警防活動の指揮
- 村災害対策本部及び中芸消防署との連絡

(3) 自主防災組織等との連携

消防団は地域の防災リーダーとして、地域の自主防災組織の育成、避難訓練の実施等について指導的役割を果たします。

別表10 情報の収集・伝達系統



第4節 避難誘導・収容計画

災害時における避難は、被災者の生命、身体の安全確保に関わることから、迅速かつ整然とした行動が要求される。村は災害対策基本法第 60 条、水防法第 29 条を根拠に避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告、避難指示(緊急)を発令し、住民に周知を図るとともに、避難所での受け入れを行う。

1. 避難勧告等の発令

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

上記のほか、避難の勧告・指示は、別表11に掲げる実施者において関係法令に基づき行うことができる。

別表11 避難勧告・指示等の実施者

実施者	勧告・指示の区分	災害の種類	根拠法
村長・知事	勧告・指示	災害全般	災害対策基本法第 60 条
警察官	指示	災害全般	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条
知事及び知事の命を受けた職員	指示	洪水、高潮、地すべり	水防法第 29 条 地すべり等防止法第 25 条
水防管理者(村長)	指示	洪水、高潮	水防法第 29 条
自衛官	指示	災害全般	自衛隊法第 94 条

別表12 避難勧告等の発令の目安

		警戒レベル3	警戒レベル4		屋内退避の指示
		避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示(緊急)	
水害	発令の目安	北川村野友で、奈半利川氾濫注意水位 2.40mを超過	北川村野友で、奈半利川避難判断水位 2.90mを超過	① 北川村野友で、奈半利川氾濫危険水位 3.30mを超過 ② 本村に、大雨特別警報発令	(水害で屋内に退避し、上階へ避難する方が望ましいケースもあるが、村として指示は出さない)
土砂災害	発令の目安	本村に、県の「土砂災害警戒避難基準雨量」の危険・警戒のいずれかが発表	本村に、県・気象庁による「土砂災害警戒情報」が発表	本村に、県の「土砂災害緊急情報」が発表	
風害	発令の目安				① 暴風特別警報発令 ② 竜巻注意情報発令

※その他災害の状況により、村長(本部長)が必要と認めたとき。

2. 避難勧告等の周知

避難対象地区の住民に対し、FM告知・エリアメール・広報車または伝達員などにより、次の事項を明確にして聴覚障害者等の災害時要配慮者にも伝達できる方法により避難の勧告・指示を行う。

- 避難の理由
- 避難の対象地域
- 避難経路及び避難先
- 避難の時期
- 避難に際しての服装・携行品などの留意事項
- その他必要な事項

3. 避難誘導

避難は、原則として地域住民が自主的に行うものとするが、状況により消防団・警察・防災関係者・地元自主防災組織などの協力を得て、住民を指定緊急避難場所、指定避難所等安全な場所に避難するように誘導する。

避難にあたっては・幼児、妊婦、病人、障害者、高齢者を最優先とし、児童、虚弱者、婦人を次に優先する。

○避難の勧告・指示が出された場合には、消防団員・警察官・自衛官などの協力を得て、住民が安全かつ迅速に避難できるように、集落単位で避難誘導を行う。

○避難施設の開設状況については、住民に速やかに伝達する。

○避難施設の運営については住民や自主防災組織等と連携した体制を確保する。

(2) 避難人員等の把握

災害対策本部は、避難人員、傷病者の有無、周囲の被害の状況など、安全度の確認を行う。

4. 避難所の開設

災害により住宅を失った人や、避難勧告等により緊急避難の必要性のある人に対して、一時的に避難生活を行う場所として避難所を開設する。避難所の開設・運営は、避難所ごとにあらかじめ定めた「避難所運営マニュアル」を活用して、村及び地域住民、避難者が協力して行う。

第5節 救助・救護計画

災害発生時には、村は住民の生命を守るために、災害対策本部を中心として、消防団や消防署、警察、自衛隊、自主防災組織等と連携し、人命救助活動等を行うものとする。

1. 救助及び医療活動

(1) 救助活動

災害発生時には、村は人命救助活動や行方不明者の捜索などの活動を、消防団や消防署、警察、自衛隊、自主防災組織等と連携して行う。村は、速やかな救助活動を行うため、必要な資機材の整備や、活動に係る情報収集・連絡・分析等に必要な通信手段の確保を図るものとする。

また、円滑な活動実施にため、日頃から消防団や自主防災組織等と連携し、訓練等の実施を行うものとする。

村での救助が困難な場合には、速やかに近隣の町村、県、自衛隊などに応援を求め、自衛隊の応援を求める場合は、村は県を通じて派遣の要請を行うものとする。

(2) 災害時医療体制の整備

大規模災害時には「高知県災害医療救護計画」、「北川村災害医療救護計画」に基づき、医療救護活動を行うものとする。さらに、平素から研修、訓練を通じて当該計画を、実効あるものとするように整備、充実に努めるものとする。

また、災害救急医療機関等は、災害発生時には負傷者が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材の備蓄に努めるとともに、災害時における医療チームの編成、負傷者の受け入れ体制等のマニュアルを作成するなど、災害時における救急医療体制の整備を図るものとする。

(3) 北川村災害医療救護計画の周知等

- 北川村災害医療救護計画について関係者及び住民に周知する。
- 医療救護所等を設置する場所を、平時から住民に周知する。
- 地域の医療関係団体や自主防災組織との連携に努める。
- 応急手当等の家庭救護の普及を図る。

(4) 応急医療救護体制

① 実施体制

被災者に対する医療救護を行う。

なお、北川村のみで実施困難なときは、隣接市町村、県その他の医療機関の応援により行うものとする。(別表13医療活動体制図による)

② 初期医療体制の整備

- 救護所の設置個所を定め、住民に周知を図るものとする。
- 救護所等に医療救護用の資機材を備蓄するものとする。
- 医療機関の協力により、医療班を編成するものとする。
- 医療班の派遣要請の方法、重傷者の搬出方法等を定めるものとする。
- 応急手当等の、家庭救護の普及を図るものとする。

○大規模災害時には、高知県災害救急医療活動マニュアルに基づき、医療救護活動を行うものとする。

③医薬品、医療資機材等の確保体制の整備

村は救護医療活動のために、医薬品等の必要な物資の確保に関して、関係機関との連携のうえ、流通在庫の調整に努めるものとする。

④医療班の種類及び編成

○医療班の種類

医師等による医療救護チーム

○医療班の編成

医療班の編成単位は、概ね医師1～2名、保健師、看護師3～4名、事務職員(自動車運転手を含む)1～2名とする。

また、救護に必要な医薬品、衛生材料を整備し、出動体制を整え、召集連絡を定めておく。

2. 医療助産体制の確立

(1)実施責任者

村長(災害救助法が適用された場合は、知事及びその職権を委任された村長)

(2)実施内容

①被災現場における医療活動

○村長は、必要に応じ民間医療機関に対し、医療活動の協力を求めるものとする。

○村長は、必要に応じて速やかに医療関係機関等に対し、医療班の派遣について要請するものとする。

○村長は、必要に応じて被災地域外の広域医療機関に、広域的な医療活動を要請するものとする。

(3)医薬品及び医療資器材の調達

○村長は、必要な医薬品等の調達については医療関係機関の協力により行うものとする。

○現有医薬品で不足する場合は、医薬品卸業者の協力を得て医薬品の確保に努めるものとする。

○応援協力関係

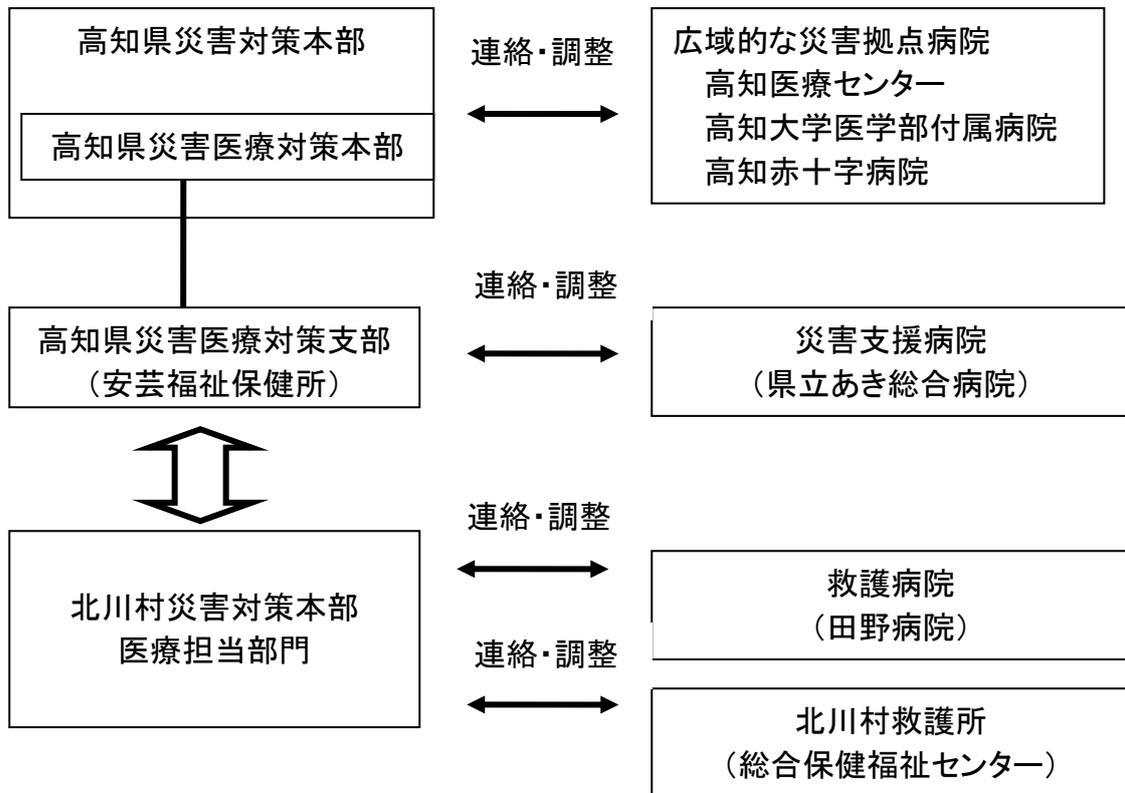
北川村で、医療・助産の十分な確保が困難な場合は、県、日本赤十字社、近隣市町村その他の関係機関に応援協力を求めるものとする。(別表13参照)

○ヘリコプターによる救急搬送

被災地における傷病者等のヘリコプターによる救急搬送を必要とするときは、県消防・防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプター等活用を要請するものとする。

別表13

災害医療救護活動体制図



第6節 ライフライン対策

本村のライフラインは水道施設、電気施設と電話施設が主なものである。

1. 水道施設の応急・復旧対策

(1) 活動体制

水道施設の応急・復旧対策は災害対策本部長が実施し、産業建設対策部が担当する。産業建設対策部は指定水道工事店の協力を得て、村内水道施設の点検を行うと共に、応急・復旧対策に取り組む。

(2) 応急対策

① 取水施設対策

取水施設に亀裂、崩壊などの被害が生じた場合には必要に応じて、取水の停止または減量を行う。

② 送水配管対策

配管の損傷などによる断水区域を、最小限に抑えるため、速やかに配水調整を行う。特に火災発生に備えるため、消火栓への給水を優先した調整を行う。

③ 給水装置の満水対策

倒壊した家屋、焼失した家屋及び所有者の不明な給水装置の漏水は、仕切り弁により閉栓する。

(3) 復旧対策

復旧にあたっては、被害個所の重要度により、復旧の優先順位を定め、地区別の被害状況、復旧の難易度などを考慮して、最も必要と思われる管路から行う。

2. 電気施設の応急・復旧対策

(1) 住民への周知

○四国電力株式会社は、電力の供給支障状況・復旧の現状・見通し等について、適切迅速な処理を行い、災害対策本部に連絡する。

○住民に対しても、広報車や無線などにより周知する。

(2) 資材の確保

四国電力株式会社は、電力供給に必要な資材を効果的に投入して、早期解決に努める。資材が不足する場合には、必要に応じて県内外の電力供給機関や業者の応援を要請する。

(3) 保安対策

送電を継続することが危険と認められる場合は、災害対策本部に連絡のうえ、当該地域の予防停電が行われるが、停電範囲の縮小・時間の短縮に努める。

(4) 供給設備の復旧

- 電気供給施設の災害復旧は、住民の安定と一般復旧のため早期に実施する。
- 復旧工事は、短期間に施工でき、安全な供給が可能な時は、必要に応じて仮復旧工事により送電した後に、本工事を実施する。

3. 電話施設の応急・復旧対策

(1) 応急措置

西日本電信電話株式会社は、災害に対し、次による措置をとり、通信の途絶の解消、ふくそうの緩和を図る。

- 臨時回線の作成、必要に応じての無線電話機の運用、臨時公衆電話の設置などの措置を行う。
- 非常、緊急電話または非常、緊急電報は、電気通信事業法の定めるところにより、一般の通話または電報に優先して取り扱う。
- 通信の疎通が著しく困難となり、重要回線を確保するため必要があるときは、利用制限などの措置を行う。

(2) 通信設備の復旧

- 被災した通信設備の復旧は、西日本電信電話株式会社の標準的復旧方法により行う。
- 復旧工事に要する資材などの輸送は、西日本電信電話株式会社が全社的に優先して行い、必要に応じて社外の機関へも応援を要請する。

(3) 復旧の広報

- 西日本電信電話株式会社は電信の疎通状況・制限の状況などを、災害対策本部に連絡すると共にラジオ・テレビ放送を通じて広報を行う。
- 住民に対しても、広報車や無線などにより周知する。

第7節 緊急輸送対策

1. 緊急輸送体制

(1) 実施責任者

被災地の避難輸送や災害対策用の資材・救護物資などの緊急輸送は、災害対策本部が担当する。

輸送の確保が困難な場合には、県及びその他の関係機関の応援を求めて、実施する。

(2) 輸送体制

① 車両・要員の確保

村公用車だけの輸送が難しい場合は、臨時に車両の調達や人夫の雇い入れを行う。

② ヘリポートの利用

主要道路が途絶して輸送が困難な場合は、島地区ヘリポート及び北川小学校グラウンド、和田日浦地区を臨時ヘリポートとして利用し、負傷者や災害救援物資などの緊急輸送を行う。

2. 輸送対象

災害時における緊急輸送活動は、次のとおりとする。

(1) 被災者の避難・救助に必要な物資等

- 被災者の救出に必要な物資及び人員の輸送
- 被災者の生活に必要な食糧・生活必需品などの輸送

(2) 医療・防疫活動に必要な物資等

- 重傷者・急病患者の輸送
- 医療・防疫に必要な医薬品、資材などの輸送

(3) 緊急輸送に必要な物資等

- 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧等に必要な物資及び人員

3. 緊急輸送の実施

村は災害時の緊急輸送を想定し、緊急輸送計画を作成するものとする。

災害発生時には、道路状況、救助活動、避難所の避難者数等を把握し、人員、輸送車両等の確保状況を踏まえ、緊急輸送計画にもとづき、安全に十分考慮し緊急輸送を行う。

4. 緊急輸送ネットワークの形成

(1) 重要な防災拠点を選定

防災関係機関、医療救護所を指定拠点とする。

(2) 緊急輸送道路を選定する。

① 第1次緊急輸送道路(国、県)

○広域的な輸送物資を運ぶ広域幹線道路

○県庁所在地と地方中心都市及び重要港湾、空港を結ぶ

② 第2次緊急輸送道路(県)

第1次緊急輸送道路と次の施設を結ぶ

○市町村役場

○警察、消防、自衛隊等の救援拠点

○病院等の医療拠点

○集積拠点地

③ 第3次緊急輸送道路(村)

第2次緊急輸送道路と次の施設を結ぶ

○医療救護所

○主要避難施設

第8節 防疫・保健衛生対策

被災時には、衛生条件の悪化に伴い、食中毒や伝染病の発生が予測されることもありうるので、その防止に向けて必要な措置をとらねばならない。

1. 消毒・保健予防業務

[消毒体制]

被災時における消毒活動は、日赤奉仕団、婦人会などの協力を得て、住民対策部が担当する。当村だけで実施が困難な場合は、県に応援を求める。

(1) 消毒活動

- 被災地域の衛生状態を把握する。
- 消毒活動の実施計画を作成し、必要人員、物資を調達する。
- 関係機関の協力を得て、防疫活動を実施する。

(2) 保健衛生活動

- 被災地域の住民の健康状態を把握する。
- 保健衛生活動の実施計画を作成し、必要人員、物資を調達する。
- 関係機関の協力を得て、保健衛生活動を実施する。
- 要配慮者については、特に配慮する。
- 法定感染症や風邪等の流行を予防するため、避難所等において、マスクの着用や手指の消毒等を奨励する。避難所等で感染症の発症の疑いがある人が生じた際は、保健所や医療機関と連携しながら、早急に診療を受けられるよう努める。
- 結核、鳥インフルエンザ(H5N1)、SARS、コロナウイルス、腸管出血性大腸菌感染症等の法定感染症や、未知のインフルエンザウイルス感染症の発症が確認された場合は、医師と連携しながら、患者の隔離等まんえん防止措置を行う。

2. 廃棄物処理

被災地では大量のごみや、し尿及び倒壊物、落下物などで道路交通などに著しい障害を及ぼすおそれがあるので、これらを速やかに除去することが必要となる。

(1) ごみ処理

被災地におけるごみ収集は、災害対策本部の住民対策部が担当する。住民対策部だけで収集が困難な場合は、村内土木建築業者の協力を得て、人夫やダンプカー等を確保する。

- 被災地域を想定する。
- 被害状況から災害時のごみの量を想定する。
- 仮置き場の確保と配置計画を立てる。
- 処理に必要な人員、物資を算定し、調達する。
- 収集運搬、仮置き場、中間処理及び最終処分等の処理手順等、ごみ処理計画を作成し、被災者及び関係者に周知する。

- 必要に応じて近隣市町村及び県に応援を要請する。
- 仮置き場での破碎・分別を行う体制を確保する。
- 収集処理過程における粉じん・消臭等の環境対策を行う。
- 収集運搬車両の確保とルート計画を立てる。
- ごみ処理を計画的に実施する。

(2)し尿処理

- し尿処理施設の被害状況及び避難所の避難者数を把握する。
- 汲み取りを要する地域の優先度を設定する。
- 処理に必要な人員、物資を調達する。
- 必要に応じて近隣市町村及び県に応援を要請する。
- し尿処理計画を作成し、被災者及び関係者に周知する。
- し尿処理を計画的に実施する。

(3)障害物の除却

被災地における土砂やガレキなどの、道路・河川に放置された障害物の除却は、災害対策本部の産業建設対策部及び消防団が担当する。

なお、障害物除却の対象世帯は、住家が半壊・全壊または床上浸水以上の被害を受けた者、または自らの資力をもってしては、障害物を除去することができない者の中から、村が認めた者とする。

3. 遺体の検案等

(1)遺体の捜索

- 災害により行方不明者や、死亡者が発生したと思われる場合には、緊急に捜索・収容しなければならないが、警察及び消防署の協力を得て、災害対策本部が担当する。捜索対象が広範で困難な場合は、自衛隊の協力を要請して実施する。
- 山崩れ崖崩れなどにより、土砂などを重機などで除却して捜索を行う場合は、親族の同意を求めて実施する。

(2)遺体の検案・安置

- 大規模な災害等により、遺族が引き取れない遺体が発生した場合は、応急期機能配置計画に定めた場所に検案所・安置所を設置する。
- 安置した遺体の搬送は、災害対策本部が関係機関、団体等の協力を得て検案所に搬送する。
- 遺体の検案は「高知県災害医療救護計画」に基づき、原則として県警察の検視班の指示によりあらかじめ指定した遺体検案所で実施する。ただし、所轄警察署の指示により必要に応じて病院内で医師が行う。
- 遺体は警察による検視・見分ののち、医師が検案及び身元調査のための試料採取を行い、歯科医師が歯科所見等を採取する。
- 遺体の身元の識別又は埋葬が行われるまでの間、遺体は仮安置所に一時保存することとする。

(3) 遺体の埋葬

- 火葬場や、柩等埋葬に関する手配を速やかに行う。
- 亡くなられた方の遺族が埋葬を行うことが困難な場合又は遺族がない場合は、火葬又は土葬により応急的に埋葬を行うこととする。
- 遺族が判明していない場合の遺骨は、寺院等に一時保管を依頼することとします。また、遺骨の引き取り者のない場合は、無縁墓地に埋葬することとする。

4. 犬、猫、特定動物等の保護及び管理

災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、県、住民等と協力体制を確立する。

(1) 県の活動

- 広域的に被害動物を把握し、民間団体と協力して臨時保護施設を開設する。
- 逸走した特定動物については、危害の発生防止に努める。

(2) 村の活動

- 地域における被害動物相談とともに災害死した動物の処理を行う。
- 家庭動物同行避難者の受け入れ方法について検討する。

(3) 住民及び民間団体の活動

- 獣医師会、民間団体による負傷動物の治療、飼い主及び里親探しを実施するとともに、飼育されている動物に対して餌を配布する。

第9節 自衛隊の災害派遣要請

1. 自衛隊の災害派遣要請計画

災害により、人命または財産の保護に必要な応急対策、または復旧対策が本村だけでは非常に困難、または不可能と判断される場合に、村長は知事に対し自衛隊の派遣要請を要求することができる。村長は通信途絶等により、県と連絡が取れない場合は、直接自衛隊に要請する。

(1) 要請の手続き

村長が知事に対し、「災害派遣要請要求書」(参考資料—5)に記載し提出する。原則として書面で行うが、いとまがないときは電話、口頭で行い、事後速やかに書面を提出する。

(2) 要請を待たないで行う災害派遣(自主派遣)等

自衛隊は、突発的災害が発生し、緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは自らの判断基準により派遣する。

○自主派遣の基準は次のとおりとする。

- ・災害に関する情報を関係機関に提供する必要が認められるとき
- ・災害に際し、知事が自衛隊の派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合で、直ちに救援の措置を取る必要が認められるとき
- ・災害に際し、自衛隊が自らの判断で、緊急に人命救助に係る救援活動を実施するとき
- ・その他上記に準じ、特に緊急を要し知事等からの要請を待ついとまがないと認められるとき

(3) 災害派遣要請ができる範囲

①被害状況の把握

車両、船舶、航空機等による偵察

②避難の援助

誘導、輸送

③遭難者の捜索・救助

行方不明者、負傷者の捜索

④水防活動

堤防護岸等への土のう積みなど

⑤消防活動

消防機関と協力した消火活動

⑥道路等交通上の障害物の排除

放置すれば人命、財産の保護に影響がある障害物の除去

⑦応急医療、救護及び防疫の支援

応急医療活動等への支援

⑧通信支援

被災地災害対策本部間のバックアップ通信の支援

⑨人員・物資の緊急輸送

緊急患者、医師等の救助活動に必要な人員及び救援物資の輸送支援

⑩炊飯及び給水等の支援

被災者に対する炊飯、給食・給水及び入浴の支援

⑪危険物等の保安、除去

自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等の保安措置及び除去

⑫その他

その他知事が必要と認める事項

2. 受け入れ体制

村長は、自衛隊の派遣が決まった場合は派遣部隊の活動が十分行えるように次の点に配慮する。

(1)体制の準備

村長は、自衛隊の受け入れに対して、次の事項に留意して活動の円滑化を図る。

- 派遣部隊の宿泊施設・野営施設の準備
- 派遣部隊の作業内容・所要人員・資器材の計画
- 派遣部隊と県及び村の連絡調整員の配備と協議

(2)自衛隊による無償貸付と譲渡

①自衛隊による無償貸付

災害の応急復旧のため緊急に必要な場合、自衛隊は災害救助法による救助を受けられる期間、または災害救助のために必要な期間(3ヶ月以内)に限り、応急復旧のため特に必要な物品を無償で貸し付けることができる。

②自衛隊による譲渡

被災者が、都合により村・県などから援助を受けられない場合で、緊急を要する時は、食料品・飲料水・医薬品等の救援物資を自衛隊は無償で譲渡することができる。

(3)使用資機材の準備及び経費の負担区分

- 自衛隊は、派遣部隊等の給食・装備器材、被服等の作業整備更新に要する経費及び災害地への往復に要する経費を負担することとする。
- 県及び市町村は、活動のための資機材、宿泊施設等の借り上げ料及び光熱水費、通信運搬費、消耗品費等に要する経費を負担することとする。

(4)自衛官の権限

災害派遣を命じられた各隊の自衛官は、自衛隊法第94条の規定に基づき、警察官職務執行法第4条並びに第6条第1項、第3項及び第4項の規定を準用して、区域内住民の避難、立ち退き、土地収容などを実行することができる。

ただし、村長及び知事が処理する暇がなく、現地に警察官が不在の場合に限る。

第10節 自発的支援の受け入れ

ボランティアや義援金などの自発的な支援を積極的に受け入れます。

1. ボランティアの受け入れ

- 県・関係団体が相互に連携し、「災害ボランティア活動支援マニュアル」に基づき、円滑なボランティア活動の実施を図る。
- ボランティアの受け入れに際しては、ボランティアの技能等が効果的に活かされるように配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるように努める。

2. 義援金の受け入れ及び配分

- 義援金の受入れに際しては、速やかに受入窓口を開設し、報道機関等の協力を得て周知を行う。
- 義援金の寄託者には領収書を、義援物資の寄託者には受取書を交付し、義援金については会計管理者名義の口座に預け入れる。
- 義援金の使用については、配分の委員会を設け、義援金の使途について十分な協議の上決定し、公正かつ迅速な配分を行う。

3. 義援物資の受け入れ

- 被災地で必要とされる物資の内容、数量及び送り先を報道機関等の協力を得て周知する。
- 災害時の一般からの支援物資に関しては、必要品目、受入れ期間を明示して受入れるものとする。
- 寄託された物資は、被災地ニーズに応じて配布する。また、品名を明示するなど梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け、配送に十分配慮した方法とするよう努める。

第11節 応急住宅対策

災害による家屋の全壊等で住居を失った被災者のうち、自己の資力で住宅を確保することが困難な被災者に対し、応急仮設住宅の建設や被害住宅の応急修理、公営住宅の提供などを実施し、居住の安定を図る

1. 応急仮設住宅の供与

(1) 応急仮設住宅の建設

① 設置主体

応急仮設住宅の設置は、災害救助法が適用された場合は県が行うが、県の委任を受けた場合は村が実施する。

② 設営地の選定

公共用地を優先し、飲料水の確保、保健衛生等の諸点を考慮して選定する。

(2) 入居対象者

応急仮設住宅への入居者は、住家が焼失、倒壊又は流出し、居住する住家がなく、かつ、自らの資力では住宅を確保することができないもので、特に必要があると認められるものを対象とする。

(3) 応急仮設住宅の管理

① 村は、県からの委任を受けて災害救助法による応急仮設住宅について運営管理を行う。

② 災害救助法適用による応急仮設住宅の供与できる期間は、完成の日から2年以内とする。

③ 応急仮設住宅の管理者は、入居者の実態を把握して一般住宅等への転居を進めるとともに次の施策の積極的な活用を図る。

○ 公営住宅法による住宅の設置又は入居

○ 各種貸与制度等による住宅資金の斡旋

○ 社会福祉施設等への収容

2. 被災住宅の応急修理

(1) 応急修理の対象者

○ 住家が半焼又は半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者

○ 自らの資力では応急修理ができないもの

(2) 修理方法

災害救助法が適用された場合の被災住宅の応急修理は、県が行うが、県の委任を受けた場合には村が実施する。

(3) 修理の範囲

居室、炊事室、便所等生活を営むうえで欠くことのできない部分のみを対象とし、基本修理額の範囲内で実施する。

(4) 修理の期間

災害救助法の適用による応急修理は、原則として発災の日から1ヶ月以内に完了しなければならない。

(5) 被災建築物に対する指導・相談

① 応急措置に関する指導・相談

○倒壊のおそれのある建築物、外壁、脱落のおそれのある屋外取り付け物等の災害防止に関する相談・指導を行うとともに、これらの事故防止のための住民に対する広報を実施する。

○電気、ガス等の建築設備による事故防止のため、関係機関と連絡調整を図るとともに住民への広報を依頼する。

② 復旧に関する指導・相談

被災建築物の復旧に関する技術的な指導及び相談を行うため、必要に応じて次の相談を行うこととする。

○復旧に関する技術的な指導及び相談

○復旧の助成に関する相談

3. 住宅障害物の除去

災害救助法が適用された場合の被災地の障害物の除去は、県が行うが、県の委任を受けた場合は村が計画策定及び実施する。

(1) 除去の基準

住家に侵入した土石、竹木の除去は、該当する住家状態を早急に調査のうえ実施する。

○障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの

○障害物が日常生活に欠くことができない場所に運び込まれたもの

○自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの

○住家が半壊又は床上浸水したもの

○原則として、当該災害により直接被害を受けたもの

(2) 障害物の除去の方法

○村は、除去対象個数及び所在を調査し、県に報告する。

○県が定める実施順位・除去物の集積地により、村は実施に協力する。

(3) 除去した障害物の処分

○倒壊家屋等からの廃棄物、焼失家屋の焼け残り等については、不燃、可燃等に分別して臨時集積地等へ直接搬送する。なお、アスベスト等有害ゴミについては専門業者により処理する。

○可燃物で再使用不能なものは、住民対策部において処理する。

(4) 臨時集積所

がれきの臨時集積地は、搬入、集積、選別等の処理の円滑及び周辺環境等に配慮して選定する。

4. 公営住宅等の一時使用

村営住宅の空き部屋の活用とともに、他の公営住宅・公的住宅等の管理者に対し、被災者用応急住宅としての一時使用を要請する。

5. 村管理施設の応急対策

村管理施設のうち、防災関連業務に必要な施設の点検、調査を迅速に行い、応急措置を実施する。

(1) 応急措置が可能なもの

- 危険箇所があれば緊急に保安措置を行う。
- 機能確保のため、必要限度内の復旧措置を行う。
- 電気、ガス、通信等の応急措置及び補修が必要な場合には、関係機関と連絡を取り、応援を求め実施する。

(2) 応急措置の不可能なもの

- 被害の防止措置を重点的に行う。
- 防災関連業務に必要な建物で、機能確保のため必要がある場合、仮設建築物の手配を検討する。

第12節 水防計画

1. 目的

この計画は、水防法(昭和24年法律第193号以下「法」という)第32条に基づき、洪水による水害を警戒防止して、これによる被害を軽減する目的として村内の各河川に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信、連絡、輸送、その他水防に関し必要な事項を定め、水防活動実施に必要な資機材施設の整備と運用について大綱を示したものである。

2. 水防の責務と義務

水防の責務及び義務は次のとおりである。

(1) 県の責務(水防法第3条の6)

県内における市町村が行う水防が、十分行われるように、指導と水防能力の確保に努める責務を有する。

(2) 村の責務(水防法第3条)

村は、その区域における水防を十分に果たすべき責務を有する。

(3) 居住者等の水防義務(水防法第24条)

村長、水防団長は、水防のためやむを得ない場合、村の区域に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(4) 発見者の通報義務(災害対策基本法第54条)(別表14参照)

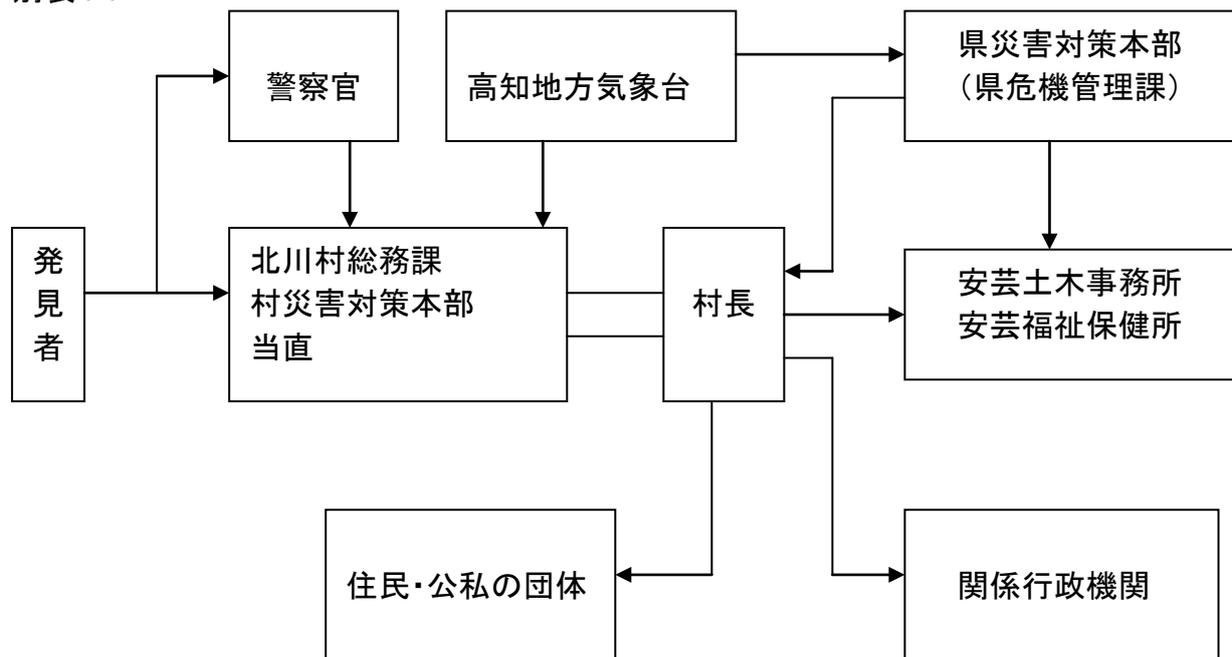
○災害が発生する異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を村長又は警察官に通報しなければならない。

○何人も、前項の通報がもっとも迅速に到達するように協力しなければならない。

○第1項の通報を受けた警察官は、その旨を速やかに村長に通報しなければならない。

○第1項、又は前項の通報を受けた村長は、地域防災計画の定めるところにより、その旨を防災関係機関に通報しなければならない。

別表14



3. 警戒活動

村は、被害の発生を防ぐため、警戒活動を行う。

(1) 気象等の観測及び通報

村は、県及び四国地方整備局と連携して気象等の観測情報を収集し、状況に応じた警戒態勢を取る。

① 河川水位

村長は、気象等の状況から洪水のおそれを察知したとき、又は県から水防指令を受けたときは、観測した河川の水位を県及び関係する他の市町村長へ通報する。

(2) 土砂災害警戒活動

○村は危険箇所においてパトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。

○必要に応じて警戒活動の実施区域の設定を行う。

4. 水防組織と連絡体制

(1) 水防組織

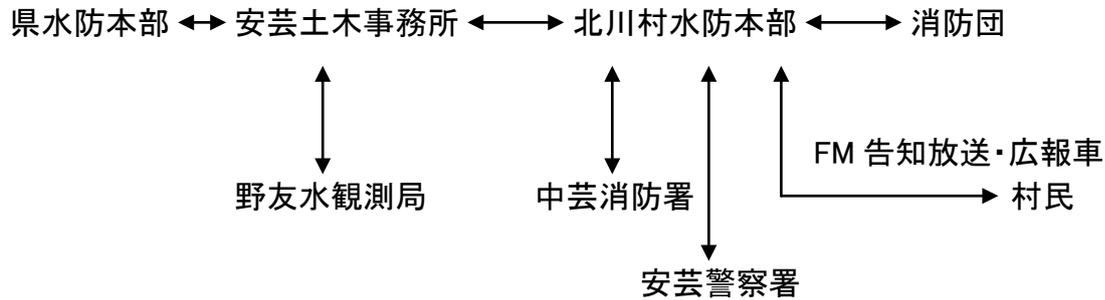
知事から洪水等に関する水防指令の通知、又は高知地方気象台から気象通報があり危険が予想される時から、その危険が解消するまでは水防本部を設定し、水防事務を処理する。

北川村の水防組織は、北川村地域防災計画・第3章災害応急対策第1節4「災害対策本部の組織」に準ずるものとする。

但し、状況により水防本部を設置するに至らない場合は、村総務課が水防事務を処理するものとする。又、北川村災害対策本部が設定された時は、その組織に統合されるものとする。

(2) 業務連絡系統

(防災無線電話・NTT電話・FAX)



5. 高知県水防指令発令基準と警備体制

知事から洪水等に関する水防指令の通知があった場合の警備体制は次のとおりである。(別表15参照)

6. 河川等の巡視、警戒

注意報、警報等が発せられた時、村水防本部は村内の河川、堤防等の常時巡視を行う。

巡視員は、水防上危険があると認められる箇所がある場合、村水防本部を通じて、緊急を要するときは直接に安芸土木事務所長、又は県水防本部長に連絡を行い必要な措置を求める。

7. 避難のための立ち退き

○村が自ら管轄する堤防等が破堤した場合又は破堤の危険に瀕した場合、村長は、直ちに必要と認める区域の住民に対し立ち退き又はその準備を指示する。

○村長は当該区域を所轄する警察署長に通知する。

○村長は、実施した内容を県に報告する。

8. 高知県水防指令に対する措置(別表15参照)

(1) 高知県水防指令第1号が発令された時

○村長は第1号の発令を了知したときは、直ちに水防体制にはいるとともに、水防関係者に所定の指示を行う。

○村が水防本部を設置したときは、直ちに安芸土木事務所等に通知する。

(2) 第2号が発令された時

○村長は第2号の発令を了知したときは、引き続き万全の水防体制を整える。また、特に次の事項に留意する。

- ・水防団の準備
- ・水防資機材の整備
- ・避難場所、経路の再確認
- ・輸送の再確認

- ・他の水防管理団体への応援要請の必要性の確認
- ・自衛隊派遣要請の必要性の確認
- ・警察署長に対する避難誘導、警備の準備態勢要請
- ・諸報告の円滑な業務確認

(3) 第3号が発令された時

○村長は、出動命令を出した時から水防区域の巡視及び警戒を厳重に行う。既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として堤防の表側と裏側の二班に分かれ巡回し、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合は直ちに安芸土木事務所長及び安芸警察署長に報告すると共に、水防作業を開始するものとする。

- ・堤防の溢水状況
- ・表法で水当たりの強い場所の亀裂又は洗掘
- ・天端の亀裂又は沈下
- ・裏法の漏水又は飽水による亀裂及び法崩れ
- ・樋門の両袖又は底部からの漏水と扉の締まり具合
- ・橋梁その他の建造物と堤防との取付部分の異常

○村長は必要があれば、次の事項を要請する。

- ・安芸土木事務所長等に対する技術上の協力
- ・県水防本部長に対し、自衛隊派遣の連絡
- ・隣接する市町村に対する協力要請(水防法第23条)

○村長は、重要な水防箇所に伝令を配置する。

○村長は水防活動上必要のある場合、警戒区域を設定し、無用の者の立入を禁止もしくは制限し、あるいはその区域内の居住者、又は水防現場に居る者を水防に従事させる。(水防法第21条)

○村長は必要があれば危険区域の住民に対し、避難の準備を命ずることができる。

(4) 第4号及び第5号が発令された時

○村長は、堤防その他の施設が決壊溢流した時は、直ちにその旨を可能な限りの方法を用いて地域住民に周知するとともに、安芸土木事務所長等及び氾濫のおそれのある隣接市町村、及び関係機関等に通報しなければならない。(水防法第25条)

○村長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。(水防法第26条)

○村長は、必要な時に警察署長に対し、警察官の出動を要請し、居住者の避難誘導、立ち退き後の家屋及び避難場所の警備等を求めることができる。(水防法第22条)

○村長は、上記の要請のほか、洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、時機を失することなく必要と認める地域内の居住者に対し、避難のため立ち退きを指示することができる。この場合、安芸警察署にその旨を通知しなければならない。

○村長は、緊急の必要があるときは、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用、收容し、又はその他の障害物を処分することができる。また、この規定により損失を受けた者に対し、時価により損失を補償しな

なければならない。(水防法第28条)

○村長は、破堤溢流等により被害を生じた時は安芸土木事務所長等に対し次の報告を行う。

- ・日時
- ・場所
- ・人の被害
- ・家屋、田畑、橋の流失、道路の決壊、破堤等の事実
- ・被害額概算
- ・復旧見込等の所要事項
- ・これによる周辺への影響

(5)水防解除

○村長は、水位がはん濫注意水位以上に減じ、かつ危険がなくなった時は、水防活動の停止を命ずる。

○水防活動の停止は、これを一般住民に周知するとともに、安芸土木事務所等に通報するものとする。

(6)災害対策本部の設置

災害対策本部が設置された時は、本計画に定める水防組織は、そのまま災害対策本部の一部に吸収され活動を開始する。

(7)水防活動実績報告

洪水等により水防活動を実施したときは、県土木部長に報告するとともに、現地の写真、水防資材受払簿、資材購入の際の証拠書類の整備を行い、調査票を作成しておかなければならない。

(8)水防訓練の実施(水防法第35条)

村は、毎年、水防訓練を行わなければならない。

別表15

号 種	警報体制	状 況	打鐘信号	気象予報発表等状態	動員者(団体)
水防警報 第1号	水防常備員	気象注意報気象警報等の状況判断により発令	電話	大雨・洪水・波浪警報発令	総務課長 防災担当職員 (第1配備)
第2号	水防常備員 水防団員等 待機	気象注意報気象警報が発令された時ははん蓋注意水位に達した時等危険が予測される時等の状況により発令	電話	暴風警報発令追加 奈半利川の水位上昇によるはん蓋注意水位に達した時	災害対策本部構成員 各課課長補佐 消防団副団長 (第2配備)
第3号	水防本部設置 水防団等出動 活動 関係機関出動	はん蓋注意水位に達した時等危険がある時などの状況判断により発令 決壊溢流等の恐れがあるとき	サイレンの吹鳴	災害発生が予想される とき 河川の増水 土砂崩壊及び冠水や家屋浸水が発生	役場男性職員全員 消防団員全員 (第3配備)
第4号	地域全住民危険区域内住民避難退去	水防の限度を予測し危険を判断した時	サイレンの吹鳴	異常な大災害の発生	役場女性職員全員
解除信号	地域全住民	はん蓋注意水位以下になり危険がなくなった時	サイレンの吹鳴		

(注意) 1 水防本部 = 災害対策本部

2 水防常備員 = 消防主任、役場職員

第13節 火災応急対策

大規模な火災及び林野火災が発生した場合において、県、市町村、防災関係機関は、相互に連携して、迅速かつ的確な消火活動を実施する。

1. 一般火災及び林野火災応急対策について

(1) 情報の収集と伝達

火災の発生状況や被災状況等の情報収集に努め県へ報告する。

(2) 消火活動

- 火災の災害状況に応じ応急措置を実施し、地元の消防団及び、中芸消防署、県警察等と連携した消火作業及び防御活動に努める。
- 火災が拡大し単独での消火が、困難な時には他の市町村の応援の要請及び、県消防防災ヘリコプターによる空中消火を要請するものとする。
 - ・県への空中消火への要請
 - ・他の町村への応援要請
 - ・消防庁長官への応援要請

第14節 道路災害応急対策

突発的に発生する、車両、爆発事故等の重大事故について応急対策の措置を講じる。

- 災害現場における応急医療施設及び収容施設等の設置
- 死傷者の捜索、救出、搬出を関連機関と連携して直ちに行う。
- 災害現場の警戒に関連機関と連携して当たる。
- 日本赤十字社高知県支部への要請を行う。

第15節 陸上における流出油災害応急対策

陸上における貯油施設等からの油の流出による火災や、著しい汚染等が発生した場合の応急対策を定める。

1. 情報の収集・伝達

陸上においての流出油災害の発生の情報を受けたら、被害を最小限にするため、消防団、中芸消防署などと協議、情報の収集、伝達を的確、迅速に図る。

2. 防除活動

- 事故原因者及び消防機関等の関連機関は流出油の拡散防止、回収及び中和処理、火災の防止等の措置に努める。
- 流出した油が海上に達したとき又はそのおそれがある場合は、高知海上保安部に通報し、連携して対策を講じるものとする。

第16節 教育対策

1. 実施責任者

北川村教育委員会

2. 実施内容

(1) 文教施設・設備の応急復旧

被害の程度を迅速に把握し、応急修理等により教育の実施に必要な施設・設備の確保に努めるものとする。

また、校舎の全部又は大部分が被害を受けた場合は、早急に再建の計画をたて、具体化を図るものとする。

(2) 応急教育の実施

災害により校舎の全部又は一部の使用が困難となった場合は、最寄りの学校・公共施設等を使用して、教育が中断されないように努めるものとする。

(3) 応急教育の方法

○被害の程度によって、臨時休校の措置をとることも予想されるので、授業のできなかった時間については、振替授業を実施するものとする。

○他の学校及び公共施設を使用するため教育環境も異なり通常の教育が実施し難いと考えられるので、教育の程度に応じてそれぞれの実情に応じた授業が確保されるよう努めるものとする。

(4) 教材・学用品等の調達及び配分方法

災害対策用物資は、調達計画に基づき調達し、災害の状況により災害救助法の基準に基づき配分するものとする。

(5) 育英資金の貸付

被災により就学に著しく困難を生じ、育英資金の貸付が必要と認められる者については、貸付について特別の措置をとるものとする。

(6) 学校給食

○学校給食施設・設備が被災した場合は、速やかに応急修理を行い、給食の実施に努めるものとする。

○学校が地域住民の避難場所として使用される場合は、学校給食施設・設備は被災者用炊き出しの用に供されることが予想されるので、学校給食との調整に留意するものとする。

(7) 教育実施者の確保

教職員の被災に伴い教育の実施が困難な場合も予想されるので、当該学校以外の学校教職員の臨時配置及び補充措置により教育実施者を確保するものとする。

(8) 学校安全等

① 事前対策

- 防災教育を推進し災害の発生に対処する訓練を実施するものとする。
- 児童生徒、教職員等の安全確保の方策や保護者への連絡方法、保護者への児童生徒の引渡し方法等の計画を、災害発生時刻別(在校時、登下校時、休日等)に作成し、児童生徒、保護者、教職員に周知徹底するものとする。
- 児童生徒、教職員等に負傷者が生じた場合に適切に対応できるように、校医、医療機関との連絡体制の整備に努めるものとする。
- 電話だけでなく、多様な連絡手段の整備に努めるものとする。
- 校舎内外の施設・設備の安全点検を確実にを行い、戸棚、靴箱、体育用具等の倒壊防止、建具、掲示物、その他の落下防止、避難通路の障害物の除去等に努めるものとする。

② 事後対策

- 災害の規模、児童生徒及び教職員等並びに施設・設備の被害状況を速やかに把握するとともに、北川村教育委員会に報告するものとする。
- メンタルケアを必要とする児童・生徒、教職員に対し、関係機関との連携のもとに相談事業や研修会を実施するものとする。

第17節 応援要請

自らの対応能力では、対応できない場合には、災害対策基本法に基づき、関係機関等に速やかに応援の要請を実施することとする。

また、応援の要請がなくとも被害の状況から支援が必要と思われる場合は、自主的な応援活動を心がけることとする。

応援活動を円滑に実施するために、事前に結んである、協定や覚書等の内容の検証を行うものとする。

1. 実施内容

①村

- 他の市町村への要請(災害対策基本法第67条、高知県内市町村災害時相互応援協定等)
- 県への応援要請(災害対策基本法第68条、68条の2)
- 指定行政機関等への職員派遣要請(災害対策基本法第29条第2項)
- 他の都道府県の市町村による回転翼航空機を用いた消防に関する応援要請(大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱)
- 村長は、上記事項について応援要請を行うことができる。

②消防機関

- 他の消防機関への要請(高知県内広域消防相互応援協定など)

③県警察

- 広域緊急援助隊の要請(警察庁及び四国管区警察局の指示、調整に基づき要請措置を実施)
- 他の都道府県警察等への要請(警察法第60条第1項)

④県

- 他の都道府県等への要請(災害対策基本法第74条、危機事象発生時の四国4県広域応援に関する応援協定、中国・四国地方の災害時相互応援に関する協定、全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定)
- 自衛隊への災害派遣要請(自衛隊法第83条第1項)
- 消防庁への緊急消防援助隊等の要請(消防組織法第44条)
受入は、緊急消防援助隊要綱の受援計画に基づく。
- 指定行政機関等への職員の派遣要請(災害対策基本法第29条第1項)
- 指定行政機関及び指定地方行政機関への要請(災害対策基本法第70条第1項)

⑤指定公共機関、指定地方公共機関

- 指定行政機関、指定地方行政機関、県及び市町村への要請(災害対策基本法第80条第2項)

別表16 高知県の連絡先

区分 回線別		平時		災害時等 (県配備体制時)
		勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内・外
		危機管理・防災課		防災作戦室
NTT回線	電話	088-823-9320	088-823-1111(守衛室)	088-823-9320
	FAX	088-823-9253(危機管理・防災課内)		
地上系県防災 行政無線	電話	8001-9320		800-620・8001-2180
	FAX	8001-9253		800-700
地域衛星通信 ネットワーク	電話	039-8001-9320		039-8001-2180
	FAX	039-8001-9253		039-800-700

第18節 災害拡大防止活動

災害発生後、被害の拡大を防止するための活動を緊急に実施する。

1. 消防活動

- ①住民、自主防災組織等は、周辺地域の初期消火に努める。
- ②消防機関は、人命の安全確保のための消火活動を優先的に実施する。
- ③必要に応じて、他市町村及び県に応援の要請をするものとする。

2. 人命救助

人命の救助は、全ての活動に優先するため、各種活動は「人命救助活動」の妨げとなる場合は、規制をすることとする。

- ①住民、消防団、自主防災組織等は、地域の救助活動に努めます。
- ②市町村、県、県警察は、住民、消防団、自主防災組織等と協力して救助活動を実施する。

3. 被災建築物に対する応急危険度判定

県の作成する支援実施計画と調整のうえ、判定実施計画を作成し、応急危険度判定を実施する。

4. 被災宅地の応急危険度判定

県の支援のもと、必要に応じて国、他県への派遣要請など、関係機関との連絡調整体制を確立する。

第19節 地域への救援活動

被災生活の不自由さを少しでも緩和するために、各種の救援活動を迅速に実施するように努める。

必要に応じて、他の市町村及び県に応援を要請することとする。

1. 飲料水の確保、調達

(1) 給水活動の実施

- 被災者への応急給水を迅速に実施する。
- 必要に応じて近隣市町村及び県に応援要請する。

(2) 給水施設の応急復旧

- 直ちに被害状況を調査し、復旧の計画を策定、公表する。
- 必要に応じて近隣市町村及び県に応援要請することとする。

(3) 飲料水の備蓄

- 村は、ペットボトル等の飲料水の備蓄を進める
- 各家庭において、1人1日3リットル、3日分で9Lの備蓄を啓発する

2. 食料及び生活必需品の確保・調達

(1) 緊急食料の確保・調達

① 食料の備蓄・調達

- アルファ米、アレルゲン除去食、粉ミルク等、食に関する様々なニーズに対応しながら非常食の備蓄を進める。
- 流通在庫等による食料調達のため、関係業者等と協定締結を推進し、食料の確保に努める
- 村内にて確保が困難な場合は、他の市町村、県に斡旋を依頼する。

② 住民への備蓄の啓発

- 各家庭において、3日程度の非常食等の備蓄を啓発する。

③ 食料の配布

- 配布に当たっては、地域住民、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、迅速、正確、公平に配布する。特に、要配慮者への配布には配慮する。

(2) 生活必需品の確保・調達

① 生活必需品の備蓄・調達

- 毛布、生理用品、大人用・乳幼児用おむつ、仮設トイレ・携帯トイレ等の生活必需品の備蓄を推進する。
- 流通在庫等による調達のため、関係業者等と協定締結を推進し、食料の確保に努める

② 住民への備蓄の啓発

- 各家庭に、7日間程度は最低限の生活が送れるよう、物資の備蓄を啓発する。

第20節 労務の提供

応急対策のための人員確保を行う。

1. 実施内容

(1) 従事協力命令

○災害応急対策の実施のため人員が不足し、緊急に確保の必要が生じた場合は、関係法令に基づき、住民等に労務の提供を求めることとする。

(2) 日本赤十字社高知県支部防災ボランティア、奉仕団等の協力

○日本赤十字社高知県支部防災ボランティア、奉仕団等から労務の提供の申し入れがあったときには、効率的な労務の提供が受けられるよう調整に努めることとする。

(3) 労働力の確保

○労働力を確保するために、事前に定めた手続き、業務内容、受入体制に従い、実施することとする。

(4) 職員の派遣要請及び斡旋要求

○村は、災害対策基本法第29条の規定に基づき、必要に応じて職員の派遣要請を行うこととする。

第21節 災害時要配慮者への配慮

被災生活において、援護が必要な方に対して配慮を行う。

1. 実施内容

- 避難場所での生活、応急仮設住宅への入居、災害関連情報の提供など災害により援護が必要となった方々への支援を行う。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧計画

第2節 公共施設の災害復旧計画

第3節 被災村民のための緊急計画

第4節 復興計画

第1節 災害復旧計画

1. 復旧計画の基本方向の決定

(1) 基本方向

- 迅速な現状復旧を目指すか、又は、中期的な課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて、早急に検討を行うこととする。
- 復旧、復興の基本方向を決定し、必要な場合は、これに基づき復興計画を作成することとする。

2. 迅速な現状復旧の進め方

(1) 被災施設の復旧等

- 被災施設の復旧に当たっては、現状復旧を基本に行いつつ、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。
- 地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所については、二次的な土砂災害防止の観点から土砂災害防止対策に努めることとする。
- ライフライン、交通輸送等の関係機関については、関係機関に地区別の復旧予定時期の明示を求めることとする。

(2) がれきの処理

- がれきの処理処分方法を確立する。
- 仮置き場、最終処分地の確保に努める。
- 計画的な収集、運搬及び処分を図り、円滑かつ適正な処理を行うこととする。
- 復旧、復興計画を考慮に入れ、計画的に行うこととする。

第2節 公共施設の災害復旧計画

災害により被災した公共施設の災害復旧は、応急措置を講じた後、各施設の原形復旧にあわせて、災害の再発防止のため必要な施設の新設、改良を行う等の事業計画を速やかに樹立し、民心の安定及び経済的・社会的活動の早急な回復を図るため迅速に実施する。

《災害復旧事業の種類》

- 公共土木施設災害復旧事業
- 農林水産業施設災害復旧事業
- 住宅災害復旧事業
- 社会福祉施設及び児童福祉施設災害復旧事業
- 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- 学校教育施設災害復旧事業
- 社会教育施設災害復旧事業
- その他の災害復旧事業

1. 激甚災害の指定促進

災害が発生した場合は、速やかに公共施設の災害の実態を把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるように努める。

《激甚災害にかかる財政援助措置》

<p>国庫補助率(又は負担率)の嵩上げや、新たな補助</p>	<p>①公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき地方公共団体が施行する公共土木施設災害復旧事業 ②農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(暫定法)に基づき地方公共団体が施行する農地災害復旧事業及び農林水産業共同利用施設災害復旧事業 ③公立社会教育施設(公民館、図書館、体育館等)災害復旧事業 ④私立学校施設災害復旧事業、感染症予防事業、等</p>
<p>国による特別な貸付が行われ貸付の優遇が図られるもの</p>	<p>①天災による被害農林漁業者等、及び中小企業に対する資金の融通 ②中小企業信用保険法による災害関係保証 ③小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間 ④その他、被災者に対して特別な財政援助が必要と考えられる場合</p>

第3節 被災村民のための緊急対策

被災した民間施設の早期復旧を図るため必要な復旧資金、復旧資材等について、関係部署による斡旋指導を行うとともに、住宅の復旧資金、生業資金の融資の斡旋等、被災者の生活確保の措置を講じて、民心の安定及び社会経済活動の早期回復に努める。

1. 罹災証明書・被災証明書の発行

(1) 罹災証明書の発行

○被災者が各種被災生活支援制度を受けるときに必要な罹災証明書を速やかに発行する。

(2) 被災証明書

○被災者が保険金等の請求や税等の減免のために必要な被災証明書を速やかに発行する。

2. 被災者等の生活再建等の支援

(1) 災害弔慰金の支給等

○災害慰労金支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金及び生活福祉資金の貸付により、被災者の自立的な生活再建の支援を行う。

(2) 被災者生活再建支援金の支給

○被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建資金の支給に係る申請等を迅速かつ的確に処理し、被災者の自立的な生活再建を支援する。

(3) 生活相談

本格的な応急対策活動が稼働しはじめた後、速やかに被災者のための生活相談窓口を設け、苦情または要望を聴取し、解決を図るほか、村独自での解決が難しい事項については関係機関に連絡するなどして解決を図る。

(4) 租税等の徴収猶予、減免措置

被災者に対する村税等の徴収猶予及び減免などの措置に関する計画を立案する。

(5) 農林業関係者への斡旋

災害により被害を受けた農林業者に対し、天災融資法に基づく災害資金の融資斡旋を行う。

3. 被災中小企業者等への復興支援

被災した中小企業者、農林漁業者等に対する援助、助成等を広く広報するとともに、相談窓口等を設置し、資金対策として銀行、日本政策金融公庫などの融資が円滑に行われるように取組を推進する。

第4節 復興計画

1. 復興計画の進め方

(1) 復興計画の作成

- 復旧作業を速やかに実施するため、復興計画を作成する。
- 関係機関の諸事業を調整し、計画的に復興を進めるものとする。

(2) 災害に強いむらづくり

- 住民の安全と環境保全等にも考慮した災害に強いむらづくりを推進する。
- 河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等に努めることとする。
- 和田グラウンドは整備により、避難場所として活用可能な空間、臨時ヘリポートとしての活用など防災の視点からも十分に期待できる。

〈 震災対策編 〉

第1章 総則

第1節 計画の目的

第2節 震災対策編の構成と性格

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第4節 重点を置くべき事項

第5節 計画の修正

第6節 北川村防災会議

第7節 住民、企業等の責務

第8節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、本村に係る地震災害に関し、村の処理すべき事務を中心として、防災関係機関を含めた総合的な計画として定め、地域住民の生命、身体及び財産を災害から守り、災害の拡大防止・被害の軽減に努めるなど、防災に対する万全を期し村民生活の安全を確保することを目的とする。

また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号。「以下南海トラフ地震対策特別措置法」という)第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 震災対策編の構成と性格

「震災対策編」については、「一般対策編」と内容的に重複することが多く、重複する内容についてはその詳細は「一般対策編」のみに記載するものとする。このため、震災対策編に定めない事項は「一般対策編」に定めるところによるものとする。

「震災対策編」は「高知県地域防災計画(地震及び津波災害対策編)」との整合性、関連性を有するものとする。

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

一般対策編 第1章第2節と同じ

第4節 重点を置くべき事項

高知県は南海トラフを震源とする地震に、100年～150年の周期で繰り返しおそわれている。地震による家屋の倒壊や津波により、多大な人命及び財産を失ってきている。

このため、村においては、「生命の安全確保」を最優先に考え、防災関係機関、事業者、住民が一体となって、建築物の耐震対策、人づくり、地域づくり対策について、ソフト対策を優先しながら、ソフト対策を補完するものとして効果的なハード対策を推進し、減災に向けた施策の一層の充実を図る。

過去に発生した南海トラフ地震は、東海地震や東南海地震と同時に発生する場合のほか、数時間から数年の時間差で発生している。このため、こうした可能性を考慮するとともに、被害の広域性や地域の孤立などの災害特性なども踏まえて、対策を進めていくこととする。

第5節 計画の修正

本計画は地震に関する経験と対策の積み重ね等により、随時見直されるべき性格のものであり、災害対策基本法第42条の規定に基づいて毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正を加えることとする。

第6節 北川村防災会議

一般対策編 第1章第4節と同じ

第7節 住民、企業等の責務

一般対策編 第1章第5節と同じ

第8節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

南海トラフを震源とする巨大地震から村土並びに村民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき次の施設等については、地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)に基づく「地震防災緊急事業五カ年計画」及び「南海トラフ地震対策特別措置法」を踏まえ、計画的に整備を図るものとする。

なお、村有施設の耐震化は、今後、検討の上、整備計画を立て、整備を図る。

- 1 避難場所
 - 2 避難経路
 - 3 消防用施設
 - 4 消防活動を確保するための道路
 - 5 緊急輸送を確保するために必要な道路
 - 6 地震防災上改築又は補強を要する医療機関
 - 7 地震防災上改築又は補強を要する社会福祉施設
 - 8 地震防災上改築又は補強を要する公立の小学校、中学校
 - 9 6から8までに掲げるもののほか地震防災上改築又は補強を要する公的建造物
 - 10 砂防施設、保安施設、地滑り防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池
 - 11 地域防災拠点
 - 12 防災行政無線設備
 - 13 地震災害時における飲料水、電源確保のための設備等
 - 14 地震災害時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
 - 15 地震災害時における応急救護設備又は資機材
 - 16 公園、広場その他公共空き地
 - 17 その他
- (参考)地震対策編における用語について

住民	県(市町村)の地域に住所を有する者をいいます。
住民等	上記に加え、他県から県の地域に通学・通勤する者及び災害時に県(市町村)に地域に滞在する者も含めます。
要配慮者	高齢者・障害者・乳幼児・病人・妊婦・その他特に災害時に配慮を要する方をいいます。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する方をいいます。
防災関係機関	国、県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関をいいます。
関係機関	防災関係機関以外でその分野における防災に関する機関をいいます。

県	県の部局及び出先機関、教育委員会等をいいます。
警察	警察法で定められた組織で、警察本部、警察署をいいます。
市町村	市町村の部課、行政委員会、一部事務組合(消防機関を除く)をいいます。
消防機関	消防組織法で定められた組織で、消防本部、消防署、消防団の総称をいいます。
自衛隊	陸上、海上及び航空自衛隊をいいます。
ライフライン	電力、ガス、上下水道、工業用水道及び通信事業をいいます。
避難場所 (指定緊急避難場所)	市町村が指定する住民等が災害から命を守るために緊急に避難する施設又は場所をいいます。
避難所 (指定避難所)	市町村が指定する、避難した住民等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在、又は災害により自宅へ戻れなくなった住民等が一時的に滞在する施設をいいます。

第2章 予想される災害

第1節 南海トラフ地震の特徴

第2節 被害想定

第3節 南海トラフ地震臨時情報

第1節 南海トラフ地震の特徴

1. 南海トラフを震源とする地震

南海トラフ地震は、南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震をいい、この中には南海地震、東南海地震、東海地震等が含まれます。この地震は、100年～150年の周期でこれまで繰り返し発生しており、平成31年2月公表の南海トラフの地震活動の長期評価では、M8～9クラスの地震の発生について以下のようになっています。

- ①発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震および津波
 - 今後30年以内の発生確立・・・70～80%程度
 - 震度6弱～7の揺れが予測される
 - 地震発生後早いところでは3分、遅くとも30分以内に全ての海岸線に津波が到達することが予測されている。その高さは10～20m、ところによっては30mを超える。

- ②発生頻度の高い一定程度の地震及び津波
 - 今後30年以内の発生確立・・・70～80%程度
 - 震度5弱～6強（一部では震度7）の揺れが予測される
 - 地震発生後早いところでは3分、遅くとも30分以内に全ての海岸線に津波が到達することが予測されている。その高さは6～8m、ところによっては10mを超える。

第2節 被害想定

想定される地震動等から、建物及び人的被害の想定などを行った概要は、次のとおりとなっている。

(1) 南海トラフ地震による人的・物的被害

本村は、南海トラフ巨大地震によって、1010棟の建物被害（建物総数の56%）、60人の死者（総人口の4%）、250人の負傷者（総人口の17%）の被害が想定されている。特に、揺れによる建物倒壊等を起因とする被害の発生が想定されていることから、その対策が求められている。

また、多くの避難者の発生も想定されており、避難所の確保や長期にわたる避難所運営の体制づくりが必要となっている。

- 別表1 全壊棟数・焼失棟数
- 別表2 人的被害 死者数
- 別表3 人的被害 負傷者数
- 別表4 避難者

別表1 全壊棟数・焼失棟数

(単位:棟)

被災ケース	建物棟数	液状化	揺れ	急傾斜地崩壊	地震火災	合計
L1	1801	0	10	10	10	30
東側		0	990	10	10	1010

別表2 人的被害 死者数

(単位:人)

被災ケース	人口	建物倒壊	うち屋内 収容物 移動・転 倒、屋内 落下物	急傾斜 地崩壊	火災	ブロック 塀	合計
L1	1455	*	*	*	*	*	*
東側		60	*	*	*	*	60

※H17 国勢調査

別表3 人的被害 負傷者数

(単位:人)

被災ケース	人口	建物倒壊	うち屋内 収容物 移動・転 倒、屋内 落下物	急傾斜 地崩壊	火災	ブロック 塀	合計
L1	1455	30	*	*	*	*	30
東側		220	30	*	*	*	250

別表4 避難者(ケース④ 冬18時)

(単位:人)

	1日後		
	全避難者	避難所避難者	避難所外避難者
東側	130	90	220

*:若干数 ※四捨五入の関係で合計があわない場合がある

参照:【高知県版】南海トラフ巨大地震による被害想定について(平成25年5月)

第3節 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報(以下「臨時情報」という。)が発表された場合に、村がとるべき対策を定め、後発地震の発生による被害の軽減を図る。

また、臨時情報が発表された際に、住民が情報を正しく理解し、冷静に対応できるよう、日頃から啓発を行う。

1. 臨時情報の種類

臨時情報は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べ相対的に高まったと評価された場合に発表するもので、以下のキーワードを付記した4つがある。

南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を開始した場合、又は調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	想定震源域のプレート境界で、マグニチュード8以上の地震が発生した場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	想定震源域のプレート境界で、マグニチュード7以上の地震が発生した場合(プレート境界のマグニチュード8以上の地震は除く) 想定震源域のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれもでなかった場合

2. 臨時情報(調査中)発表時の活動

村は、臨時情報(調査中)が発表された際には、迅速に初動体制の確立を図り、情報の収集や伝達に努める。

初動体制の確立については、一般対策編第2章第18節別表3「配備基準」(P.50)を準用する。

3. 臨時情報(巨大地震警戒)発表時の活動

村は、臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合は、情報の収集や伝達に努めるとともに、一週間、後発地震に対して警戒する措置をとり、当該期間経過後一週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

(1) 住民への周知

○臨時情報(巨大地震警戒)の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、住民に密接に関係のある事項について、FM告知端末やホームページなどを活用して周知する。

○地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認するなど、防災対応をとる旨を呼びかける。

(2) 避難対策等

① 地域住民等の避難行動等

○安全かつ速やかに事前避難が実施できるよう、開設する避難所、避難経路等避難実施に係る具体的な検討を行う。

○地域住民に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

② 避難所の開設・運営

○地震による被害を最小限にとどめ、また、混乱、事故を防止することを基本として、耐震性の不足する住宅に居住する村民等や要配慮者などの自主避難を中心に受け入れる。

○内容は、震災対策編第4章第6節(P.126)を準用する。

(3) 消防機関等の活動

臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、地震からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定める。

○臨時情報に関連する情報の的確な収集及び伝達

○事前避難が望ましい地域における地域住民等の避難誘導

(4) 公共施設等の対策

一般対策編 第2章第2節と同じ

(5) ライフライン等の対策

一般対策編 第2章第13節と同じ

(6) 教育機関に関する対策

室内や通学路の安全対策の再確認をするとともに、休校・休園等の必要な対策を検討する。

(7) 滞留旅客等に対する措置

村は、臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定める。

4. 臨時情報(巨大地震注意)発表時の活動

村は、臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合は、情報の収集や伝達に努めるとともに、下記の期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

① 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上 M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生し、巨大地震注意が発表された場合は一週間

② 南海トラフ沿いの想定震源域のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化した期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間

(1) 住民への周知

○臨時情報(巨大地震注意)の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、住民に密接に関係のある事項について、FM 告知端末やホームページなどを活用して周知する。

○地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認するなど、防災対応をとる旨を呼びかける。

第3章 災害予防対策

第1節 防災むらづくり

第2節 防災知識の普及及び訓練に関する計画

第3節 地域防災力の育成対策

第4節 自発的な支援への環境整備

第5節 火災予防対策

第6節 建築物等の災害予防対策

第7節 ライフライン等の対策

第8節 緊急輸送対策

第9節 避難対策

第10節 地域への救援対策

第11節 災害時要配慮者等の支援対策

第1節 防災むらづくり

1. 建築物の安全確保

個人住宅の耐震化については、高知県における基本計画に基づき支援策を検討します。

2. ライフラインの施設等の機能確保

電気、ガス、上水道、電話等のライフライン関連施設は、地震に対する機能の確保に努めるとともに、各種のライフラインが寸断される不測の事態へ供えるため、水や食料など生活必需品の個人備蓄を推進する。

第2節 防災知識の普及及び訓練に関する計画

一般対策編 第2章第1節の取組みを行う。
特に防災訓練については以下の取組みを行う。

1. 防災訓練

村・消防団・中芸消防署・事業所・地域住民などが一体となって防災訓練を実施し、防災体制の強化と防災意識の高揚を図る。

(1) 初動体制の確立訓練

地震発生時の各種被害を想定し、初動体制を確立するための訓練を実施する。

(2) 現地訓練

地震発生時に実際に行うことを検証することを目的として、現場訓練を実施する。

(3) 情報収集・伝達等に関する訓練

情報通信機器の操作の習熟、情報の内容精査及び取りまとめ、収集情報の広報を目的に訓練を実施する。

(4) 図上訓練

様々な被害シナリオを想定し、応急対策能力を高めるための図上訓練を関係機関と連携し、実施する。

(5) 避難所開設・運営訓練

避難所運営マニュアルに基づき、地域住民主体での避難所の開設・運営訓練を実施する。訓練で見つかった改善点などは、適宜避難所運営マニュアルを更新し、改善を行う。

第3節 地域防災力の育成対策

一般対策編 第2章第8節と同じ

第4節 自発的な支援への環境整備

一般対策編 第2章第9節と同じ

第5節 火災予防対策

一般対策編第2章第4節の取組みを行うとともに、特に以下の対策に取り組む。

消防力の強化

地震発生時に、現有消防力を最大限に活用し、被害を最小限に軽減する総合的な消防計画を策定する。消防計画策定にあたっては、特に次の点に注意するものとする。

- 教育訓練計画(消防団員の教育訓練)
- 情報計画(災害状況の把握及び関係機関への報告・通報)
- 避難計画(関係機関と連携した避難の誘導)
- 消火計画(自主防災組織など地域住民と連携した消火)
- 救助救急(自主防災組織など地域住民と連携した救助救命)

第6節 建築物等の災害予防対策

一般対策編第2章第3節の取組みを行うとともに、特に以下の点に取り組む。

1. 建築物等の耐震性の向上

個人住宅の耐震診断の推進等により、耐震改修、建て替えの促進を図る。

2. 家具等の転倒防止

個人住宅における家具の転倒防止策の普及啓発を図る。

3. 落下や倒壊防止

ガラスの飛散・ブロック塀の倒壊などに関する普及啓発を図る。

第7節 ライフライン等の対策

一般対策編 第2章第11節の取組みを行うとともに、特に以下の対策に取り組む。

電気、ガス、水道等、被害を受けたライフライン施設の復旧を速やかに実施する。

第8節 緊急輸送対策

緊急的な応急対策を最優先として、緊急輸送体制の整備を図る。

1. ルートの設定

- 緊急的な応急対策を実施することを想定し、あらかじめ、ルートを設定しておくものとする。
- 設定されたルートの重要性を考慮し、橋梁等の構造物の耐震対策を順次実施する。

2. 拠点の設定

- 緊急的な応急対策を実施することを想定し、あらかじめ、拠点を設定しておくものとする。

3. 関係者との連携

- 緊急輸送を依頼する関係者と協定を締結するなどの連携を図る。

第9節 避難対策

一般対策編 第2章第14節の取組みを行うとともに、特に以下の対策に取り組む。

地震発生後の火災や二次的な災害からの一時的な避難及び一定期間継続する避難に関し、事前対策を進める。

また、高齢者、障害者その他の災害時要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難誘導體制の整備を進める。

1. 一時的な避難

- 指定された避難所に避難しがたい場合を想定し、避難の原因に応じた一時的な避難場所を、住民とともに地域で選定しておく。
- 一時的な避難についても、誘導案内や避難場所の表示等の標識を整備する。
- 広報誌や防災マップなどにより、一時的な避難場所や経路などの周知徹底に努める。

2. 長期的な避難

- 避難所として一定期間の避難生活ができる適切な施設を指定する。
- 避難所の運営方法についてあらかじめ定めておく。
- 避難生活に必要な資機材等の整備など必要な機能の確保に努める。
- 災害時要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げるなど、多様な避難場所の確保に努める。

3. 公営住宅、空き家等の把握

- 災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努める。

第10節 地域への救援対策

地震発生直後に緊急的に必要な物資の確保を図る。

1. 飲料水、食料等の確保

- 飲料水、食料の個人備蓄を推進する。
- 避難所への飲料水、食料など必要物資の備蓄を進める。
- 緊急的に必要となる物資の調達体制の整備を図る。
- 県に、供給計画を報告する。
- 物資配送計画を作成し、速やかな物資の搬送を行う。

2. し尿処理及び清掃活動

(1) し尿処理

災害時のし尿処理計画をあらかじめ定めておく。

(2) 清掃活動

災害廃棄物処理計画をあらかじめ定めておく。

3. 医療対策

(1) 災害時医療体制の整備

大規模災害時には「高知県災害医療救護計画」、「北川村災害医療救護計画」が実効あるものとするため、関係者への周知徹底や防災訓練を実施し、常に内容に検討を加えるものとする。

① 災害医療救護体制

- 直接地域住民の生命、健康を守るための医療救護活動を行う。
- 医療救護所において、中等症患者及び重傷患者への応急処置及び軽症患者に対する処置を行う。

○救護病院において、医療救護所に対応できない重症患者及び中等症患者の処置及び収容を行う。

(2) 北川村災害医療救護計画の周知等

- 北川村災害医療救護計画について関係者及び住民に周知する。
- 医療救護所等を設置する場所を、平時から住民に周知する。
- 地域の医療関係団体や自主防災組織との連携に努める。
- 応急手当等の家庭介護の普及を図る。

(3) 医薬品等の整備

- 医薬品、医療用資機材等の備蓄に努める。
- 医薬品卸業者、薬剤師会等と連携し、医薬品等の確保及び供給体制を整備する。

(4) 通信体制及び輸送体制の整備

- 通信体制や緊急輸送体制の整備に努める。
 - 県及び関係機関と連携し、保有する機動力を効率的に活用する。
 - 県及び関係機関と連携し、医療救護に関する情報の収集伝達体制を整備する。
- ※ 医療活動体制図は一般対策編別表20のとおり

(5) 災害時医療救護訓練

- 災害時を想定した医療救護訓練を実施する。

第11節 災害時要配慮者等の支援対策

一般対策編 第2章第9節の取組みを行うとともに、特に以下の対策に取り組む。

地震発生時に身を守るために援護が必要な方々への支援の検討を進める。対策を進めるにあたっては本人の意志、プライバシーの保護、災害時要配慮者の特性及び男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

1. 在宅の災害時要配慮者への支援

(1) 地域住民による支援

自主防災組織などで災害時要配慮者とともに避難する計画を検討する。

(2) 村における支援体制の確立

災害時要配慮者の所在を把握する。

① 災害発生時の避難支援

迅速に避難できるよう、村があらかじめマニュアルを定め、それに沿った避難支援を行う。

② 災害発生時の避難誘導、救出

○ 自主防災組織、地域住民、関係団体、福祉事業者などと連携して、消防団を中心とした情報伝達体制の整備、災害時要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画等の避難誘導體制の整備に努める。

○ 消防本部や警察と連携して避難誘導や救出の体制を整備する。

③ 平常時及び災害発生時の情報提供

○ 障害のある方に防災知識を普及する方法について検討する。

○ 緊急時の連絡方法について検討する。

○ 外国人に対する情報提供の方法について検討する。

④ 長期の避難

○ 避難所の設備の整備や応急仮設住宅への入居などについて、災害時要配慮者に配慮した計画を作成する。

第4章 災害応急対策

- 第1節 活動体制の確立
- 第2節 情報の収集伝達
- 第3節 応援要請
- 第4節 広報活動
- 第5節 消防計画
- 第6節 避難対策
- 第7節 災害拡大防止活動
- 第8節 緊急輸送対策
- 第9節 地域への救援活動
- 第10節 防疫・保健衛生対策
- 第11節 犬、猫、特定動物等の保護及び管理
- 第12節 応急住宅対策
- 第13節 ライフライン対策
- 第14節 教育対策
- 第15節 労務の提供
- 第16節 災害時要配慮者への配慮
- 第17節 二次災害の防止
- 第18節 自発的支援の受け入れ
- 第19節 自衛隊の災害派遣要請計画

第1節 活動体制の確立

大規模地震が発生した場合には、自衛隊・県・近隣市町村などの救援を仰ぎ、住民と一致協力して災害の拡大防止と、被災者の救援救護に努め、被害発生を最小限に抑えなければならない。

1. 初動体制

本村に所属する職員は、配備基準に基づく指令に従い、必要な任務を遂行しなければならない。特に時間外については、指令を待つことなく、あらゆる手段をつくして庁舎に集まらなければならない。

2. 災害対策本部設置及び動員時配備基準

災害対策本部設置及び動員時配備基準については一般対策編別表13、14、15のとおりとする。

第2節 情報の収集伝達

応急活動における情報の収集は、目的を明確にし、実施することとする。

また、収集した情報は、自らの機関内での共有化はもちろんのこと、関係機関との共有化にも心がけることとする。

1. 地震に関する情報

(1) 高知地方気象台

○気象庁本庁又は大阪管区気象台の通報等に基づき地震に関する情報を発表した場合は、県(危機管理課)及び関係機関に伝達することとする。

(2) 県

○高知地方気象台から発表伝達された地震情報を市町村、消防本部、自衛隊等の関係機関に伝達する。

○全市町村に設置している計測震度計により、各市町村の震度を把握する。

(3) 村

○村地域防災計画に基づき、住民等に対して迅速に伝達する。

2. 地震発生後の情報収集

地震発生直後は、被害状況を正確に把握することは困難と想定される。そのため、当初は、人命に関わる情報を最優先として収集し、順次、情報の精度を高めることとする。

収集した情報は、関係者への報告及び公表により、情報の共有化を図る。

- 村及び県は、必要に応じて通信施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。
- 村は、自主防災組織や消防団などの組織とも連携して、管内の概括的被害状況の把握に努め、状況を順次県に報告する。
- 村及び県は、応急対策活動に関する情報を相互に連絡するとともに、応急対策活動状況を公表する。
- 村から県、県から消防庁への報告経路及び内容は次のとおりとする。
 - ・村の区域内で震度4以上を記録した場合、被害状況の第1報を県に対して、震度5強以上を記録した場合は、県及び消防庁に対して、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

第3節 応援要請

一般対策編 第3章 第18節と同じ

第4節 広報活動

災害の情報や被害の状況を迅速かつ的確に伝えることは、住民の無用な混乱を防ぎ、適切な判断を与える意味で重要である。災害広報及び報道機関の協力も得ながら、様々な手段で広報を行う。
特に、被災者については、こうした情報をきめ細かく伝達する。

1. 災害広報する内容
 - ①被害状況
 - 人的、物的被害
 - 公共施設被害など
 - ②余震関連情報
 - 気象庁の発表する余震に関する情報
 - 余震による二次災害の危険性の注意喚起
 - ③安否情報
 - 死亡者の情報
 - ④応急対策情報
 - 応急対策の実施状況
 - ⑤生活情報
 - 電気、電話、ガス、水道などの復旧状況
 - 避難所情報
 - ⑥住宅情報
 - 仮設住宅

- 住宅復興制度
 - ⑦医療情報
 - 診療可能施設
 - 心のケア相談
 - ⑧福祉情報
 - 救援物資
 - 義援金
 - 貸付制度
 - ⑨交通関連情報
 - 道路規制
 - ⑩環境情報
 - 災害ごみ
 - ⑪ボランティア情報
 - ボランティア活動情報
 - ⑫その他
 - 融資制度
 - 各種支援制度
 - 各種相談窓口
- (2) 広報の方法
- 中芸光ネットワーク(FM 告知放送)による放送広報
 - ハンドスピーカーによる巡回広報
 - 公用車による広報は、道路の交通状況に応じて実施する。
 - 聴覚障害者などの災害時要援護者にも把握できるよう文字等での広報も行う。
- (3) 報道機関への発表
- 災害対策本部からの発表は、本部長・副本部長、または事務局長が行う。

第5節 消防計画

一般対策編 第3章 第3節と同じ

第6節 避難対策

地震発生後の火災から逃れるためや二次災害の危険から逃れるために、住民自らが自主的に避難することを基本とする。

村は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、生命又は身体を災害から保護し、その他の災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、避難勧告及び避難指示を速やかに実施し、誘導を行う。また、避難の必要がなくなったときは速やかにその旨を伝える。

1. 避難勧告・指示

(1) 避難指示等の根拠法と実施責任者

- 災害対策基本法第60条(村、県)
- 災害対策基本法第61条(県警察、海上保安部)
- 地すべり等防止法第25条(県)
- 水防法第29条(県、水防管理者)
- 警察官職務執行法第4条(県警察)
- 自衛隊法第94条(自衛隊)

(2) 避難勧告等の伝達方法

次の事項をFM告知放送、広報車、エリアメールなどにより周知徹底する。

- 避難を必要とする理由
- 避難勧告又は避難指示の対象となる地域
- 避難する場所
- 注意事項(避難経路の危険性、避難方法など)
- 聴覚障害者などの災害時要援護者にも把握できるよう文字等での広報も行う。

(3) 避難誘導

村があらかじめ定めた計画に基づき避難誘導を実施する。必要に応じて関係機関等の協力を要請する。

(4) 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。設定に当たっては、なわ張り等による警戒区域の表示・交通規制等の必要な措置を安芸警察署等の防災関係機関の協力を得て実施する。

2. 避難所の運営

- 避難所に指定されている施設の被害状況を早急に把握する。
- 避難所を迅速に開設し、周知徹底する。
- 避難所の生活環境に注意を払う。
- 避難者の健康管理、プライバシーの保護、災害時要配慮者の特性及び男女のニーズの違いなど男女双方の視点に配慮する。
- 避難生活に不足する物資の調達を行う。
- 避難所は避難者の協力を得て、運営を図る。
- 避難者の総合的な相談窓口を設置する。

第7節 災害拡大防止活動

地震発生後、被害の拡大を防止するための活動を緊急に実施する。

1. 消防活動

- 住民、消防団、自主防災組織等は、周辺地域の初期消火に努める。
- 消防機関は、人命の安全確保のための消火活動を優先的に実施する。
- 必要に応じて、他市町村及び県に応援の要請をするものとする。

2. 水防活動

地震発生を原因とする洪水への対応は、水防活動を行うものの安全に配慮しながら、必要な措置を実施する。

3. 人命救助活動

人命の救助は、全ての活動に優先するため、各種活動は「人命救助活動」の妨げとなる場合は、規制をすることとする。

地震直後の人命救助活動は、地域の住民や消防団、自主防災組織が率先して実施することに努めることとする。

- 住民、自主防災組織等は、地域の救助活動に努める。
- 村、県、県警察は、住民、消防団、自主防災組織等と協力して救助活動を実施する。

4. 被災建築物に対する応急危険度判定

県の作成する支援計画と調整のうえ、判定支援実施計画を策定し、応急危険度判定を実施する。

5. 被災宅地の応急危険度判定

県の支援のもと、必要に応じて国、他県への派遣要請など、関係機関との連絡調整体制を確立する。

第8節 緊急輸送対策

一般対策編 第3章第7節と同じ

第9節 地域への救援活動

一般対策編 第3章第20節と同じ

第10節 防疫・保健衛生対策

一般対策編 第3章第9節と同じ

第11節 犬、猫、特定動物等の保護及び管理

1. 村の活動

○地域における被害動物相談とともに災害死した動物の処理を行う。

2. 住民及び民間団体の活動

○獣医師会、民間団体による負傷動物の治療、飼い主及び里親探しを実施するとともに、飼育されている動物に対して餌を配布する。

第12節 応急住宅対策

一般対策編 第3章第12節と同じ

第13節 ライフライン対策

一般対策編 第3章第6節と同じ

第14節 教育対策

一般対策編 第3章第17節と同じ

第15節 労務の提供

一般対策編 第3章第20節と同じ

第16節 災害時要配慮者への配慮

一般対策編 第3章第21節と同じ

第17節 二次災害の防止

1. 水害・土砂災害対策

- 水害・土砂災害の危険箇所の点検を専門技術者等により行う。
- 点検の結果危険性の高い箇所は、早期に応急対策を実施します。
- 危険情報を関係機関や住民に周知し、必要な場合は、避難対策を実施する。

2. 爆発等及び有害物質による二次災害対策

- 爆発物や有害物質など危険物を取り扱う施設管理者は、施設の点検、応急措置を行う。
- 爆発等の危険がある場合は、速やかに関係機関に連絡をするとともに、周辺住民に周知することとする。
- 必要に応じて避難対策を実施する。

第18節 自発的支援の受け入れ

一般対策編 第3章第10節と同じ

第19節 自衛隊の災害派遣要請計画

一般対策編 第3章第9節と同じ

第5章 災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧計画

第2節 迅速な現状復旧の進め方

第3節 復興計画

第4節 被災村民のための緊急計画

第1節 災害復旧計画

1、復旧・復興の基本方向の決定

①基本方向

村は、県等と連携・協力し、災害復興方針や災害復興計画、個別の災害復旧事業計画を速やかに策定するとともに、災害復興本部の設置等復興体制を整備し、復旧・復興事業を推進する。

また、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、それによる支援を有効に活用して復旧・復興事業を推進する。

②災害復興方針・災害復興計画の策定

村は、女性や要配慮者等の参画に配慮しながら、被災地域の計画的な再建を図る全体方針である「災害復興方針」と、市街地復興、産業復興、生活復興等に関する全体計画である「災害復興計画」を策定する。

③災害復旧事業計画の策定

村は、県や関係機関、事業所と連携・協力し、個別分野に関する災害復旧事業計画を策定する。策定する計画は以下の通りである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林漁業施設復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 住宅災害復旧事業計画
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (6) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (7) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (8) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (9) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (10) その他の計画

④災害復興本部の設置

当面の応急対策がある程度終了した時期に、災害対策本部を災害復興本部に再編成し、復興体制の強化を図る。

第2節 迅速な現状復旧の進め方

1、被災施設の復旧等

○物資・資材の調達及び人材の広域応援等に関する計画のもとに迅速かつ円満に被災施設の復旧事業を行うために、県に支援を仰ぐこととする。

○被災施設の復旧に当たっては、現状復旧を基本に行いつつ、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

○地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所については、二次的な土砂災害防止の観点から土砂災害防止対策に努める。

2、がれきの処理

がれきの処分方法として、仮置場、最終処分地の確保のうえ、計画的な収集運搬、適切な分別・リサイクルに努めるものとする。また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置を講じることとする。

第3節 復興計画

1、復興計画の作成

復興が速やかに行われるために、各課協力のもと復興計画を作成し、復興に係る関係機関の支援を仰ぎ積極的に進めるものとする。

2、災害に強いむらづくり

住民の安全と環境保全等にも考慮した災害に強いむらづくりを目指すものとする。

3、復興のための市街地の整備改善

復興のため、「被災市街地復興特別措置法」を活用し、住民の早急な生活再建の観点から、災害に強いむらづくりを目指し実施するよう努める。

第4節 被災村民のための緊急計画

1、災害弔慰金の支給等

○災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の支給並びに災害援護資金の貸付等により、被災者の自立的な生活再建の支援を行う。

1-1 災害弔慰金の概要

対象となる 自然災害	ア 1市町村において住宅が5世帯以上滅失した災害 イ 都道府県において住宅が5世帯以上滅失した市町村が3つ以上ある場合の災害 ウ 都道府県において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
支給対象	上記災害により、死亡された方の死亡当時における配偶者（事実婚を含む）、子、父母、孫、祖父母。 また、いずれの方もいない場合に限り、死亡された方の死亡当時その方と同居、又は生計を同じくしていた兄弟姉妹。 （行方不明者についても同様）

支給額	ア 生計維持者の方が死亡した場合 500 万円 イ その他の方が死亡した場合 250 万円
-----	--

1-2 災害障害見舞金の概要

対象となる災害	災害弔慰金に同じ
支給対象	上記の災害により重度の障害(両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等)を受けた方
支給額	ア 生計維持者が障害を受けた場合 250 万円 イ その他の人が障害を受けた場合 125 万円

1-3 災害援護資金の貸付の概要

対象災害	・災害救助法による救助が行われた自然災害 ・都道府県内においてに災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害
貸付限度額	① 世帯主の1か月以上の負傷 限度額 150 万円 ② 家財の1/3以上の損害 限度額 150 万円 ③ 住居の半壊 限度額 170 万円(250 万円) ④ 住居の全壊 限度額 250 万円(350 万円) ⑤ 住居の全体が滅失 限度額 350 万円 ⑥ ①と②が重複 限度額 250 万円 ⑦ ①と③が重複 限度額 270 万円(350 万円) ⑧ ①と④が重複 限度額 350 万円 ()は特別の事情がある場合

1-4 生活福祉資金の災害援護資金貸付

県の「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づいて、高知県社会福祉協議会が低所得者世帯に対して行う生活福祉資金の災害援護資金の貸付を、迅速かつ円滑に行割れるよう必要な措置を講ずる。

1-5 被災者生活再建支援金の支給

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた人で経済的理由等により自立した生活を再建することが困難な人に対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。

村は、当該被災者生活再建支援制度を活用し、被災者の自立した生活の開始を支援する。

1-6 被災者生活再建支援制度の概要

目的	被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。
対象災害	自然災害(暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害)

対象災害の規模	<p>政令で定める自然災害</p> <p>① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>② 市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害</p> <p>③ 県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害</p> <p>④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害</p> <p>⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害</p>																		
支援対象世帯	<p>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)</p> <p>①住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)</p> <table border="1" data-bbox="507 797 1402 931"> <tr> <td>住宅の被害程度</td> <td>全壊</td> <td>解体</td> <td>長期避難</td> <td>大規模半壊</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> <p>②住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)</p> <table border="1" data-bbox="507 976 1402 1111"> <tr> <td>住宅の再建方法</td> <td>建設・購入</td> <td>補修</td> <td>賃借(公営住宅以外)</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> <p>※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計200(又は100)万円</p>	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊															
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円															
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)																
支給額	200万円	100万円	50万円																
支給額	<p>住宅が全壊した世帯その他これと同等の被害と認められる世帯として政令で定めるもの</p> <p>① 住宅が全壊した世帯</p> <p>② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯</p> <p>③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯</p> <p>④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯</p>																		

○村は、各種支援措置を早期に実施するため、発災後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。

1-7 罹災証明書の発行

罹災証明は、各種被災者生活支援制度を受けるとき、住家(居住のために使っている建物)の被害程度を証明するものである。村は、被災者からの申し出により、住家の被害状況の調査を行い、確認した事実に基づき被害の程度を証明する罹災証明書を発行する。

なお、罹災の程度は、住家を対象に、一棟ごとに母屋で判断するもので、屋根、壁、構造体等部分ごとに表面に現れた被害を調査して「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部破損」の判定をする。家財道具や門柱、門扉等の外構部分は、罹災証明の対象外である。

1-8 被災証明書の発行

被災証明書は、保険金等の請求や税等の減免のため、災害の事実を証明する書類である。住家以外の建物や家財道具、門柱、門扉等の被害について、被災写真等に基づき発行する。証明書発行を申請する被災者は、可能な限り、被災写真等(2~3枚)を添付し、申請する。

村は、被災者からの申請により、被災証明書を発行する。

2、生活相談

本格的な応急対策活動が稼働しはじめた後、速やかに被災者のための生活相談窓口を設け、苦情または要望を聴取し、解決を図るほか、村独自の解決が難しい事項については関係機関に連絡するなどして解決を図る。

3、租税等の徴収猶予、減免措置

被災者に対する村税等の徴収猶予及び減免などの措置に関する計画を立案する。

3-1 市町村税の減免等

1-1 納税期限の延長

災害により納税義務者等が、期限内に申告その他の書類の提出又は市町村税を納付若しくは納入できないと認められるときは、地方税法及び市町村税条例の規定に基づき、当該期限を延長する。

1-2 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市町村税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、地方税法の規定に基づき、その人の申請により1年以内の期間を限り徴収を猶予する。

1-3 減免

災害により被害を受けた納税義務者等が市町村税を納付することができないときは、市町村税条例及び市町村税条例施行規則に定めるところにより市町村税の減免を行う。

3-2 利用料の減免等

保育料、水道料金等、各種利用料について、条例に基づき、又は本部長の権限や議決により、減免等の措置に努める。

3-3 県税・国税の減免等

国及び県は、被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び県税条例の規定に基づき、期間の延長、徴収猶予、減免等の措置を災害の状況により適切に措置する。

4、住宅確保支援策

4-1 住宅相談窓口の設置

建築関係団体の協力を得ながら、災害復興本部に住宅相談窓口を設置し、住民からの修繕、新築、融資等の相談、情報提供を行う。

4-2 住宅の供給促進

民間、県等の協力を得て、住宅の供給促進に努める。

2-1 公営住宅等の空き家活用

既存の空き家もしくは建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるよう配慮する。

2-2 災害公営住宅の供給

災害により住宅が滅失し、自力で住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を供給する。

2-3 災害復興住宅融資の活用促進

独立行政法人住宅金融支援機構法による災害復興住宅資金の融資等の活用を促進する。

5、義援金品の受付・配分

5-1 義援金の受付・配分

1-1 受付

村に寄託される義援金は、保健福祉課が受付窓口を開設して受け付ける。受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。

1-2 保管

義援金は、被災者に配分するまでの間、当該災害に関する義援金受付専用口座を設け、村指定金融機関で保管する。

1-3 配分

配分方法、被災者等に対する伝達方法について、関係機関等と協議の上決定し、配分する。なお、県に配分委員会が組織された場合は、その基準に従う。

5-2 義援物資の受付・配分

2-1 受付

村に寄託される義援物資は、保健福祉課が受付窓口を開設して受け付ける。義援物資の受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。

2-2 保管

義援物資は、被災者に配分するまでの間、物資集積場等で保管する。

2-3 配分

保健福祉課は、義援物資の種類・数量及び被災状況を考慮して、迅速に配分基準を定め、早期に配分を実施する。

第6章 重点的な取り組み

第1節 強い揺れから身を守る対策

第2節 震災に強い人・地域づくり対策

第1節 強い揺れから身を守る対策

- (1) 建物の倒壊から身を守る
 - 個人住宅の耐震診断の広報に努め耐震改修に関する情報提供を図る。
 - 公共建築物の耐震化については順次行う。
- (2) 家具等の転倒から身を守る
 - 個人住宅における家具の転倒防止策の普及啓発を図る。
 - 公共的な建築物の書棚・器具等の転倒防止の推進を図る。
- (3) 揺れを感じたときの行動を身につける
 - 住民一人一人にあった行動が取れるように普及啓発に努める。
 - 家庭での防災用品や非常食品の備えを推進する。
- (4) 火災による被害をおさえる
 - 災害発生後、直ちに火の元の確認作業を徹底するよう周知する。

第2節 震災に強い人・地域づくり対策

これから社会の中心となる若い世代を中心とし、地震や北川村では直接被害は想定していないが、津波に対する正しい知識と行動力を身につけるための防災教育を推進する。

こうした学校現場での取り組みを家庭や地域に広げ、地域コミュニティにおける多様な主体の中で防災教育を進めることにより、村全体の防災力の向上を図る。

また、公共施設は、平常時から「防災」の視点を盛り込んだ整備を図ることとする。

- (1) 学校・地域での防災教育
 - 発達段階に応じた学習プログラム、教材の研究・開発を推進する。
 - 学校、家庭、地域が一体となった防災への取り組みを推進する。
 - 教職員の防災研修を推進する。
- (2) 一般住民への防災教育
 - 南海地震に備える村民の自助を支援するための情報提供を行い、村民自身による地震防災対策を促進する。
 - ・南海地震に関するパンフレットの積極的な村民への配布。
 - ・南海地震情報コーナーの設置
- (3) 防災のエキスパートの養成
 - 職員の地震・津波に関する正しい知識と行動の習得に努める。
 - 自主防災活動を担う人材の育成を図る。

- 自主防災組織の育成や資機材整備の支援を推進する。
- 日頃から防災活動を実施するNPOやボランティアへの支援を行う。

(4) 防災の視点に立った公共施設の整備

- 防災の視点を盛り込んだ公共施設の整備を図る。

〈 参考資料編 〉

1. 防災関係連絡先
2. 警戒区域等
3. 指定緊急避難場所・避難所
4. 物資保管場所
5. 各種様式

1. 防災関係連絡先

区分	機関名	所在地	電話番号
指定 地方 行政 機関	四国地方整備局 土佐国道事務所 奈半利国道出張所	奈半利町乙1419-9	0887 (38) 4414
	高知地方気象台	高知市本町4-3-41	088 (822) 8883
	四国地方整備局 高知河川国道事務所	高知市六泉寺町96-7	088 (833) 0111
	中国四国農政局 高知地域センター	高知市本町4-3-41 高知地方合同庁舎	088 (875) 7236
	四国森林管理局安芸森林管理署	安芸市川北乙1773-6	0887 (34) 3145
高知 県	中芸高等学校	田野町1203-4	0887 (38) 2914
	高知県危機管理部 危機管理・防災課	高知市丸ノ内1-2-20	088 (823) 9320
	高知県危機管理部 消防政策課	〃	088 (823) 9318
	安芸土木事務所	安芸市矢ノ丸3丁目348	0887 (34) 3135
	安芸福祉保健所 健康政策部	安芸市矢ノ丸1丁目4-36	0887 (34) 3175
	安芸福祉保健所 総務保護課	〃	0887 (34) 1158
	安芸農業振興センター	〃	0887 (34) 3188
	高知県立あき総合病院	安芸市宝永町1-32	0887 (34) 3111
	東部家畜保健衛生所	田野町903-8	0887 (38) 2543
	安芸林業事務所	安芸市矢ノ丸1丁目4-36	0887 (34) 1181
	東部教育事務所	〃	0887 (34) 3591
村・ 広域 行政 機関	北川村役場	野友甲 1530	0887 (32) 1212
	北川村教育委員会	野友甲 618	0887 (32) 1223
	北川小学校	野友甲 1545	0887 (32) 1111
	北川中学校	野友甲 1548	0887 (32) 1110
	みどり保育園	野友甲 1522-1	0887 (38) 6969
	中芸広域連合事務局	安田町大字東島2017	0887 (38) 4077
	中芸広域連合保健福祉課	田野町1456-41	0887 (38) 8211
	中芸広域連合介護サービス課	田野町1828-6	0887 (32) 1165
	中芸広域連合体育館（結いの丘ドーム）	安田町大字東島2017	0887 (38) 6288
	中芸広域連合衛生センター	田野町207-4	0887 (38) 2514
	安芸広域メルトセンター （安芸広域市町村圏事務組合）	安芸市伊尾木黒瀬谷山奥 4034-1	0887 (32) 0322

区分	機関名	所在地	電話番号
消防	中芸広域連合消防本部(署)	田野町 1406-1	0887 (38) 2643
警察	高知県警察本部	高知市丸ノ内2丁目4-30	088 (826) 0110
	安芸警察署	安芸市矢ノ丸2丁目9-2	0887 (34) 0110
	奈半利駐在所	奈半利町乙1419-8	0887 (38) 4854
自衛隊	陸上自衛隊第14旅団 第50普通科連隊	香南市香我美町上分3390	0887 (55) 3171
	海上自衛隊第22航空群 第24航空隊	徳島県小松島市和田島町字洲端4-3	08853 (7) 2111
	海上自衛隊徳島教育航空群	徳島県板野郡松茂町住吉 字住吉開拓38	088 (699) 5111
指定公共機関	西日本電信電話(株)高知支店	高知市帯屋町2丁目5-11	0800 (200) 0116
	日本郵便株式会社 野友郵便局	北川村大字野友甲 1536	0887 (38) 4549
	日本郵便株式会社 平鍋郵便局	北川村大字平鍋 65-2	0887 (37) 2208
	日本赤十字社 高知県支部	高知市丸ノ内1-7-45	088 (872) 6295
	NHK高知放送局	高知市本町3-3-12	088 (823) 2300
	四国電力(株)安芸営業所	安芸市矢の丸2-6-10	0887 (35) 3558
指定地方公共機関	(社)高知県エルピーガス協会	高知市大原町80-2 高知県石油会館内	088 (805) 1622
	高知県トラック協会安芸支部	安芸市港町2丁目4-26 (芸陽運送内)	0887 (34) 3577
	高知県医師会	高知市丸ノ内1-7-45	088 (824) 8366
公共団体等	高知県農業協同組合あき支所	安芸市幸町 1-16	0887 (34) 1515
	高知県農業協同組合田野支所	田野町1858-2	0887 (38) 2611
	北川支所	北川村大字野友甲 830	0887 (38) 4611
	中芸地区商工会	田野町1767-12	0887 (38) 3141

安芸郡医師会	安芸市庄ノ芝1-46	0887 (35) 4722
医療法人臼井会 田野病院	田野町1414-1	0887 (38) 7111
高知東部交通(株)	安芸市千歳町15-26	0887 (35) 3148

2. 警戒区域等

2-1 重要水防区域

沿岸名	河川名	所轄 土木 事務所名	危険区域		特に危険な場所及び対策					溢流・決壊等を予想した被害				避難 場所
			左岸 右岸	延長 (m)	左岸 右岸	延長 (m)	箇所名	予想 される 危険 状況	水防 工法	公共 施設	一般 戸数	人口 (人)	耕地	
奈半利川	奈半利川	安芸	左 右	1,800 2,000	左 右	980 1,370	北川村野友～ 野川口 北川村野友～ 加茂久府付	決壊	土俵積	8	338	870	128	村民会館 婦人の家
〃	〃	〃	右	200	右	200	北川村久江ノ上	〃	〃	0	15	55	4	北部集会所
〃	小川川	〃	右	100	右	40	北川村菅ノ上	〃	〃	0	5	15	3	菅ノ上集会所
〃	奈半利川	〃	右	500	右	500	北川村和田	〃	〃	0	15	40	5	和田集会所
〃	〃	〃	左	300	左	100	北川村長山	溢水	〃	0	5	35	3	長山交流 センター
〃	野川川	〃	左 右	100 2,000	右	20	北川村野川	〃	〃	0	21	51	25	野川交流 センター
〃	加茂川	〃	左 右	300 500	左 右	200 200	北川村加茂	〃	〃	0	30	50	2	農業 センター

2-2土砂災害警戒区域指定

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	初回	自然現象の種類	砂防・急傾法指定	小学校	告示数
305-42-001	泉谷川(1)	安芸郡北川村島	H31. 3. 29	土石流	—	北川	1
305-42-002	泉中谷川	安芸郡北川村島	H31. 3. 29	土石流	泉中谷川	北川	2
305-42-003	泉谷川(2)	安芸郡北川村島	H31. 3. 29	土石流	—	北川	3
305-42-004	泉谷川(3)	安芸郡北川村島	H31. 3. 29	土石流	—	北川	4
305-42-201	影坂谷川(1)	安芸郡北川村西谷	H31. 3. 29	土石流	—	北川	5
305-43-201	安倉谷川	安芸郡北川村安倉	H31. 3. 29	土石流	—	北川	6
305-43-202	菅ノ上谷川	安芸郡北川村菅ノ上	H31. 3. 29	土石流	—	北川	7
305-43-203	東の川	安芸郡北川村竹屋敷	H31. 3. 29	土石流	—	北川	8
305-43-204	竹屋敷東川	安芸郡北川村竹屋敷	H31. 3. 29	土石流	—	北川	9
305-53-001	亦市谷川	安芸郡北川村野友	H27. 11. 24	土石流	亦市谷川	北川	10
305-53-002	加茂川	安芸郡北川村加茂	H31. 3. 29	土石流	加茂川	北川	11
305-53-003	所林谷川	安芸郡北川村加茂及び野友	H31. 3. 29	土石流	—	北川	12
305-53-004	加茂川支川(1)	安芸郡北川村加茂及び野友	H27. 11. 24	土石流	—	北川	13
305-53-005	野友谷川(1)	安芸郡北川村加茂及び野友	H27. 11. 24	土石流	—	北川	14
305-53-006	久府村谷川	安芸郡北川村野友	H27. 11. 24	土石流	—	北川	15
305-53-007	菖蒲谷川	安芸郡北川村野川	H27. 11. 24	土石流	菖蒲谷川	北川	16
305-53-008	羽毛谷川(1)	安芸郡北川村野川	H31. 3. 29	土石流	—	北川	17
305-53-009	長山谷川	安芸郡北川村長山	H31. 3. 29	土石流	—	北川	18
305-53-010a	オソ谷川(1)	安芸郡北川村長山	H31. 3. 29	土石流	—	北川	19
305-53-010b	オソ谷川(2)	安芸郡北川村長山	H31. 3. 29	土石流	—	北川	20
305-53-010c	オソ谷川(3)	安芸郡北川村長山	H31. 3. 29	土石流	—	北川	21
305-53-011	前岸谷川	安芸郡北川村木積	H31. 3. 29	土石流	—	北川	22
305-53-012	中村谷川(3)	安芸郡北川村宗ノ上	H31. 3. 29	土石流	—	北川	23
305-53-013	猪の谷川	安芸郡北川村柏木	H31. 3. 29	土石流	猪の谷川	北川	24
305-53-014	崎山川	安芸郡北川村柏木	H31. 3. 29	土石流	崎山川	北川	25
305-53-015	小島影川	安芸郡北川村小島	H31. 3. 29	土石流	—	北川	26
305-53-201	野友谷川(2)	安芸郡北川村野友	H27. 11. 24	土石流	—	北川	27
305-53-202	野友谷川(3)	安芸郡北川村野友	H27. 11. 24	土石流	—	北川	28
305-53-203	野友谷川(4)	安芸郡北川村野友	H27. 11. 24	土石流	—	北川	29
305-53-204	社城谷川	安芸郡北川村加茂	H27. 11. 24	土石流	社城谷川	北川	30
305-53-205	加茂川支川(2)	安芸郡北川村加茂	H27. 11. 24	土石流	—	北川	31
305-53-206	加茂川支川(3)	安芸郡北川村加茂	H31. 3. 29	土石流	—	北川	32
305-53-207	加茂川支川(4)	安芸郡北川村加茂	H31. 3. 29	土石流	—	北川	33
305-53-208	加茂川支川(5)	安芸郡北川村加茂	H31. 3. 29	土石流	—	北川	34
305-53-209	西岡谷川	安芸郡北川村野友	H27. 11. 24	土石流	—	北川	35
305-53-210	中村谷川(1)	安芸郡北川村野川	H27. 11. 24	土石流	—	北川	36

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	初回	自然現象の種類	砂防・急傾法指定	小学校	告示数
305-53-211	中村谷川(2)	安芸郡北川村野川	H27.11.24	土石流	—	北川	37
305-53-212	沢田谷川	安芸郡北川村野川	H27.11.24	土石流	—	北川	38
305-53-213	野川川支川	安芸郡北川村野川	H31.3.29	土石流	—	北川	39
305-53-214	羽毛谷川(2)	安芸郡北川村野川	H31.3.29	土石流	—	北川	40
305-53-215	西谷川支川(1)	安芸郡北川村西谷	H31.3.29	土石流	—	北川	41
305-53-216	西谷川支川(2)	安芸郡北川村西谷	H31.3.29	土石流	—	北川	42
305-53-217	影坂谷川(2)	安芸郡北川村西谷	H31.3.29	土石流	—	北川	43
305-53-218	日ノ谷川	安芸郡北川村宗ノ上	H31.3.29	土石流	—	北川	44
305-53-219	嘉平谷川	安芸郡北川村宗ノ上	H31.3.29	土石流	嘉平谷川	北川	45
305-53-220	庵ノ谷川	安芸郡北川村和田	H31.3.29	土石流	—	北川	46
305-53-221	日浦谷川	安芸郡北川村小島	H31.3.29	土石流	—	北川	47
I-314	菅ノ上	安芸郡北川村菅ノ上	H31.3.29	急傾斜地の崩壊	—	北川	48
I-315	ニタ又	安芸郡北川村ニタ又	H31.3.29	急傾斜地の崩壊	ニタ又	北川	49
I-316	中大田	安芸郡北川村島	H31.3.29	急傾斜地の崩壊	—	北川	50
I-317	島	安芸郡北川村島	H31.3.29	急傾斜地の崩壊	—	北川	51
I-319	久江ノ上	安芸郡北川村久江ノ上	H31.3.29	急傾斜地の崩壊	久江ノ上	北川	52
I-320	ゴヲジマ	安芸郡北川村久木	H31.3.29	急傾斜地の崩壊	—	北川	53
I-321	平鍋	安芸郡北川村平鍋	H27.11.24	急傾斜地の崩壊	—	北川	54
I-322	小島	安芸郡北川村小島	H31.3.29	急傾斜地の崩壊	小島	北川	55
I-323	久保	安芸郡北川村小島	H31.3.29	急傾斜地の崩壊	久保	北川	56
I-324	和泉	安芸郡北川村和田	H31.3.29	急傾斜地の崩壊	—	北川	57
I-325	日浦(2)	安芸郡北川村和田	H31.3.29	急傾斜地の崩壊	—	北川	58
I-326	日浦	安芸郡北川村和田	H31.3.29	急傾斜地の崩壊	—	北川	59
I-327	崎山	安芸郡北川村柏木	H31.3.29	急傾斜地の崩壊	崎山	北川	60
I-328	柏木(2)	安芸郡北川村柏木	H31.3.29	急傾斜地の崩壊	—	北川	61
I-329	東長山	安芸郡北川村長山	H31.3.29	急傾斜地の崩壊	—	北川	62
I-330	丸山	安芸郡北川村長山	H31.3.29	急傾斜地の崩壊	—	北川	63
I-331	田ノ上	安芸郡北川村長山	H31.3.29	急傾斜地の崩壊	田ノ上	北川	64
I-332	落合	安芸郡北川村長山	H31.3.29	急傾斜地の崩壊	—	北川	65
I-333	有宮	安芸郡北川村長山及び西谷	H31.3.29	急傾斜地の崩壊	—	北川	66
I-334	宮ノ下	安芸郡北川村西谷	H31.3.29	急傾斜地の崩壊	—	北川	67
I-335	木積	安芸郡北川村木積	H31.3.29	急傾斜地の崩壊	—	北川	68
I-336	磯ノ鼻	安芸郡北川村宗ノ上	H31.3.29	急傾斜地の崩壊	磯ノ鼻	北川	69
I-337	樋ノ口	安芸郡北川村宗ノ上	H31.3.29	急傾斜地の崩壊	—	北川	70
I-338	久府付(1)	安芸郡北川村野友	H27.11.24	急傾斜地の崩壊	久府付	北川	71
I-339	八王子	安芸郡北川村野友	H27.11.24	急傾斜地の崩壊	—	北川	72
I-340	東野友	安芸郡北川村野友	H23.9.30	急傾斜地の崩壊	東野友	北川	73

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	初回	自然現象の種類	砂防・急傾法指定	小学校	告示数
I-341	城ノ前	安芸郡北川村加茂	H27. 11. 24	急傾斜地の崩壊	城ノ前	北川	74
I-342	菖蒲	安芸郡北川村野川	H27. 11. 24	急傾斜地の崩壊	—	北川	75
I-343	文治郎	安芸郡北川村野川	H27. 11. 24	急傾斜地の崩壊	—	北川	76
I-344	中村(1)	安芸郡北川村野川	H27. 11. 24	急傾斜地の崩壊	中村	北川	77
I-345	羽毛	安芸郡北川村野川	H31. 3. 29	急傾斜地の崩壊	—	北川	78
I-346	目コギ	安芸郡北川村加茂及び野友	H27. 11. 24	急傾斜地の崩壊	—	北川	79
I-347	相返り	安芸郡北川村野友	H31. 3. 29	急傾斜地の崩壊	—	北川	80
II-393	竹屋敷	安芸郡北川村竹屋敷	H31. 3. 29	急傾斜地の崩壊	—	北川	81
II-394	上ミナ口	安芸郡北川村昔ノ上	H31. 3. 29	急傾斜地の崩壊	—	北川	82
II-395	生首	安芸郡北川村安倉	H31. 3. 29	急傾斜地の崩壊	—	北川	83
II-396	安倉	安芸郡北川村安倉	H31. 3. 29	急傾斜地の崩壊	—	北川	84
II-397	車瀬	安芸郡北川村弘瀬	H31. 3. 29	急傾斜地の崩壊	—	北川	85
II-398	堂平	安芸郡北川村ニタ又	H31. 3. 29	急傾斜地の崩壊	—	北川	86
II-399	堀ヶ生	安芸郡北川村ニタ又	H31. 3. 29	急傾斜地の崩壊	—	北川	87
II-400	泉(1)	安芸郡北川村島	H31. 3. 29	急傾斜地の崩壊	—	北川	88
II-401	泉(2)	安芸郡北川村島	H31. 3. 29	急傾斜地の崩壊	—	北川	89
II-402	泉(3)	安芸郡北川村島	H31. 3. 29	急傾斜地の崩壊	—	北川	90
II-403	泉(4)	安芸郡北川村島	H31. 3. 29	急傾斜地の崩壊	—	北川	91
II-404	泉(5)	安芸郡北川村島	H31. 3. 29	急傾斜地の崩壊	—	北川	92
II-405	上馬場中	安芸郡北川村島	H31. 3. 29	急傾斜地の崩壊	—	北川	93
II-406	上崎山	安芸郡北川村島	H31. 3. 29	急傾斜地の崩壊	—	北川	94
II-407	とどろ	安芸郡北川村久木	H31. 3. 29	急傾斜地の崩壊	—	北川	95
II-408	久木	安芸郡北川村久木	H31. 3. 29	急傾斜地の崩壊	—	北川	96
II-409	本村	安芸郡北川村久木	H31. 3. 29	急傾斜地の崩壊	—	北川	97
II-410	日曾浦(1)	安芸郡北川村和田	H31. 3. 29	急傾斜地の崩壊	—	北川	98
II-411	日曾浦(2)	安芸郡北川村和田	H31. 3. 29	急傾斜地の崩壊	—	北川	99
II-412	瀬詰(1)	安芸郡北川村和田	H31. 3. 29	急傾斜地の崩壊	—	北川	100
II-413	瀬詰(2)	安芸郡北川村和田	H31. 3. 29	急傾斜地の崩壊	—	北川	101
II-415	堂山	安芸郡北川村和田	H31. 3. 29	急傾斜地の崩壊	—	北川	102
II-416	西谷口	安芸郡北川村長山	H31. 3. 29	急傾斜地の崩壊	—	北川	103
II-417	チハヤシキ	安芸郡北川村長山	H31. 3. 29	急傾斜地の崩壊	—	北川	104
II-418	的場	安芸郡北川村西谷	H31. 3. 29	急傾斜地の崩壊	—	北川	105
II-419	ナカムラ	安芸郡北川村西谷	H31. 3. 29	急傾斜地の崩壊	—	北川	106
II-420	峰ヶ久保	安芸郡北川村西谷	H31. 3. 29	急傾斜地の崩壊	—	北川	107
II-421	影坂(1)	安芸郡北川村西谷	H31. 3. 29	急傾斜地の崩壊	—	北川	108
II-422	影坂(2)	安芸郡北川村西谷	H31. 3. 29	急傾斜地の崩壊	—	北川	109

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	初回	自然現象の種類	砂防・急傾法指定	小学校	告示数
Ⅱ-423	影坂(3)	安芸郡北川村西谷	H31. 3. 29	急傾斜地の崩壊	—	北川	110
Ⅱ-424	川島	安芸郡北川村宗ノ上	H31. 3. 29	急傾斜地の崩壊	—	北川	111
Ⅱ-425	築溜(1)	安芸郡北川村宗ノ上	H31. 3. 29	急傾斜地の崩壊	—	北川	112
Ⅱ-426	嘉平谷	安芸郡北川村宗ノ上	H31. 3. 29	急傾斜地の崩壊	—	北川	113
Ⅱ-427	築溜(2)	安芸郡北川村宗ノ上	H31. 3. 29	急傾斜地の崩壊	—	北川	114
Ⅱ-428	築溜(3)	安芸郡北川村宗ノ上	H31. 3. 29	急傾斜地の崩壊	—	北川	115
Ⅱ-429	柏木	安芸郡北川村木積	H31. 3. 29	急傾斜地の崩壊	—	北川	116
Ⅱ-430	久府付(2)	安芸郡北川村野友	H27. 11. 24	急傾斜地の崩壊	—	北川	117
Ⅱ-431	池ノ内	安芸郡北川村加茂	H27. 11. 24	急傾斜地の崩壊	—	北川	118
Ⅱ-432	西山(1)	安芸郡北川村加茂	H27. 11. 24	急傾斜地の崩壊	—	北川	119
Ⅱ-433	窪口	安芸郡北川村加茂	H27. 11. 24	急傾斜地の崩壊	—	北川	120
Ⅱ-434	西山(2)	安芸郡北川村加茂	H27. 11. 24	急傾斜地の崩壊	—	北川	121
Ⅱ-435	野川口(1)	安芸郡北川村野川	H27. 11. 24	急傾斜地の崩壊	—	北川	122
Ⅱ-436	野川口(2)	安芸郡北川村野川	H27. 11. 24	急傾斜地の崩壊	—	北川	123
Ⅱ-437	文治郎ヶ岡(1)	安芸郡北川村野川	H27. 11. 24	急傾斜地の崩壊	—	北川	124
Ⅱ-438	文治郎ヶ岡(2)	安芸郡北川村野川	H27. 11. 24	急傾斜地の崩壊	—	北川	125
Ⅱ-439	中村(2)	安芸郡北川村野川	H27. 11. 24	急傾斜地の崩壊	—	北川	126
Ⅱ-440	菖蒲影	安芸郡北川村野川	H27. 11. 24	急傾斜地の崩壊	—	北川	127
Ⅱ-441	セイナイ	安芸郡北川村野川	H27. 11. 24	急傾斜地の崩壊	—	北川	128
Ⅱ-442	庵ノ鼻	安芸郡北川村野川	H31. 3. 29	急傾斜地の崩壊	—	北川	129
Ⅱ-443	屋城谷	安芸郡北川村野川	H31. 3. 29	急傾斜地の崩壊	—	北川	130
Ⅱ-444	五人組	安芸郡北川村野川	H31. 3. 29	急傾斜地の崩壊	—	北川	131
Ⅱ-445	トビス	安芸郡北川村野川	H31. 3. 29	急傾斜地の崩壊	—	北川	132
Ⅱ-446	大北	安芸郡北川村野川	H31. 3. 29	急傾斜地の崩壊	—	北川	133
Ⅱ-447	亦市	安芸郡北川村野友	H27. 11. 24	急傾斜地の崩壊	—	北川	134
Ⅱ-448	相返り北	安芸郡北川村野友甲	H31. 3. 29	急傾斜地の崩壊	—	北川	135
Ⅱ-449	加茂	安芸郡北川村加茂及び野友	H27. 11. 24	急傾斜地の崩壊	—	北川	136

2-3 土石流危険溪流箇所

河川名			位置	保 全 人 家 戸 数	溪流分類
水系名	河川名	溪流名	大字		
奈半利川	奈半利川	泉谷川-1	島	8	土石流危険溪流 I
奈半利川	奈半利川	泉谷川-2	泉	6	土石流危険溪流 I
奈半利川	奈半利川	泉谷川-3	泉	5	土石流危険溪流 I
奈半利川	奈半利川	泉谷川-4	泉	6	土石流危険溪流 I
奈半利川	西谷川	影坂谷川-1	影坂	1	土石流危険溪流 II
奈半利川	小川川	安倉谷川	安倉	2	土石流危険溪流 II
奈半利川	小川川	菅ノ上谷川	菅ノ上	2	土石流危険溪流 II
奈半利川	小川川	東の川	竹屋敷	1	土石流危険溪流 II
奈半利川	小川川	竹屋敷東川	竹屋敷	3	土石流危険溪流 II
奈半利川	奈半利川	赤市谷川	野友	11	土石流危険溪流 I
奈半利川	加茂川	加茂川支川-1	加茂	5	土石流危険溪流 I
奈半利川	加茂川	所林谷川	加茂	12	土石流危険溪流 I
奈半利川	加茂川	加茂川支川-2	加茂	27	土石流危険溪流 I
奈半利川	加茂川	野友谷川-1	野友乙	27	土石流危険溪流 I
奈半利川	奈半利川	久府付谷川	久府付	3	土石流危険溪流 I
奈半利川	野川川	菖蒲谷川	菖蒲	7	土石流危険溪流 I
奈半利川	野川川	羽毛谷川-2	野川	5	土石流危険溪流 I
奈半利川	西谷川	長山谷川	長山	9	土石流危険溪流 I
奈半利川	西谷川	オソ谷川	長山	1	土石流危険溪流 I
奈半利川	宗ノ上川	前岸谷川	木積	1	土石流危険溪流 I
奈半利川	宗ノ上川	中村谷川	宗ノ上	1	土石流危険溪流 I
奈半利川	奈半利川	猪の谷川	柏木	12	土石流危険溪流 I
奈半利川	奈半利川	崎山川	崎山	5	土石流危険溪流 I
奈半利川	奈半利川	小島影川	影	8	土石流危険溪流 I
奈半利川	奈半利川	野友谷川-2	野友甲	2	土石流危険溪流 II
奈半利川	奈半利川	野友谷川-3	野友甲	2	土石流危険溪流 II
奈半利川	奈半利川	野友谷川-4	野友甲	4	土石流危険溪流 II
奈半利川	加茂川	社城谷川	加茂	3	土石流危険溪流 II
奈半利川	加茂川	加茂川支川-3	加茂	3	土石流危険溪流 II
奈半利川	加茂川	加茂川支川-4	加茂	2	土石流危険溪流 II
奈半利川	加茂川	加茂川支川-5	加茂	1	土石流危険溪流 II
奈半利川	加茂川	加茂川支川-6	加茂	2	土石流危険溪流 II
奈半利川	奈半利川	西岡谷川	久府付	4	土石流危険溪流 II
奈半利川	野川川	中村谷川-1	野川	1	土石流危険溪流 II
奈半利川	野川川	中村谷川-2	中村	2	土石流危険溪流 II
奈半利川	野川川	沢田谷川	中村	2	土石流危険溪流 II
奈半利川	野川川	野川川支流	野川	1	土石流危険溪流 II
奈半利川	野川川	羽毛谷川-1	野川	1	土石流危険溪流 II
奈半利川	西谷川	西谷川支川-1	西谷	2	土石流危険溪流 II
奈半利川	西谷川	西谷川支川-2	西谷	1	土石流危険溪流 II
奈半利川	西谷川	影坂谷川-2	影坂	1	土石流危険溪流 II
奈半利川	宗ノ上川	日ノ谷川	宗ノ上	3	土石流危険溪流 II
奈半利川	宗ノ上川	喜平谷川	宗ノ上	3	土石流危険溪流 II
奈半利川	奈半利川	庵ノ谷川	和田	3	土石流危険溪流 II
奈半利川	奈半利川	日浦谷川	日浦	3	土石流危険溪流 II

2-4 急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)

箇所名		位置	地形			保全人家戸数	備考
箇所番号	箇所名	大字	延長(m)	傾斜度(度)	高さ(m)		
314	菅ノ上	菅ノ上	100	40	50	5	
315	二タ又	二タ又	280	50	35	5	
316	中大田	島	150	35	8	5	
317	島	島	230	40	10	6	
318	影(1)	島	180	40	7	3	
319	久江ノ上	久江ノ上	260	40	20	9	
320	ゴヲジマ	久木	80	35	8		
321	平鍋	平鍋	200	40	25	7	
322	影(2)	小島	400	40	40	14	
323	久保	小島	350	35	20	14	
324	和泉	和田	100	35	10	5	
325	日浦(1)	和田	70	40	20	1	
326	日浦(2)	和田	150	40	25	8	
327	崎山	柏木	200	40	60	15	
328	柏木	柏木	600	35	40	13	
329	東長山	長山	440	40	25	15	
330	丸山	長山	140	60	40		
331	田ノ上	長山	300	40	30	17	
332	落合	長山	190	40	25	6	
333	有宮	長山	130	40	40	6	
334	宮ノ下	長山	120	40	20	2	
335	木積	木積	240	35	30	9	
336	磯ノ鼻	宗ノ上	500	35	20	11	
337	樋ノ口	宗ノ上	180	35	30	5	
338	久府付	野友乙	630	40	20	34	
339	八王子	野友乙	320	35	15	11	
340	野友下	野友	700	35	15	29	
341	城ノ前	加茂	250	50	10	8	
342	菖蒲	野川	170	35	25	7	
343	文治郎	野川	190	35	15	5	
344	中村	野川	130	40	40	12	
345	羽毛	野川	300	40	30	8	
346	目コギ	野友	400	60	8	14	
347	相返り	野友	160	45	20	7	

急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅱ)

箇所名		位置	地形			保全人家戸数	備考
箇所番号	箇所名	大字	延長(m)	傾斜度(度)	高さ(m)		
393	竹屋敷	竹屋敷	40	35	10	1	
394	上ミナ口	菅ノ上	50	40	30	2	
395	生首	安倉	60	40	15	3	
396	安倉	安倉	100	35	10	4	
397	車瀬	弘瀬	80	40	8	4	
398	堂平	二夕又	30	40	30	1	
399	堀ヶ生	二夕又	60	40	65	2	
400	泉(1)	島	60	40	50	1	
401	泉(2)	島	30	35	8	1	
402	泉(3)	島	40	30	8	1	
403	泉(4)	島	40	35	10	1	
404	泉(5)	島	30	40	8	1	
405	上馬場中	島	70	40	55	2	
406	上崎山	島	40	35	15	1	
407	とどろ	久木	150	40	60	4	
408	久木	久木	40	40	45	1	
409	本村	久木	30	40	35	1	
410	日曾裏(1)	和田	60	40	15	2	
411	日曾裏(2)	和田	70	40	30	2	
412	瀬詰(1)	和田	30	35	20	1	
413	瀬詰(2)	和田	40	35	25	2	
414	影	和田	70	35	25	2	
415	堂山	和田	20	35	15	1	
416	西谷口	長山	60	40	15	1	
417	チハヤシキ	西谷	80	40	30	3	
418	的場	西谷	50	40	30	1	
419	ナカムラ	西谷	60	45	30	1	
420	峰ヶ久保	西谷	30	40	30	1	
421	影坂(1)	西谷	30	40	15	1	

箇所名		位置	地形			保全人家戸数	備考
箇所番号	箇所名	大字	延長 (m)	傾斜度 (度)	高さ (m)		
422	影坂(2)	西谷	20	40	7	1	
423	影坂(3)	西谷	80	40	20	2	
424	川島	宗ノ上	30	35	25	1	
425	築溜(1)	宗ノ上	90	40	50	2	
426	嘉平谷	宗ノ上	180	40	20	3	
427	築溜(2)	宗ノ上	30	40	10	1	
428	築溜(3)	宗ノ上	30	30	6	1	
429	柏木	宗ノ上	50	40	15	1	
430	久府付	野友乙	200	40	20	3	
431	池ノ内	加茂	80	40	8	3	
432	西山(1)	加茂	100	40	10	3	
433	窪口	加茂	150	40	8	3	
434	西山(2)	加茂	80	40	20	3	
435	野川口(1)	野川	60	40	20	3	
436	野川口(2)	野川	40	40	10	1	
437	文治郎ヶ丘(1)	野川	60	40	40	2	
438	文治郎ヶ丘(2)	野川	40	40	20	1	
439	中村	野川	30	35	15	1	
440	菖蒲影	野川	100	40	20	2	
441	セイナイ	野川	150	35	25	4	
442	庵ノ鼻	野川	50	40	20	1	
443	屋城谷	野川	50	40	25	1	
444	五人組	野川	40	40	20	1	
445	トビス	野川	60	40	30	2	
446	大北	野川	120	45	35	4	
447	亦市	野友甲	40	40	10	1	
448	相返り北	野友甲	100	45	7	4	
449	加茂	野友乙	160	45	9	3	

2-5山腹崩壊危険地区

番号	大字	字	林班	林班2つ 以上にま たがる物	公共施設等		
					人家戸数	公共施設	道路
1	竹屋敷		71		5		県道
2	〃		71		5		〃
3	〃		70		5		〃
4	久木	大谷	55				村道
5	〃	〃	51	55			〃
6	〃	釈迦ヶ生	49		5		〃
7	〃	上段	46				県道
8	〃		48		1	1	〃
9	〃		47				〃
10	尾河		75		1		村道
11	久木	轟	46		5		県道
12	久江ノ上		44		9	1	〃
13	島	島	59		4		林道
14	〃	ウシロヤマ	59		4		
15	〃	ミス ^ニ ヤマ	40		5		県道
16	〃	シモセキノチ	41		16	1	〃
17	二タ又	かほりおか			2		〃
18	菅ノ上	アソウラカミ	78		7	1	村道
19	〃	カツラタニカミ	78		2		〃
20	〃	カツラタニウウタ	78		7		〃
21	安倉	ナカサテ	79		7		国道
22	〃	効オ	82		1		〃
23	弘瀬	効オ	83		4		
24	〃	かめのくぼ	85		4		国道
25	二タ又	ヤイロイヤマ	38		6	1	村道
26	〃	かげシヤマ	67		1		〃
27	平鍋	フカセ	36		10	1	国道
28	小島	か ^ニ ナガ ^ニ サワヤ	33				〃
29	〃	ナガ ^ニ サワヤマオ	33				〃
30	〃	か ^ニ げ ^ニ シヤマ	91		12	1	村道
31	〃	ノホ ^ニ カヤゴ	30		7	1	国道
32	和田	テ ^ニ クガミソ	93		7		村道
33	〃		29		3		国道
34	〃	チ ^ニ ヌシクホ	95		2		村道
35	野川	ヤマノハナ	105		4		〃
36	柏木	エ ^ニ タニ	25		13	1	国道
37	西谷	オオカ ^ニ タニミヤ	8				林道
38	〃	スケノオイジ	7		7	1	〃
39	宗ノ上	日ノ池	16		3		〃
40	〃	日ノ谷	17		10	1	〃
41	〃	桂ヶ谷	20		3		〃
42	〃	オキトメ	20		5		〃
43	〃	カマガ谷山	22				〃
44	和田	槇ノ谷	28				国道
45	〃	〃	28		10		〃
46	〃	庵ノ向	29		1		〃
47	野川	サンサイタニ	107		6		
48	〃	〃	107		7		
49	〃	クホ ^ニ ムカハ	104				村道
50	〃	〃	104		1		〃
51	〃	オジゾウ	107		5		
52	〃	ヤシロタニ	103		8	1	村道
53	〃	イジ ^ニ ノウエ	108		4		
54	〃	〃	108		3		
55	〃	フジ ^ニ ロカ	103		8	1	村道
56	〃	銭ノモリ	108		3		
57	〃	ハキ ^ニ ノダン	109		3		村道

2-6崩壊土砂流出危険地区

番号	大字	字	林班	林班2つ 以上にま たがる物	公共施設等		
					人家戸数	公共施設	道路
1	竹屋敷		71		7		村道
2	"		71		7		"
3	久木	大谷	55				"
4	"		48		3	1	
5	"		48		3	1	
6	竹屋敷		73	74			村道
7	島	月谷	61				"
8	"	"	60				"
9	島		40		12	1	県道
10		梅ノ木谷	39				"
11		"	39				"
12	久木	トノコリ	46		5		"
13	久江ノ上	ウマスキツ	44		1		"
14	島	アケカタク	41	42.43			"
15	菅ノ上	カワシモ	76		7	1	村道
16	"	"	76	77	7	1	"
17	安倉	ミヤダン	80		3		
18	弘瀬	カメノホ	85		4		県道
19	平鍋	カゲフカセ	86			1	
20	"	ナハラツ	87		1	1	
21	"	ヒノチヤマ	34			1	県道
22	"	フルタ	34	35		1	"
23	"	ハケ	36			1	"
24	小島	ノホカヤコ	30	31.32.33	3		"
25	"	オシタニヤマ	91		12	1	村道
26	"	ノホカヤコ	30				県道
27	和田	コマツオ	93	94			村道
28	"	"	94				"
29	"	"	94				"
30	"	チヌシホ	95		2		"
31	西谷	カゲサヒナ	10		5		林道
32	"	"	10		3		"
33	"	ススケミソヤマ	13		3		"
34	"	シシタニヤマ	14	15	7	1	"
35	"	オカカタニヤマ	8		6		"
36	"	マトハタニキ	7		7	1	"
37	宗ノ上	目ノ地	16		3		"
38	"	目ノ谷	16		7	1	"
39	"	桂ケ谷	20		8		"
40	"	オキトメ	20		10	1	"
41	"	南萩	20	21	8	1	"
42	和田	槇ノ谷	29		8	1	県道
43	"	"	28	29	8	1	"
44	柏木	エタニ	25		6	1	"
45	"	"	25		13	1	"
46	木積	ウワダン	23		9	1	
47	"	ヤマキワ	23		3		
48	柏木	シロヤマ	100		8	1	村道
49	"	ミナミウイ	100		8	1	"
50	"	ミナカタニ			10	1	"

番号	大字	字	林班	林班2つ 以上にま たがる物	公共施設等		
					人家戸数	公共施設	道路
51	野川	サンサイダニ	107		6		
52	〃	〃	107		7	1	
53	〃	〃	107		2		
54	〃	ヤシロタニ	104		2		村道
55	〃	〃	104		2		〃
56	〃	〃	103		3		〃
57	〃	イシノウエ	108		4		
58	〃	オクホヤマ	108		1		
59	〃	フシロカオカ	102		6		村道
60	長山	ミコカウエ	6		7		〃
61	〃	ヒノクチ	23		2		〃
62	加茂	トモヤマ	4		9	1	〃
63	〃	〃	4		11	1	〃
64	〃	ハチカシノ	1	2	8		県道
65	野友乙	ナカタニクチ	1				〃
66	〃	エソカタニシ	1				〃
67	〃	〃	1				〃
68	加茂		2	3	9	1	村道

3. 指定緊急避難場所・避難所

避難施設・避難路一覧表

避難所	指定	緊急	建物構造	洪水	地震	土砂災害	収容人員	避難路
北川村民会館	○	○	鉄筋コンクリート	○	○	○	177	国道493号線 (野友) 村道東野友線、東郷線、 神田線、石ノ内線、山寄 線、角木線、野友平山線 農道野友加茂線
北川中学校 (体育館)	○	○	〃	○	○	○	246	
北川小学校 (校舎)	○	○	〃	○	○	○	148	
北川中学校 (校舎)			〃	○	○	○	127	
遺族会館			木造	○	○	×	100	
みどり保育園	○	○	鉄筋コンクリート	○	○	×	100	
野友集会所	○	○	木造	○	○	○	21	
総合保健福祉 センター ※福祉避難 所	○	○	鉄筋コンクリート	○	○	○	50	
小規模多機能 施設ゆずの花 ※福祉避難 所	○	○	木造	○	○	○	23	
野川交流セン ター	○	○	木造	○	○	×	13	
北川村農業セ ンター	○	○	鉄筋コンクリート	○	○	×	46	県道西谷田野線 村道槇山線、内谷線
北川村農村婦 人の家	○	○	〃	○	○	×	35	国道493号線 村道久府付線
長山交流セン ター	○	○	木造	○	○	○	16	村道長山線
電源開発(株)厚 生館	○	○	鉄骨	○	○	×	32	村道東長山線
西谷集会所	○	○	木造	○	○	○	9	村道西谷線
木積集会所	○	○	〃	○	○	×	4	村道落合宗ノ上線
宗ノ上集会所	○	○	〃	○	○	○	4	村道落合宗ノ上線
柏木交流セン ター	○	○	〃	○	○	×	14	村道東岸線、柏木線

崎山集会所	○	○	〃	○	○	×	20	国道493号線
和田集会所	○	○	〃	○	○	○	20	国道493号線 村道東岸線
小島集会所	○	○	〃	○	○	○	46	国道493号線 村道水谷線、小島線
北川村温泉			一部木造	○	○	×	60	国道493号線
平鍋集会所	○	○	木造	○	○	○	7	村道水谷線、小島線 国道493号線
二夕又集会所	○	○	〃	○	○	×	11	村道二夕又線
北部集会所	○	○	〃	○	○	×	12	県道安田東洋線 村道島線
久江ノ上集会所	○	○	〃	○	○	○	10	県道安田東洋線
久木体育館	○	○	鉄筋コンクリート	○	○	○	50	県道安田東洋線 村道久木線、釈迦ヶ生線
菅ノ上集会所	○	○	〃	○	○	○	15	村道菅ノ上線

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧表

施設区分	施設名称	所在地
児童福祉施設	北川村みどり保育所	安芸郡北川村野友甲1522-1

4. 防災備蓄倉庫設置場所

野友役場裏	崎山
野友保健センター前	和田
加茂農業センター	小島
久府付	平鍋1
野川菖蒲	平鍋2
野川羽毛	二タ又
野川五人組	島
東長山	久江ノ上
田ノ上	久木
西谷	弘瀬
木積	安倉
宗ノ上	菅ノ上
柏木	

5. 各種様式

災害の場合は、第4号様式を用いる。

第4号様式（その1）

災害概況即報

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名
災害名

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

災 害 の 概 況	発生場所				発生日時	年 月 日 時 分				
被 害 の 状 況	死傷者	死 者	人	不明	人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告する。確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入する。

第4号様式（その2）

災害状況即報

都道府県			区分		被害	
災害名 ・ 報告番号	災害名		その他	田	流失・埋没	ha
	第 報 (月 日 時現在)			畑	冠水	ha
				流失・埋没	ha	
				冠水	ha	
報告者名				文教施設	箇所	
区分		被害		病院	箇所	
人的被害	死者	人		道路	箇所	
	行方不明者	人		橋りょう	箇所	
	負傷者	重傷		人	河川	箇所
軽傷		人		港湾	箇所	
住家被害		棟	砂防	箇所		
	全壊	世帯	清掃施設	箇所		
		人	崖くずれ	箇所		
		棟	鉄道不通	箇所		
	半壊	世帯	被害船舶	隻		
		人	水道	戸		
		棟	電話	回線		
	一部破損	世帯	電気	戸		
		人	ガス	戸		
	床上浸水	棟	ブロック塀等	箇所		
	世帯					
	人					
	棟	り災世帯数	世帯			
床上浸水	世帯	り災者数	人			
	人					
非住家	公共建物	棟	火災発生	建物	件	
	その他	棟		危険物	件	
			その他	件		

区分		被害		災害対策本部等の設置状況	都道府県				
公立文教施設	千円								
農林水産業施設	千円								
公共土木施設	千円								
その他の公共施設	千円								
小計	千円								
公共施設被害市町村数	団体								
その他	農業被害	千円		災害救助法 適用市町村名	計	団体			
	林業被害	千円							
	畜産被害	千円							
	水産被害	千円							
	商工被害	千円							
	その他	千円							
被害総額	千円			消防職員出動延人数	人				
				消防団員出動延人数	人				
備考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況								
	応急対策の状況								
	・ 消防，水防，救急・救助等消防機関の活動状況								
	・ 避難の勧告・指示の状況								
	・ 避難所の設置状況								
	・ 他の地方公共団体への応援要請，応援活動の状況								
	・ 自衛隊の派遣要請，出動状況								
	・ 災害ボランティアの活動状況								

※被害額は省略することができる。

※119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

第 年 月 日 号

高 知 県 知 事 殿

北 川 村 長

自衛隊の災害派遣について

災害対策基本法第 68 条の 2 の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する理由

- 2 派遣を必要とする期間
年 月 日 時から
年 月 日 時まで

- 3 派遣を希望する人員、船舶、航空機等の概数

- 4 派遣を希望する区域及び活動状況

- 5 その他参考となるべき事項